

ながいく障がい者プラン

第3次長久手市障がい者基本計画

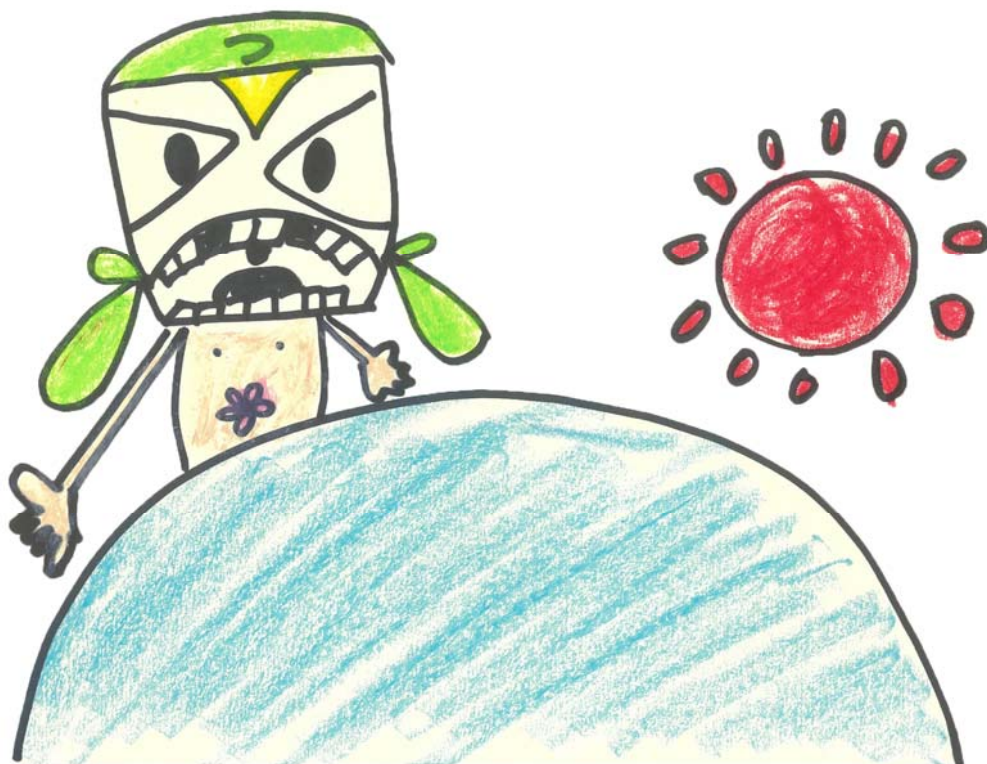
(2015(平成27)年度～2020(平成32)年度)

長久手市第5期障がい福祉計画

(2018(平成30)年度～2020(平成32)年度)

長久手市第1期障がい児福祉計画

(2018(平成30)年度～2020(平成32)年度)



2018(平成30)年4月

長久手市

「障がい」の表記について

本市では、「害」という漢字のマイナスイメージを考慮し、「害」の文字をできるだけ用いないで、「障がい」とひらがなで表記をしています。

ただし、以下の場合は「障害」と漢字表記にしています。

- ・法律、政令、条例等の名称や、それに用いられている用語等
- ・固有名詞や単語、熟語となっているもの等

※この冊子の表紙や挿絵に使用している絵は、長久手市内の障がい児者通所施設に通所しているみなさんに描いてもらったものです。

はじめに



現在、本市には障害者手帳を持っている方が約1,700人暮らしていますが、何かしらの生活のしづらさを感じているのではないかと思います。障がいのある人が地域で居場所と役割をもってその人らしく暮らしていくために、障がいのある人とない人とがお互いに理解し合い、受け入れ、助け合う地域をつくっていくこと、すなわち「地域共生社会」の実現が必要となってきています。

本市は、全国住みよいまちランキングで上位に位置し、毎年約1,000人ずつ人口が増え続けています。その一方で近所にどんな人が暮らしているかよく知らないという地域があるように、地域での人と人の関係が希薄になってきています。また、今後、高齢者人口の増加が急速に進んでいくことにより、働き手が減り、税収も減っていくことが見込まれています。まちづくりが国や市役所だけでは対応できなくなる時代を乗り切るため、市民のみなさんと一緒になって悩み、解決する方法を考えていかなければなりません。そのためには、同じ地域に暮らす人が自分たちの地域について「我が事」として考えることができる地域づくりが必要です。

人と人とのつながりをつくる一つのきっかけとして、市民のみなさんに計画作りへの参加を呼びかけました。知らない人同士でも「自分の暮らすまちが、将来、こうなったらいいな」という話ならできると思ったからです。そして、そこから顔見知りになり、つながりが生まれることを期待しました。

今回のながふく障がい者プランの改訂にあたっても、多くの市民の方に集まっていただき、長久手市が障がいのある人にとっても障がいのない人にとっても暮らしやすいまちにするために何が必要かを話し合うことができました。また、計画素案の概要をまとめ、市民のみなさんにお届けして、途中経過をお知らせしました。今回のパブリックコメントでみなさんからいただいた意見の数が、このプランを初めて策定した3年前に比べて、3倍近くに増加したことは、みなさんが長久手市のまちづくりに関心を持っていたいただいた結果だと思っています。本市の障がい福祉施策の推進にあたりましては、今後も市民のみなさんと相談しながら進めていきたいと思っています。

最後になりましたが、計画の策定にあたりまして、多くの方にご協力いただきましたことに、改めて心より感謝を申し上げます。

平成30年4月

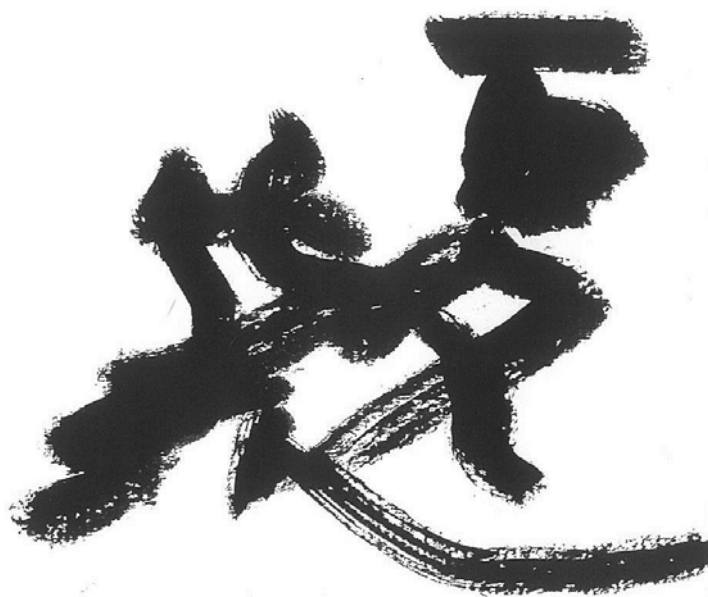
長久手市長
吉田一平

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 基本的な考え方.....	2
（1）計画策定の趣旨.....	2
（2）計画の期間.....	3
（3）計画の策定方法.....	4
2 計画の対象.....	5
3 計画の位置づけ・関連計画との連携.....	6
（1）障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の関係.....	6
（2）他の計画との関係.....	7
（3）国・愛知県・長久手市の計画の流れ.....	8
4 第3次長久手市障がい者基本計画の実施状況.....	9
5 長久手市第4期障がい福祉計画の実施状況.....	10
（1）評価の方法.....	10
（2）「2 計画の数値目標」の評価.....	10
（3）障害福祉サービスの実施状況.....	11
（4）地域生活支援事業の実施状況.....	12
第2章 障がいのある人の現状.....	15
1 長久手市の状況.....	16
（1）長久手市の人口の推移.....	16
（2）障がいのある人の推移.....	17
（3）特別支援学級・学校の推移.....	19
（4）難病者数.....	20
（5）障がい者相談支援センターでの相談状況.....	22
2 ながふく障がい者プラン改訂に係るアンケートからみた状況.....	23
（1）調査の目的.....	23
（2）調査の方法と配布・回収.....	23
（3）調査結果について（抜粋）.....	23
3 障がい児福祉に関するニーズ調査のためのアンケートからみた状況.....	39
（1）調査の目的.....	39
（2）調査の方法と配布・回収.....	39
（3）調査結果について（抜粋）.....	39
4 ヒアリング調査からみた状況.....	42
（1）調査の概要.....	42
（2）調査（ワークショップ）の実施.....	42
（3）調査（ワークショップ）の結果について.....	43

第3章 第3次長久手市障がい者基本計画	53
1 計画の基本理念	54
2 計画の基本目標	54
3 施策の体系	57
4 重点的に取り組んでいく施策	58
5 分野別施策	66
第4章 長久手市第5期障がい福祉計画	75
1 基本的方向性	76
2 計画の数値目標	77
（1）長久手市の目標設定	77
3 障害福祉サービスの現状と見込み	79
（1）障害福祉サービスの体系図	79
（2）自立支援給付の見込み	80
（3）地域生活支援事業の見込み	87
第5章 長久手市第1期障がい児福祉計画	99
1 基本的方向性	100
2 計画の成果目標	102
（1）長久手市の目標設定	102
3 障害福祉サービスの現状と見込み	104
（1）障がいのある児童を対象とした障害福祉サービスの体系図	104
（2）自立支援給付の見込み	104
第6章 計画の推進にあたって	107
1 計画の推進体制	108
2 進行管理と管理手法	109
資料編	111
1 国の障害者基本計画（第3次）の概要	112
2 国の第5期障害福祉計画の基本指針の概要	113
3 長久手市障がい者自立支援協議会、計画策定部会、計画評価部会	114
（1）長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱	114
（2）長久手市障がい者自立支援協議会専門部会設置要綱	116
（3）長久手市障がい者自立支援協議会本会議開催経過	117
（4）計画策定部会・計画評価部会 部会員名簿	118
（5）計画策定部会及び計画評価部会開催経過	118
4 庁内障がい福祉委員会	119
（1）長久手市庁内障がい福祉委員会設置要綱	119

第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

長久手市では、2006（平成18）年に障害者基本法第11条第3項に基づく障がい施策に関する基本的な計画として、2015（平成27）年までの10年間を計画期間とする「長久手市第2次障害者基本計画」を策定しました。また、2012（平成24）年には、障害者自立支援法第88条第1項に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画として、2014（平成26）年度までの3年間を計画期間とする、「長久手市第2次障害者基本計画に基づく第3期障害福祉計画」を、2014（平成26）年度には「第3次長久手市障がい者基本計画・長久手市第4期障がい福祉計画」を「ながふく障がい者プラン」として一体化して策定し、これまでの間、各種地域生活支援事業の実施や長久手市障がい者相談支援センターの設置など、障がいのある人の福祉サービスの充実を図ってきました。

しかしながら、障がいのある人を取り巻く状況は刻々と変化しています。障がいの重度化や本人や家族、介護者の高齢化が進行する中、障がいのある人本人や家族の“より自分らしく生きたい”、“前向きに積極的な生き方をしたい”といった意識も高まっています。そのため、生活の質（QOL）の向上にも配慮し、安心した生活が送れるような対策の実施が求められています。また、障がい関係の制度見直しとして、国においては「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が制定されたほか、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行され、このような制度改定等に応じた施策の見直し等も必要となっています。

加えて、2018（平成30）年の社会福祉法の改正により、これまでの制度による課題解決だけではなく、「支える側」、「支えられる側」といった区別をなくし、日常生活の中で生じる様々な困り事を他人事とせず、自分や家族が暮らしやすい地域をつくるという考えで、「我が事」として捉え、こうした課題を、まずは地域で丸ごと受け止めていける地域共生社会の実現を目指すこととなりました。

こうした背景のもと、「長久手市第4期障がい福祉計画」が2017（平成29）年に計画年度を終えること、また、2016（平成28）年度の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことから、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度にわたり現行計画の評価・検証を行うとともに、新たな課題について把握・検討し、「第3次長久手市障がい者基本計画」の中間見直しと「長久手市第5期障がい福祉計画」、「長久手市第1期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

(2) 計画の期間

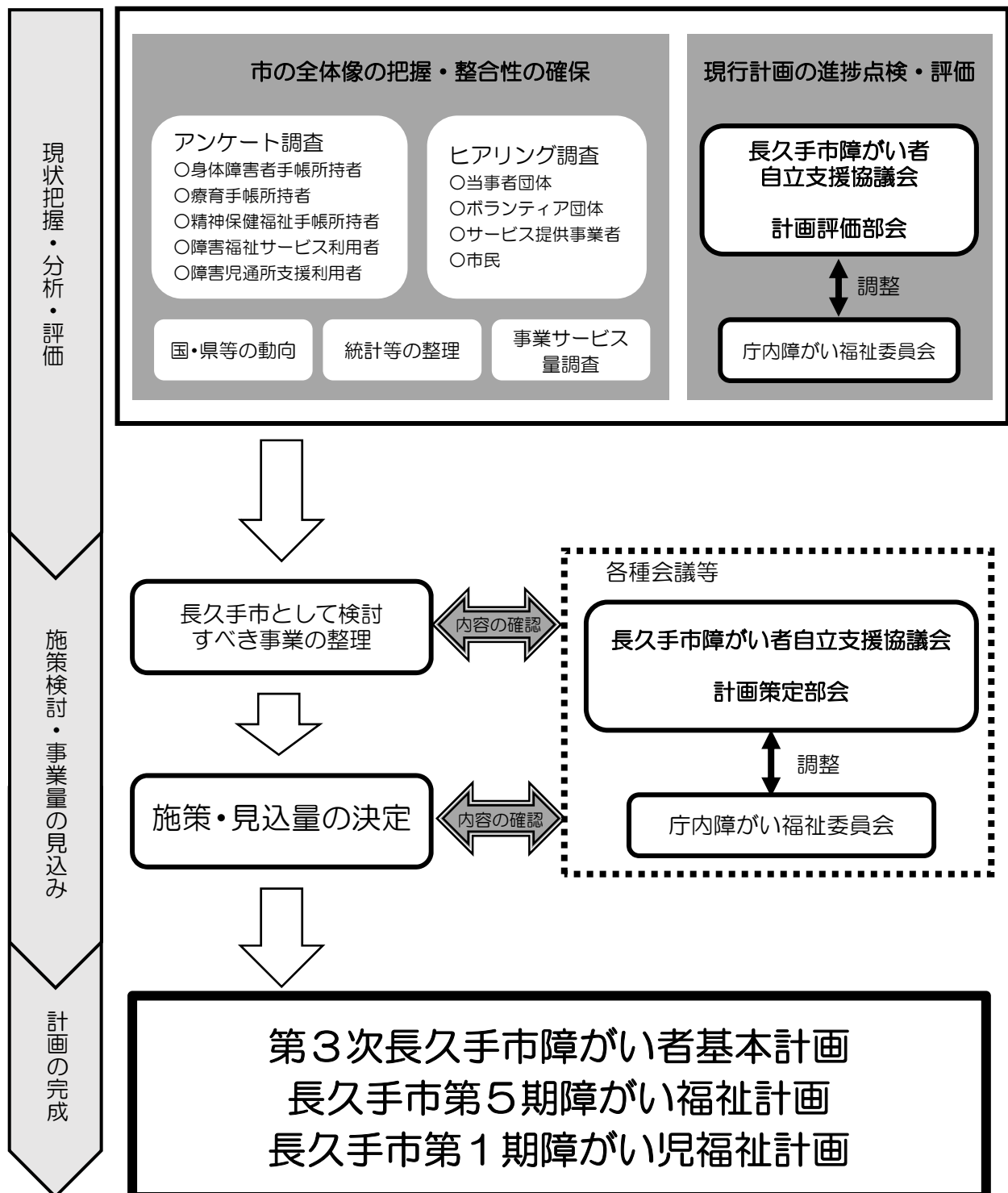
「第3次長久手市障がい者基本計画」の期間は、2015（平成27）年度を初年度とし、2020（平成32）年度までの6年間としています。

また、「長久手市第5期障がい福祉計画」及び「長久手市第1期障がい児福祉計画」の期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間とします。

2012 （平成24）年度	2013 （平成25）年度	2014 （平成26）年度	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
長久手市第2次障害者基本計画 （2006（平成18）年度～2014（平成26）年度）								
			第3次長久手市障がい者基本計画 （2015（平成27）年度～2020（平成32）年度）					
長久手市第3期障害福祉計画 （2012（平成24）年度 ～2014（平成26）年度）			長久手市第4期障がい福祉計画 （2015（平成27）年度 ～2017（平成29）年度）			長久手市第5期障がい福祉計画 （2018（平成30）年度 ～2020（平成32）年度）		
			長久手市第1期障がい児福祉計画 （2018（平成30）年度 ～2020（平成32）年度）					

(3) 計画の策定方法

計画策定にあたっては、市民の意向や課題を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、日頃から障がいのある人と関連がある団体や事業者へヒアリングを行いました。また、施策の実施状況についての評価を「長久手市障がい者自立支援協議会」の専門部会である「計画評価部会」で行いました。そして、課題の抽出を行い、解決に向けた施策の方向性の検討を関係各課と調整し、計画等の内容を「長久手市障がい者自立支援協議会」の専門部会である「計画策定部会」で計画策定を進めました。



2 計画の対象

この計画は、障がい施策の充実を図ることを目的としていますが、その対象は、障がいの有無を問いません。したがって、この計画は、全ての市民を対象にしています。

なお、障がいのある人に関する各種法令の定義は、以下のようになっています。

	適用法令等	定義
障がいのある人	障害者基本法第2条	「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。
障がいのある児童	児童福祉法第4条第2項	「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」と定義されています。
身体障がいのある人 （身体障がい児・者）	身体障害者福祉法第4条	「別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と定義されています。 ＜別表抜粋＞ 一 視覚障害で、永続するもの 二 聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの 三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 四 肢体不自由 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの
知的障がいのある人 （知的障がい児・者）	知的障害者（児）基礎調査	法的に定義づけられていませんが、厚生労働省が平成12年に実施した知的障害者（児）基礎調査では、「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されています。
精神障がいのある人 （精神障がい者）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条	「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。
発達障がいのある人 （発達障がい児・者）	発達障害者支援法第2条第2項	「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」で「発達障害者」とは発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のもの」と定義されています。
特定疾患のある人 （難病患者）	難病対策要綱	①原因不明、治療法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のある人と定義されています。

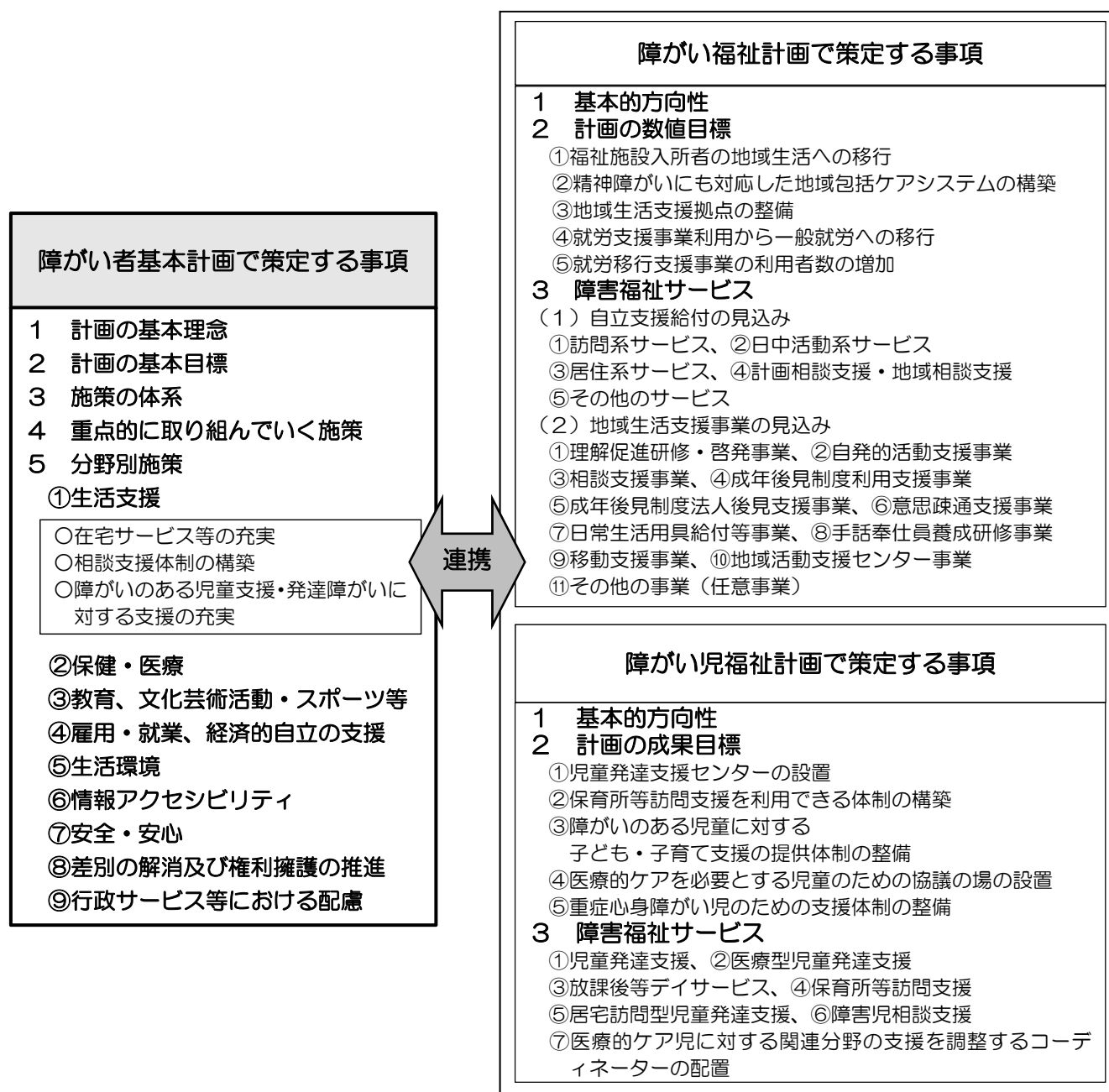
3 計画の位置づけ・関連計画との連携

(1) 障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の関係

第3次障がい者基本計画は、障がい福祉施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい福祉施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、障がい者基本計画を上位計画とし、各種福祉サービスの具体的な数値目標等を設定した実施計画と位置づけられます。

このため、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、障がい者基本計画に掲げる分野別施策目標「生活支援」の中において、障害福祉サービスに関する3年間の数値目標等を設定しています。

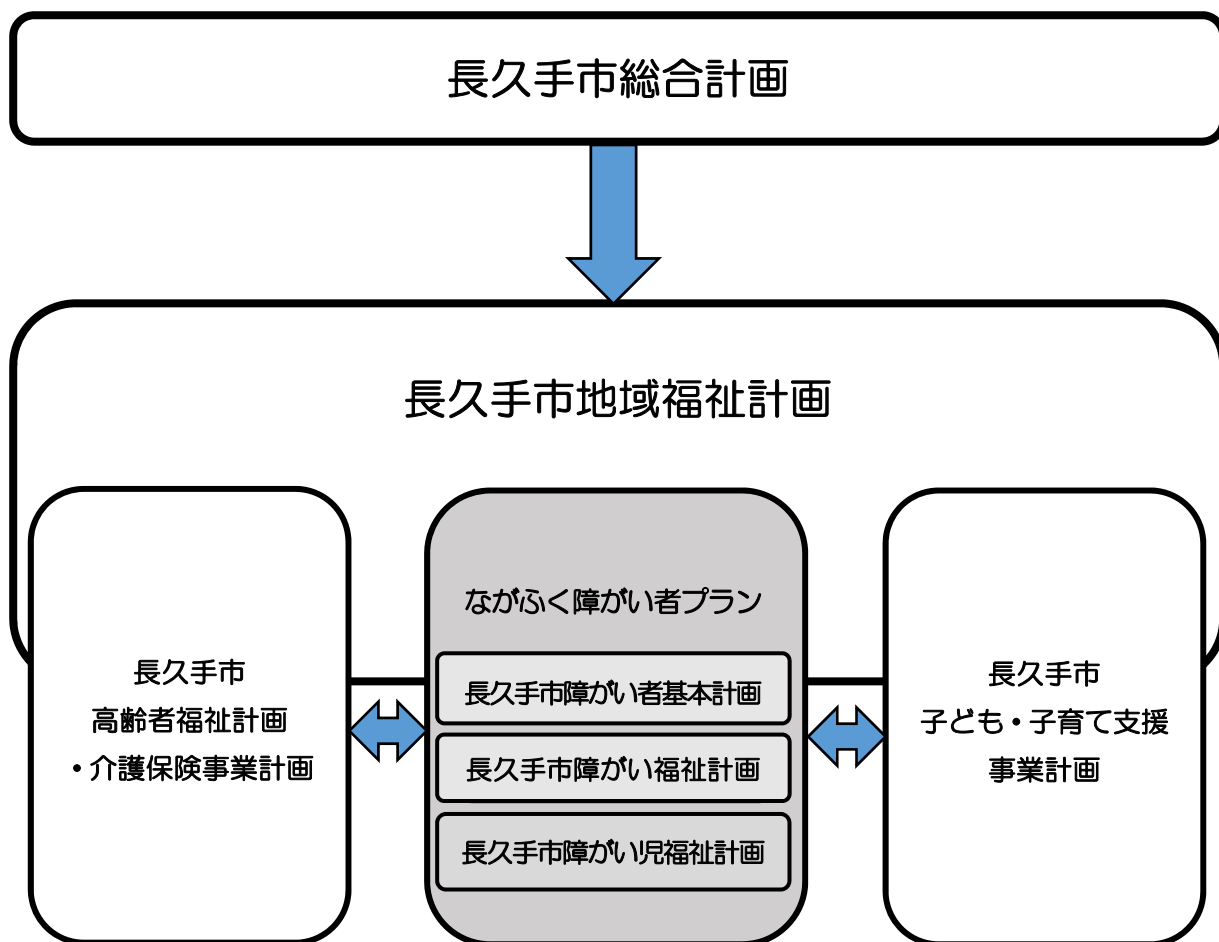


(2) 他の計画との関係

ながふく障がい者プラン第3次障がい者基本計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「長久手市総合計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

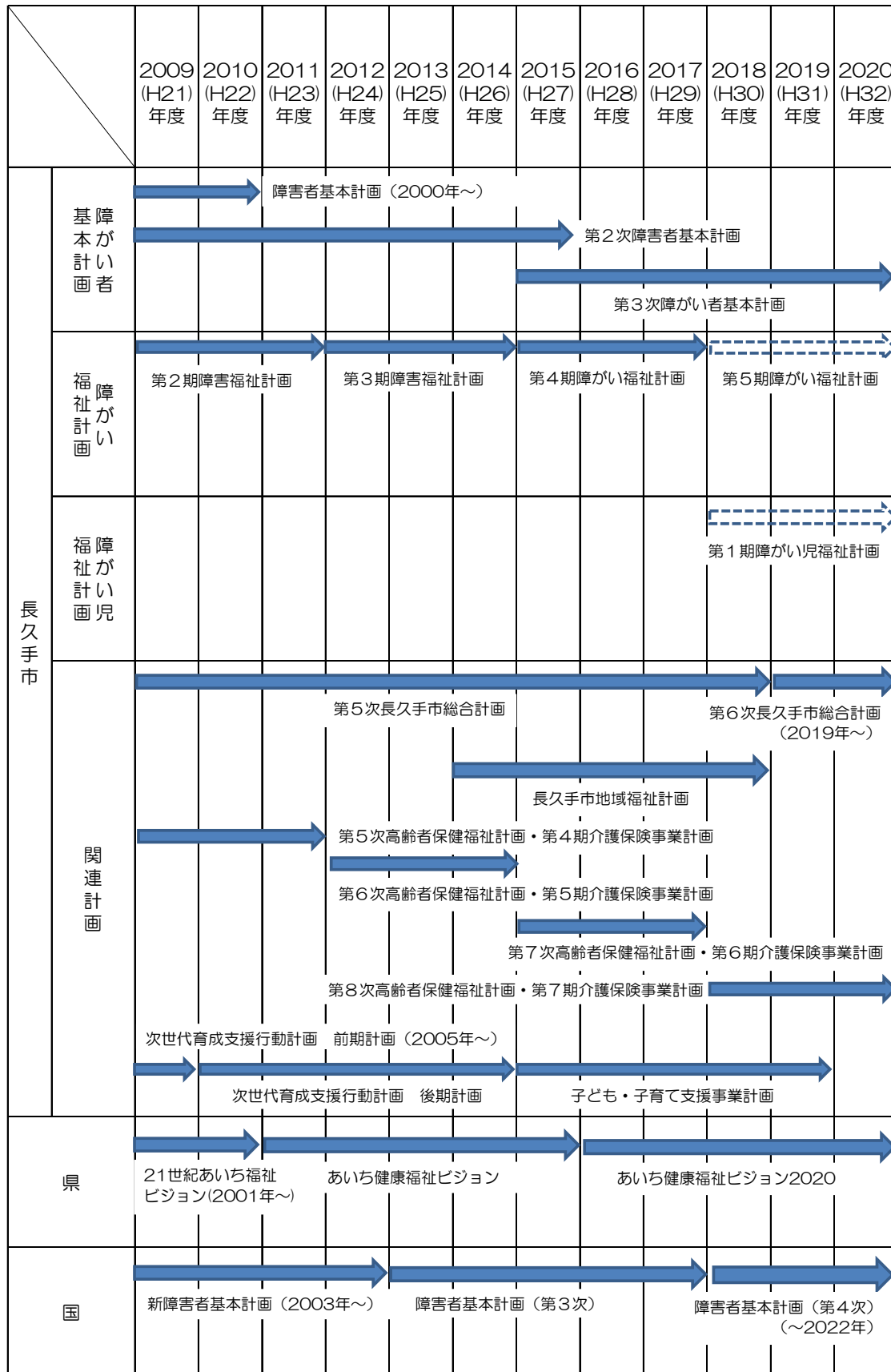
また、「長久手市地域福祉計画」については、各種の計画を地域福祉の観点から横断的に策定した計画であり、本計画の策定にあたっては地域福祉計画の内容を踏まえて策定しています。

そのほか、障がいのある65歳以上の人については、「長久手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」との整合性が必要であり、障がいのある児童については「長久手市子ども・子育て支援事業計画」との整合を保つことが必要となるなど、その他の各分野別計画の内容にも配慮して策定しています。



(3) 国・愛知県・長久手市の計画の流れ

国・愛知県・長久手市の計画等の流れは下図のようになっています。



4 第3次長久手市障がい者基本計画の実施状況

第3次障がい者基本計画では、14項目の重点施策を含めた80項目の分野別施策を設定しています。

2016（平成 28）年度末時点における重点施策の前期目標に対する進捗状況は下表に示したとおり、ほとんどの施策において目標どおりまたは目標以上に進捗しています。

重点施策	評価	重点施策	評価
1 グループホーム整備への支援	完了	8 農業を活用した雇用機会の拡大（農福連携）	B
2 グループホームの体験利用の促進	B	9 就労支援コーディネーターの設置	B
3 基幹相談支援センターの設置	B	10 市役所での就労体験の実施	A
4 個別訪問調査の実施	B	11 支え合いマップづくり	C
5 乳幼児期からの療育支援体制の整備	B	12 障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供	B
6 各保育園等への巡回相談	B	13 移動支援の支援員の人材育成	B
7 スクールソーシャルワーカーの設置	B	14 成年後見制度の普及啓発及び理解促進	B

※評価：完了…目標を達成した、A…目標以上に進捗している、B…目標どおりに進捗している、C…改善の余地あり

また、2016（平成 28）年度末時点における重点施策以外の分野別の施策進捗状況を下表に示します。

計画どおり実施中または概ね計画どおりだが一部未実施となっているものが、56項目のうち54項目（96.4%）となっています。生活環境のうち1項目が大幅に遅れており、教育、文化芸術活動・スポーツ等のうち1項目が未着手となっています。

分野	計画どおり 実施中	概ね 計画どおり 一部未実施	大幅に 遅れている	未着手	計
1 生活支援	9	1	0	0	10
2 保健・医療	7	2	0	0	9
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	4	0	0	1	5
4 雇用・就業、経済的自立の支援	5	0	0	0	5
5 生活環境	9	4	1	0	14
6 情報アクセシビリティ	2	1	0	0	3
7 安全・安心	3	2	0	0	5
8 差別の解消及び権利擁護の推進	1	2	0	0	3
9 行政サービス等における配慮	1	1	0	0	2
計	41	13	1	1	56

5 長久手市第4期障がい福祉計画の実施状況

(1) 評価の方法

2015（平成 27）年版ながひく障がい者プラン中の「第4章 長久手市第4期障がい福祉計画」の「2 計画の数値目標」は2017（平成 29）年度末の目標値に対し、2016（平成 28）年度末の実施状況から評価しました。

評価については下記の区分としました。

○：達成率 80%以上

△：達成率 50%以上 80%未満

×：達成率 50%未満

(2) 「2 計画の数値目標」の評価

「2 計画の数値目標」の2016（平成 28）年度末における評価結果は、目標値6項目に対し、評価○が3項目、評価△が0項目、評価×が3項目となっています。「1 福祉施設入所者の地域生活への移行」の達成状況は「施設入所者削減数」「地域移行者」及び「地域生活支援拠点の整備」が0%で低い状態です。

	項目	基準値	目標値	2016（平成 28） 年度末現在		評価
		2013 （平成 25） 年度末	2017 （平成 29） 年度末	実績	達成率	
1 福祉施設入所者の 地域生活への移行	施設入所者数	12 人	11 人	13 人	—	—
	削減数	—	1 人	－1 人	0%	×
	地域移行者	—	2 人	0 人	0%	×
2 地域生活支援拠点 の整備	2017（平成 29） 年度末までの整備 数	—	市内に 1 箇所	0 箇所	0%	×
3 就労移行支援事業 所利用者から一般 就労への移行	年間一般就労移行 者数	5 人	10 人	9 人	90%	○
4 就労移行支援事業 の利用者数	就労移行支援事業 の利用者数	10 人	20 人	16 人	80%	○
	就労移行支援事業 所のうち就労移行 率が 3 割以上の事 業所数	—	66.7%	66.7%	100%	○

(3) 障害福祉サービスの実施状況

「第4章 長久手市第4期障がい福祉計画」の「3 障害福祉サービスの現状と見込み」の障害福祉サービスの見込量に対し、2016（平成28）年度末の実施状況については以下のとおりです。

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			2014 （平成26）年度	2016 （平成28）年度	2016 （平成28）年度
【訪問系サービス】 （1月あたり）	居宅介護	人	49	58	71
		時間	1,332	1,624	1,525
	重度訪問介護	人	1	3	2
		時間	154	250	303
	同行援護	人	3	6	5
		時間	24	40	53
	行動援護	人	0	1	3
		時間	0	10	53
【日中活動系サービス】 （1月あたり）	生活介護	人	50	60	57
		人日	934	1,050	1,080
	自立訓練 （機能訓練）	人	1	0	1
		人日	2	0	23
	自立訓練 （生活訓練）	人	1	10	5
		人日	17	120	78
	就労移行支援	人	13	18	14
		人日	179	252	202
	就労継続支援（A型）	人	13	13	27
		人日	217	221	505
	就労継続支援（B型）	人	16	18	25
		人日	260	288	376
	療養介護	人	0	0	0
	短期入所	人	14	—	—
		人日	42	—	—
	短期入所（福祉型）	人	—	17	14
		人日	—	58	51
	短期入所（医療型）	人	—	3	1
		人日	—	6	7
【居住系サービス】 （1月あたり）	共同生活援助	人	6	8	6
	施設入所支援	人	13	12	15
【計画相談支援・ 地域相談支援】 （1月あたり）	計画相談支援	人	26	53	15
	地域移行支援	人	0	1	0
	地域定着支援	人	0	2	1

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			2014 (平成 26 年度)	2016 (平成 28 年度)	2016 (平成 28 年度)
【障害児通所支援】 (1 年あたり)	障害児相談支援	人	8	16	14
	児童発達支援	人	12	12	27
		人日	75	84	214
	放課後等デイサービス	人	31	32	83
		人日	289	304	839
	保育所等訪問支援	人	1	2	1
		人日	2	2	1
	医療型児童発達支援	人	0	0	0
		人日	0	0	0

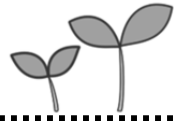
(4) 地域生活支援事業の実施状況

「第 4 章 長久手市第 4 期障がい福祉計画」の「3 障害福祉サービスの現状と見込み」の地域生活支援事業の見込量に対し、2016（平成 28）年度の実施状況については以下のとおりです。

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			2014 (平成 26) 年度	2016 (平成 28) 年度	2016 (平成 28) 年度
【理解促進研修・啓発事業】 (1 年あたり)	理解促進研修・啓発事業		実施	実施	未実施
【自発的活動支援事業】 (1 年あたり)	自発的活動支援事業		未実施	実施	未実施
【相談支援事業】 (1 年あたり)	相談支援事業	か所	1	1	1
	障がい者自立支援協議会		設置済	設置済	設置済
	基幹相談支援センター		未設置	未設置	未設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業		未実施	実施	未実施
【成年後見制度利用支援事業】 (1 年あたり)	成年後見制度利用支援事業	人	1	3	0
【成年後見制度法人後見支援事業】 (1 年あたり)	成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施
【意思疎通支援事業】 (1 年あたり)	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	14	15	31
	手話通訳者設置事業	人	1	2	1

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			2014 (平成 26 年)	2016 (平成 28 年)	2016 (平成 28 年)
【日常生活用具給付等事業】 (1 年あたり)	介護・訓練支援用具	件	2	4	2
	自立生活支援用具	件	8	6	4
	在宅療養等支援用具	件	6	9	7
	情報・意思疎通支援用具	件	5	7	2
	排泄管理支援用具	人月	595	620	688
	居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	3	1	1
【手話奉仕員養成研修事業】(1 年あたり)	手話奉仕員養成研修事業	人	8	12	6
【移動支援事業】 (1 年あたり)	移動支援事業	人	41	42	49
		時間	2,352	2,436	2,870
【地域活動支援センター事業】 (1 年あたり)	地域活動支援センター事業	か所	14	14	13
		人	36	34	28
		人日	957	1,030	226
【その他の事業(任意事業)】(1 年あたり)	日中一時支援事業	人	96	87	115
		人日	5,032	5,307	7,236
	訪問入浴サービス事業	人	3	3	1
	要約筆記奉仕員養成研修事業	人	2	3	2
	自動車免許取得費助成事業	人	0	1	0
	身体障がい者用自動車改造費助成事業	人	2	1	2

第2章 障がいのある人の現状



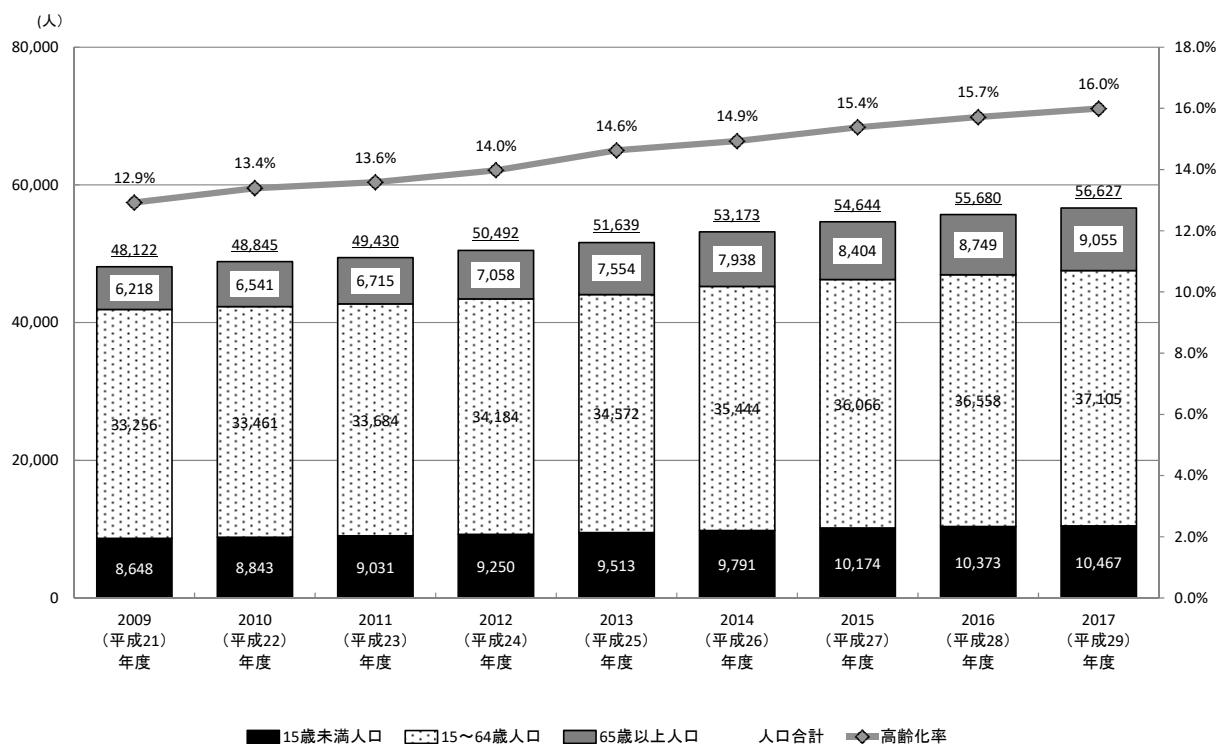
第2章 障がいのある人の現状

1 長久手市の状況

(1) 長久手市の人口の推移

本市の人口は、継続して増加しています。人口に占める 65 歳以上高齢者の割合を示す高齢化率は 2017（平成 29）年度で 16.0%となっています。高齢化率は継続して上昇していることから、高齢によって生じる障がいなどの予防対策が必要となることが考えられます。

■人口と高齢化率の推移



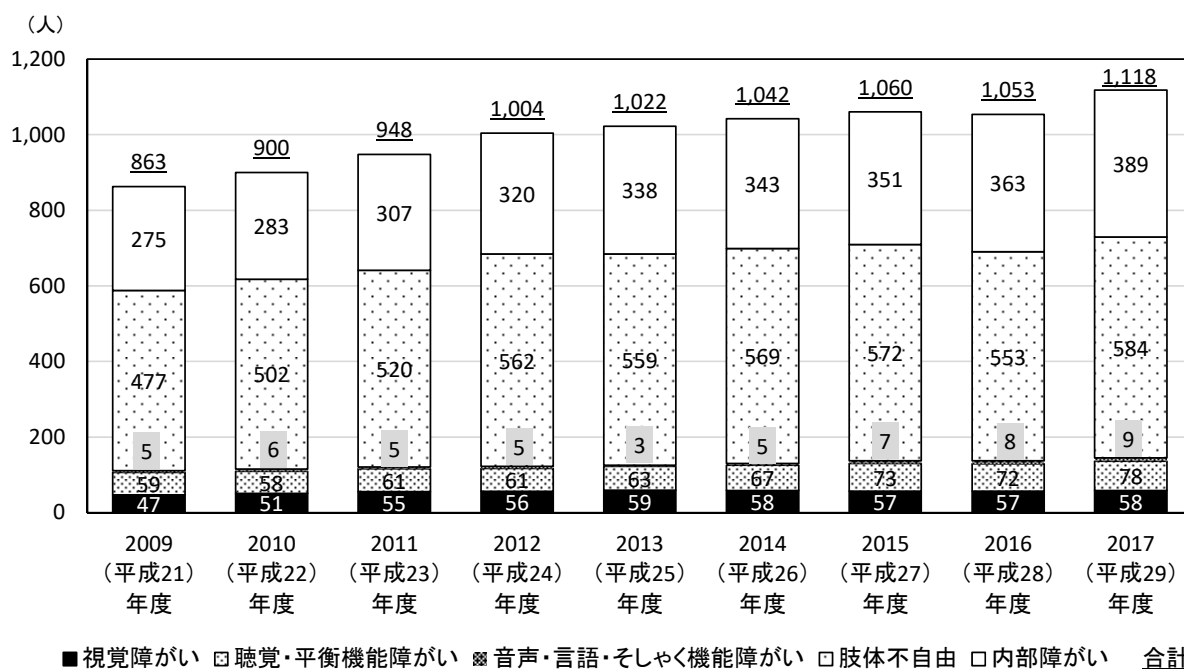
資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日）

（２）障がいのある人の推移

手帳所持者数について、2009（平成 21）年度と比較すると、この 9 年間で身体障害者手帳所持者数は 29.5%、療育手帳所持者数は 41.2%の増加を示しています。また、精神障がいのある人の増加率は特に高く、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 133.3%の増加、自立支援医療（精神通院）受給者数は 76.1%の増加となっています。総人口の 9 年間の増加率は 17.7%であることから、人口比でも増加がみられます。

また、身体障害者手帳所持者では約半数（52.2%）を肢体不自由が占めています。療育手帳所持者では 39.2%が重度の方ですが、ここ数年で中度の方が増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者は半数以上（54.7%）が 2 級であり、実数も大きく増加しています。

■障がい別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）



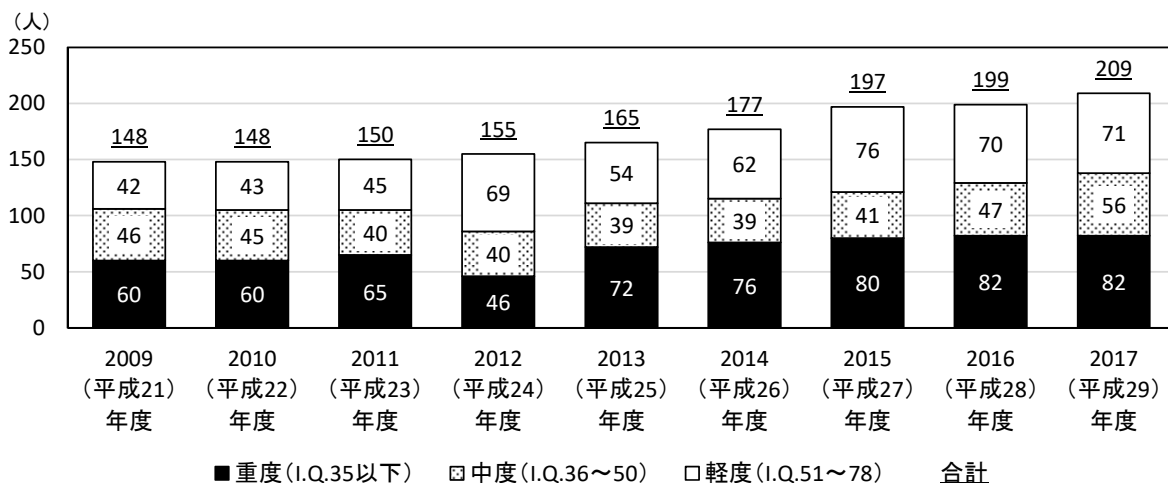
資料：市福祉課

■等級別身体障害者手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障がい	24	12	3	7	8	4	58
聴覚・平衡機能障がい	5	22	8	17	0	26	78
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	1	5	3	0	0	9
肢体不自由	110	87	145	155	62	25	584
内部障がい	222	6	72	89	0	0	389
合計（人）	361	128	233	271	70	55	1,118

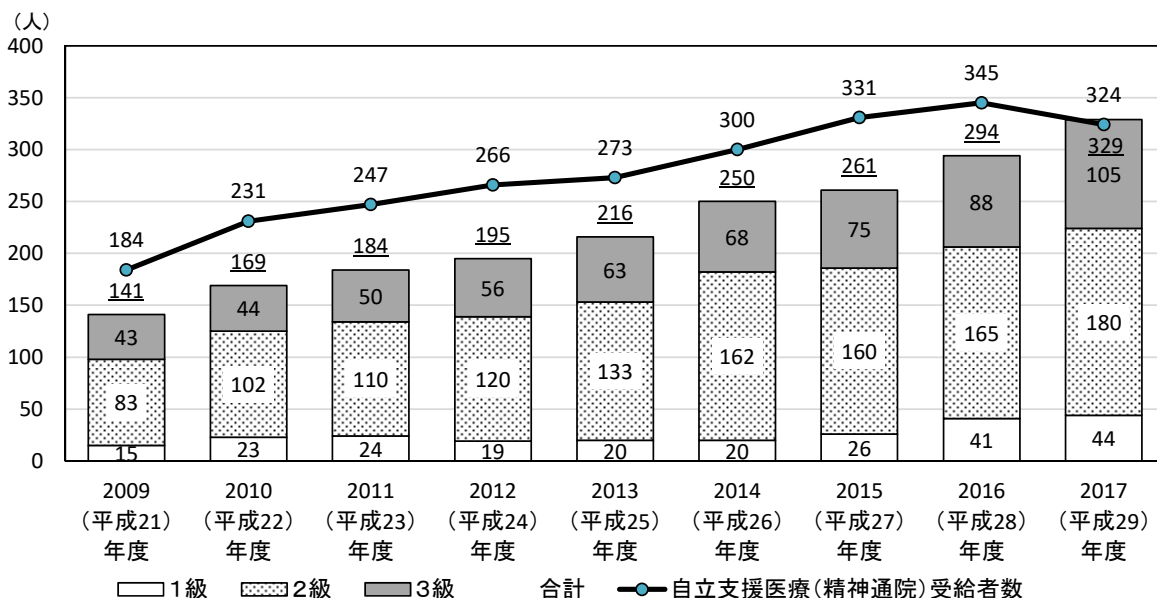
資料：市福祉課

■等級別療育手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）



資料：市福祉課

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度4月1日現在）



※精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院）受給者数は重複している場合がある。

資料：市福祉課・保険医療課

■障がい種別障がいのある人の数と人口比の推移（各年度4月1日現在）

	2009 (平成21) 年度	2010 (平成22) 年度	2011 (平成23) 年度	2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
人口（人）	48,122	48,845	49,430	50,492	51,639	53,173	54,644	55,680	56,627
身体	863	900	948	1,004	1,022	1,042	1,060	1,053	1,118
人口比（％）	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	2.0
知的	148	148	150	155	165	177	197	199	209
人口比（％）	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
精神	141	169	184	195	216	250	261	294	329
人口比（％）	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6

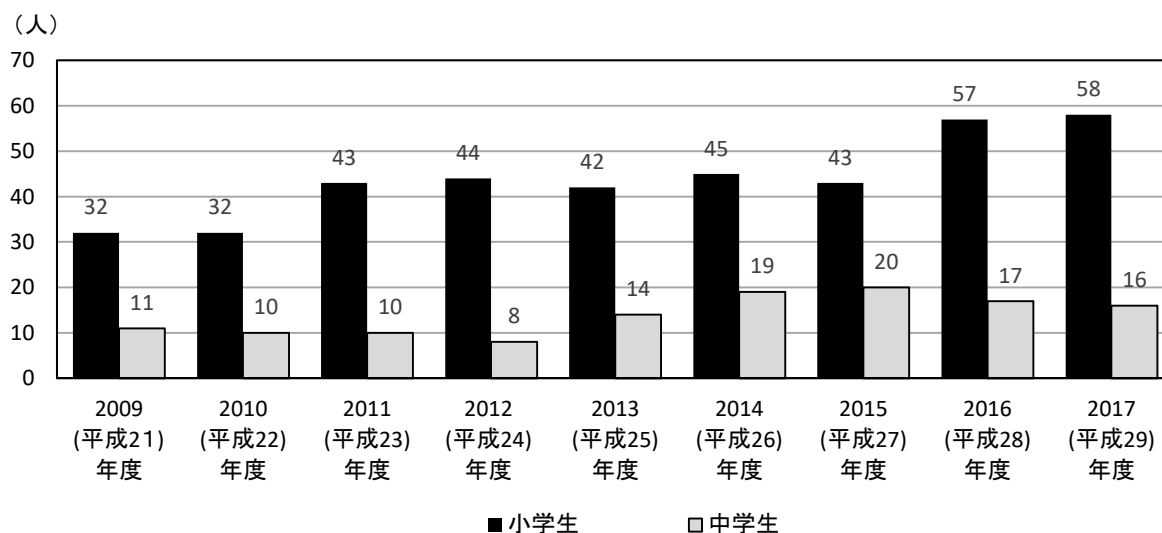
※表中の「身体」は身体障害者手帳所持者数、「知的」は療育手帳所持者数、「精神」は精神障害者保健福祉手帳所持者数を指す

資料：市福祉課

(3) 特別支援学級・学校の推移

本市の特別支援学級在籍者数は、2017（平成29）年度では小学生が 58 人で前年より増加し過去最高となっている一方、中学生が 16 人で、2015（平成 27）年度をピークに減少しています。

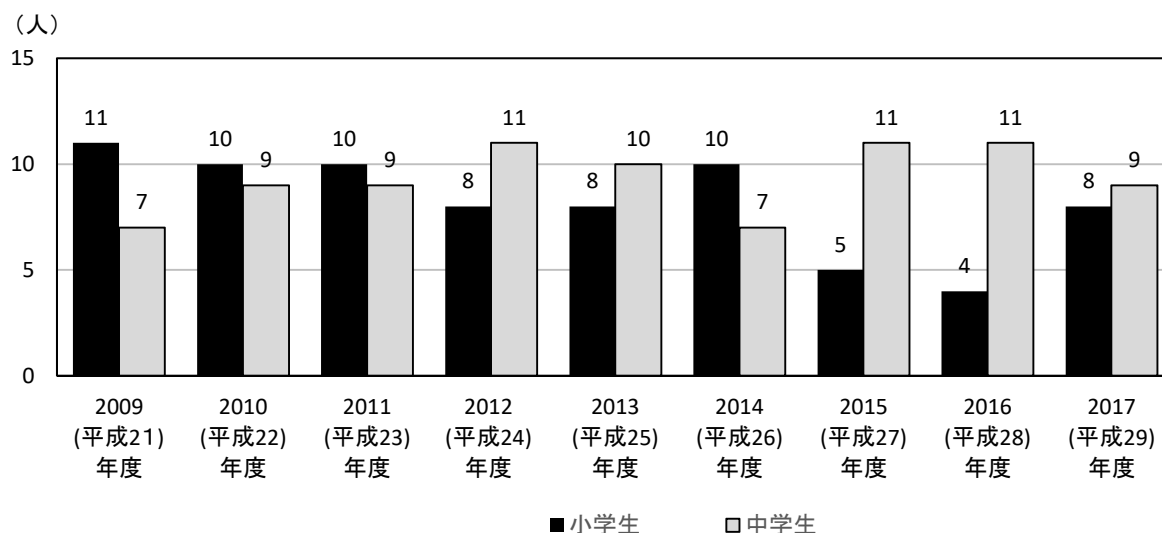
■特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



資料：市教育総務課

本市の特別支援学校就学奨励金の受給者数は、小中学生合わせた数がほぼ横ばいの推移となっており、毎年、20 人弱となっています。

■特別支援学校就学奨励金の受給者数の推移（各年度5月1日現在）



資料：市教育総務課

(4) 難病者数

障害者総合支援法では障がいのある人の範囲の見直しが行われ、制度の谷間のない支援を提供する観点から、2013（平成 25）年から難病患者等が追加され、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいのある人に対して、障害福祉サービスを提供できるようになりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、2012（平成 24）年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病の 130 疾病から徐々に拡大し、2017（平成 29）年には 358 疾病となっています。

■ 指定難病特定医療費公費負担受給者数

※ 長久手市において受給者がいる疾患のみ抜粋。ただし、総数には全 306 疾患（平成 28 年度末時点）の合計を記載

（平成 28 年度末現在）

番号	疾患名	愛知県	瀬戸保健所	長久手市
1	球脊髄性筋萎縮症	90	7	1
6	パーキンソン病	4,795	355	18
7	大脳皮質基底核変性症	137	16	1
11	重症筋無力症	1,124	88	13
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	1,002	62	8
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	294	26	4
17	多系統萎縮症	544	45	3
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	1,143	94	11
22	もやもや病	938	55	3
28	全身性アミロイドーシス	145	8	2
35	天疱瘡	253	13	1
42	結節性多発動脈炎	163	12	2
43	顕微鏡的多発血管炎	474	58	2
44	多発血管炎性肉芽腫症	146	10	2
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	82	7	1
49	全身性エリテマトーデス	3,136	206	16
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	1,155	87	8
51	全身性強皮症	1,721	99	6
53	シェーグレン症候群	204	12	1
54	成人スチル病	92	9	1
55	再発性多発軟骨炎	23	2	1

番号	疾患名	愛知県	瀬戸保健所	長久手市
56	ベーチェット病	803	43	5
57	特発性拡張型心筋症	947	54	3
60	再生不良性貧血	461	41	2
63	特発性血小板減少性紫斑病	1,443	112	17
65	原発性免疫不全症候群	67	4	1
66	I g A腎症	290	13	2
67	多発性嚢胞腎	281	16	1
68	黄色靱帯骨化症	155	11	1
69	後縦靱帯骨化症	1,606	83	4
71	特発性大腿骨頭壊死症	742	47	7
72	下垂体性ADH分泌異常症	190	16	2
75	クッシング病	51	1	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	307	13	2
78	下垂体前葉機能低下症	794	83	10
84	サルコイドーシス	1,505	143	20
85	特発性間質性肺炎	607	106	4
86	肺動脈性肺高血圧症	122	13	1
89	リンパ脈管筋腫症	34	2	1
90	網膜色素変性症	928	47	2
93	原発性胆汁性肝硬変	385	38	6
94	原発性硬化性胆管炎	30	1	1
95	自己免疫性肝炎	101	18	1
96	クローン病	2,619	164	21
97	潰瘍性大腸炎	10,171	706	83
122	脳表ヘモジデリン沈着症	2	1	1
193	ブラダー・ウィリ症候群	1	1	1
222	一次性ネフローゼ症候群	222	21	1
224	紫斑病性腎炎	21	3	1
総数※		46,202	3,280	307

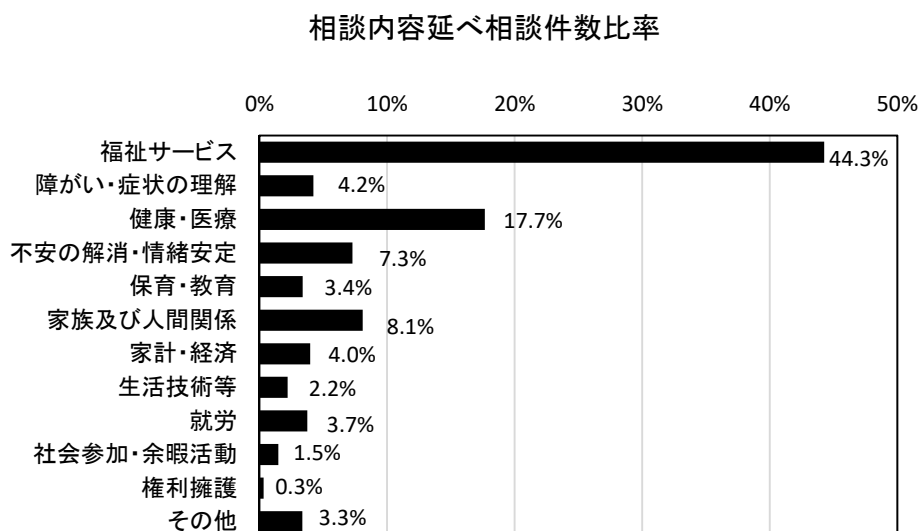
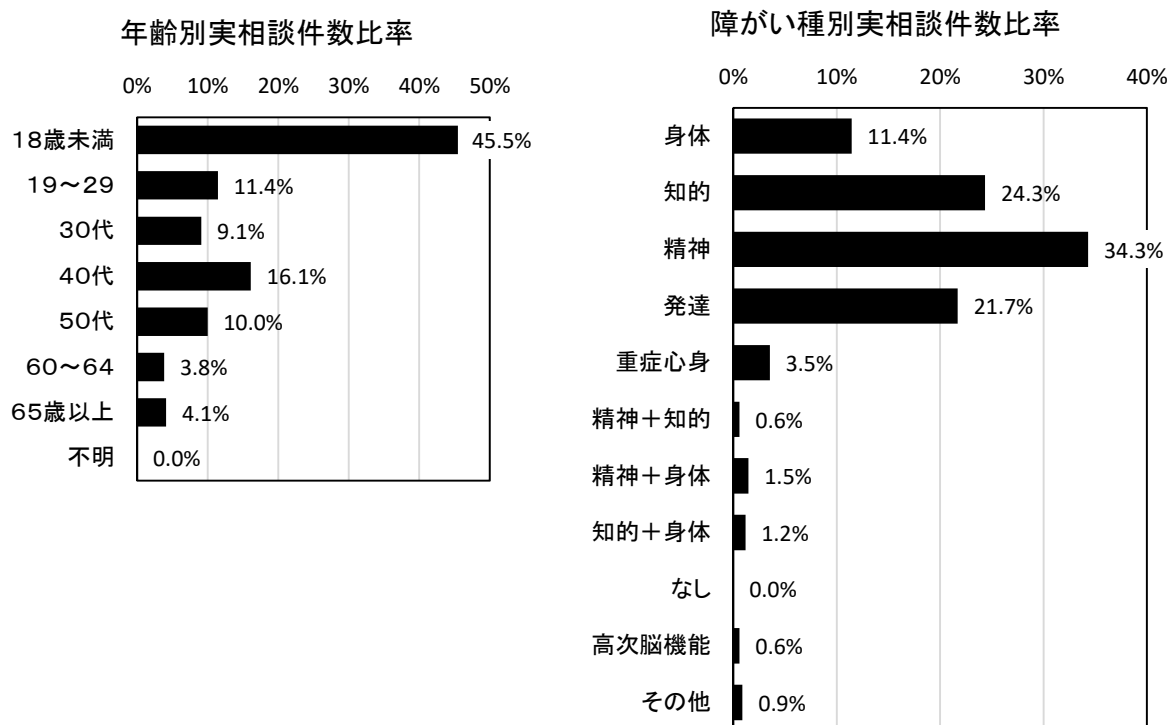
資料：愛知県瀬戸保健所「平成29年度事業概要」

（５）障がい者相談支援センターでの相談状況

障がい者相談支援センターでの相談状況を、2017（平成29）年4月から9月までの実績から傾向をみると、年齢別では、18歳未満が45.5%と最も多く、次いで40代の16.1%となっています。

障がい種別では、精神障がいのある人の相談が34.3%と最も多く、次いで知的障がいのある人の相談が24.3%となっています。また、発達障がいのある人の相談も増加傾向にあります。

相談内容の延べ相談件数では、福祉サービスに関することが44.3%、次いで健康・医療に関することが17.7%となっています。



2 ながふく障がい者プラン改訂に係るアンケートからみた状況

(1) 調査の目的

第3次長久手市障がい者基本計画の中間見直し及び長久手市第5期障がい福祉計画策定の基礎資料とするため、身体、知的、精神に関する障害者手帳をお持ちの方、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用されている方を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の方法と配布・回収

区分	内容
調査対象	長久手市にお住まいで障がいに関する手帳をお持ちの方、障害福祉サービスを利用されている方、障害児通所支援を利用されている方
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	2017（平成29）年3月28日～2017（平成29）年4月28日

	配布数	回収件数	回収率
回収結果	1,594 件	792 件	49.7%

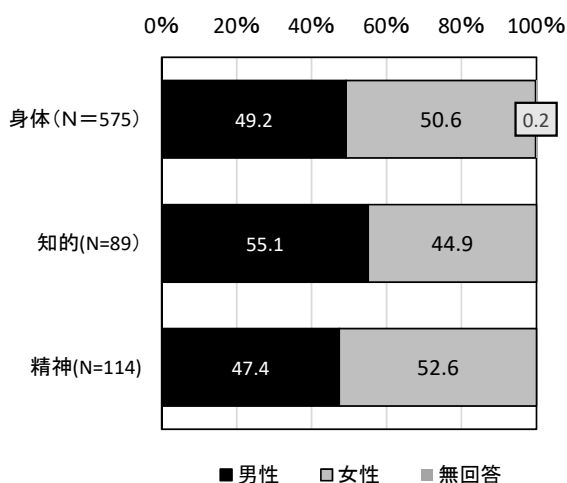
(3) 調査結果について（抜粋）

アンケート結果について、2014（平成26）年に実施した調査の結果と比較できる項目については、比較した結果を掲載しています。

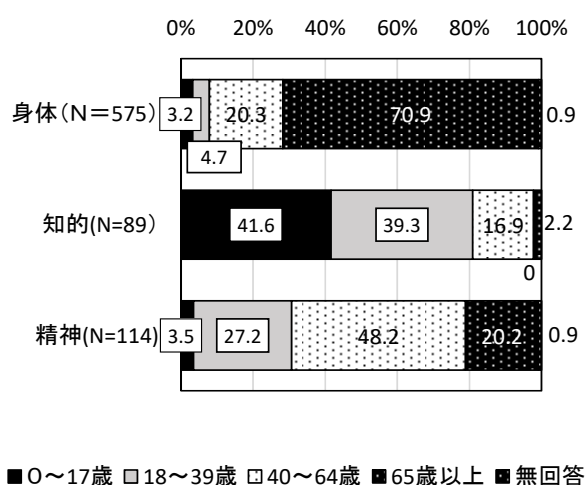
①回答者の属性

回答者の性別、年齢は以下のとおりとなっています。身体障がいのある人では65歳以上、知的障がいのある人は0～17歳、精神障がいのある人は40～64歳が多くなっています。

◆回答者の性別



◆回答者の年齢

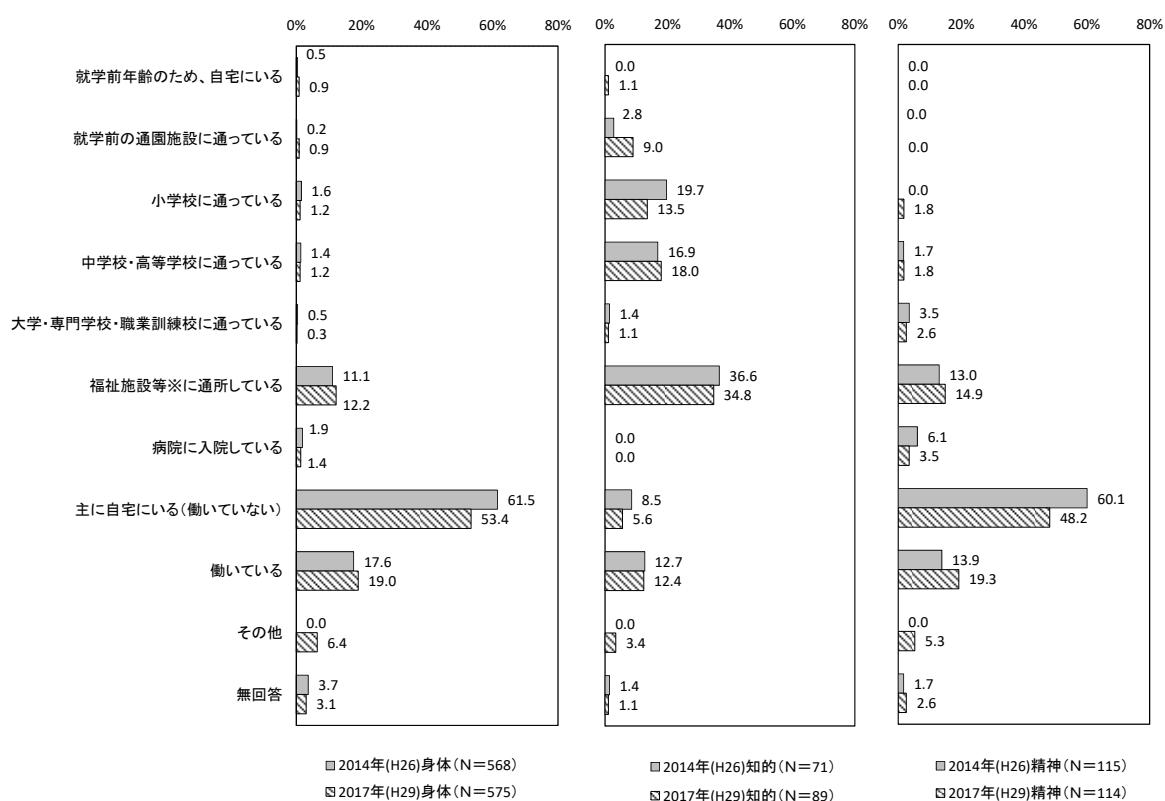


②平日の日中の暮らし方

平日の日中の暮らし方について、前回アンケートの結果と同様、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「主に自宅にいる（働いていない）」が最も高く、知的障がいのある人では「福祉施設等に通所している」が最も高くなっています。

また、他に比べて身体障がいのある人、精神障がいのある人では「働いている」が、知的障がいのある人では「小学校に通っている」「中学校・高等学校に通っている」が高くなっています。

◆平日の日中、どのように暮らしていますか

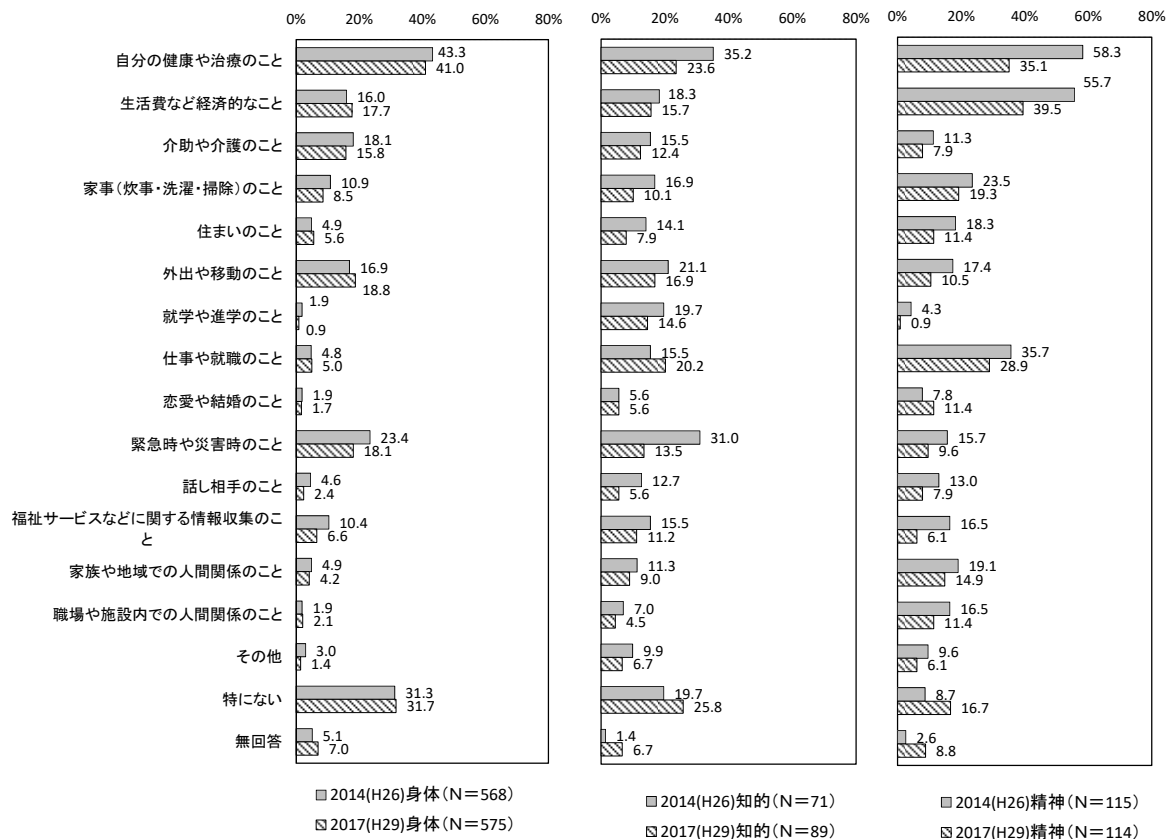


※福祉施設等…生活介護事業所、就労支援事業所、デイサービスなど。

③悩んでいることや相談したいこと

悩んでいることや相談したいことについて、前回のアンケートの結果と比較すると、身体障がいのある人では「生活費など経済的なこと」「外出や移動のこと」、知的障がいのある人では「仕事や就職のこと」、精神障がいのある人では「恋愛や結婚のこと」がそれぞれ増加しています。また、身体障がいのある人、知的障がいのある人は「自分の健康や治療のこと」、精神障がいのある人は「生活費など経済的なこと」が前回と同様に高くなっています。

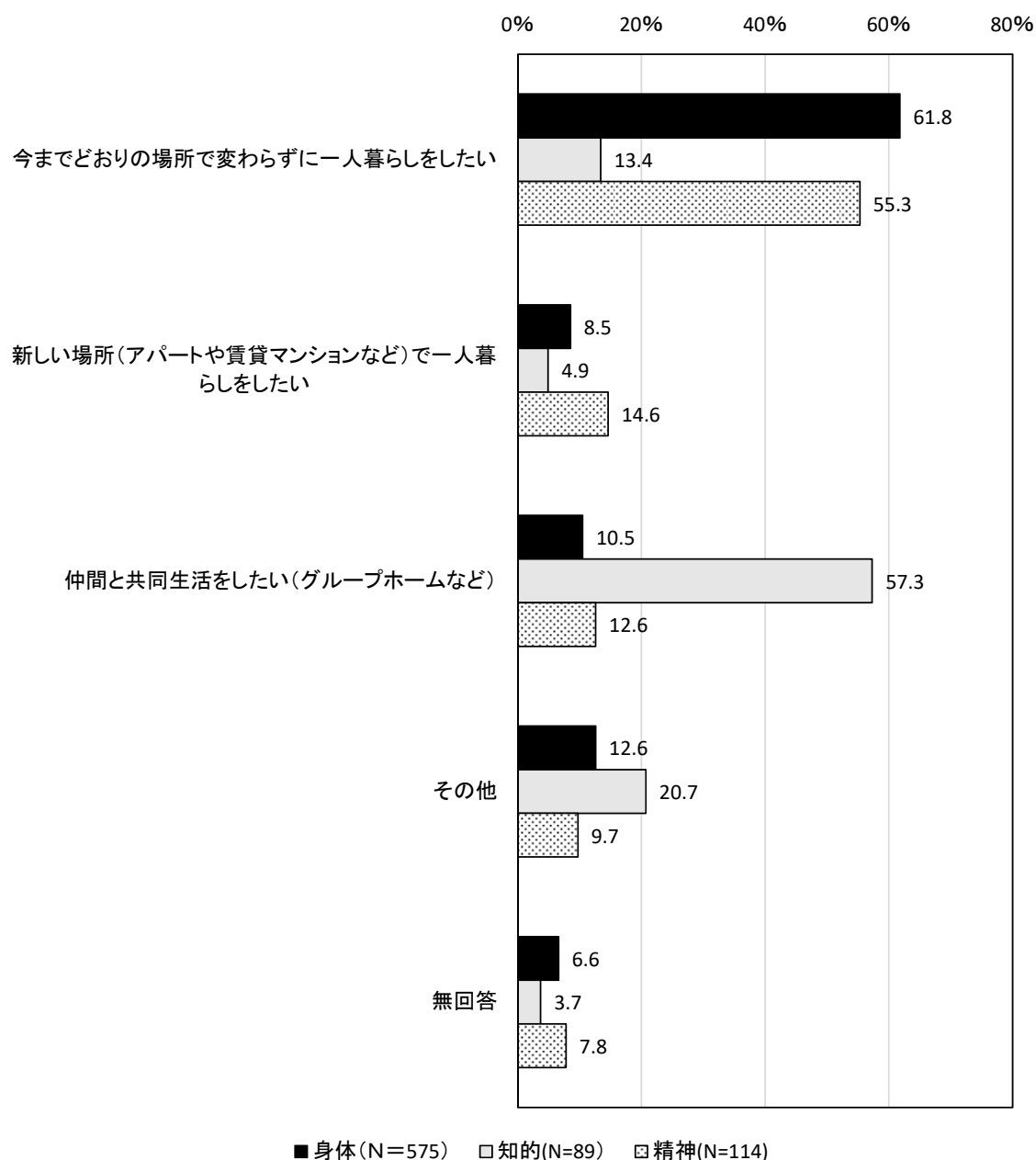
◆悩んでいることや相談したいことがありますか



④現在一緒に暮らしている人が一緒に暮らせなくなってしまったときの暮らし方

現在一緒に暮らしている人が一緒に暮らせなくなってしまったときの暮らし方について、身体障がいのある人、精神障がいのある人は「今までどおりの場所で変わらずに一人暮らしをしたい」がそれぞれ 61.8%、55.3%と最も多く、知的障がいのある人は「仲間と共同生活をしたい（グループホームなど）」が 57.3%で最も多くなっています。

◆現在一緒に暮らしている人が一緒に暮らせなくなってしまったときの暮らし方（2017（平成 29）年のみ調査）

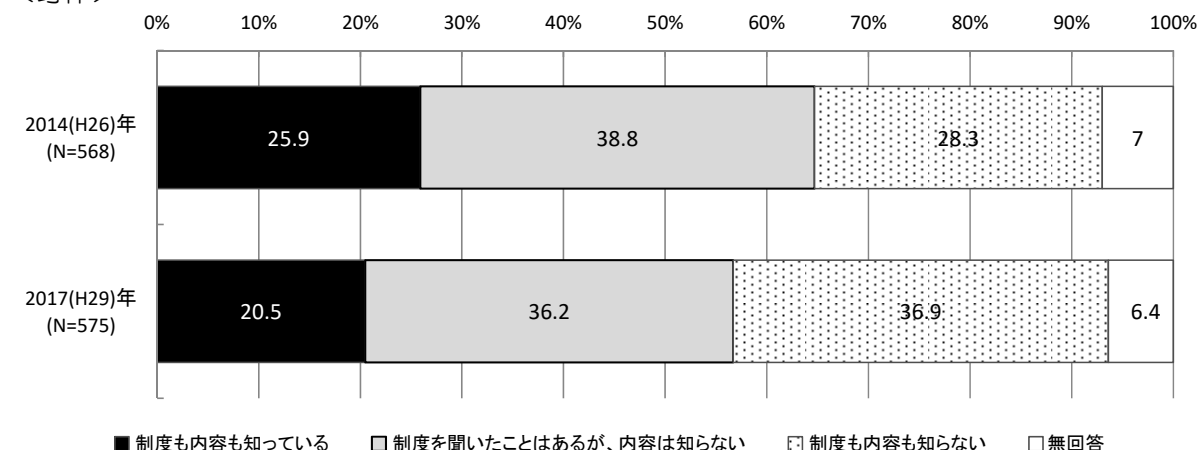


⑤成年後見制度について知っているか

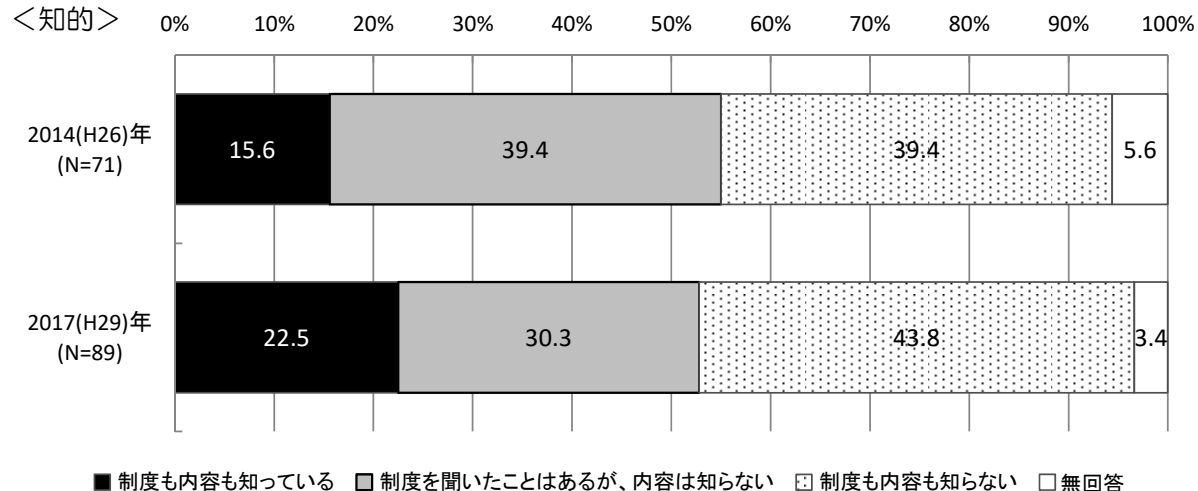
成年後見制度の認知度について、前回アンケートの結果と比較すると、知的障がいのある人及び精神障がいのある人は「制度も内容も知っている」が増加していますが、全ての障がいにおいて内容を知らない方が7割以上となっており、今後さらに周知を図ることが必要となっています。

◆成年後見制度について知っていますか

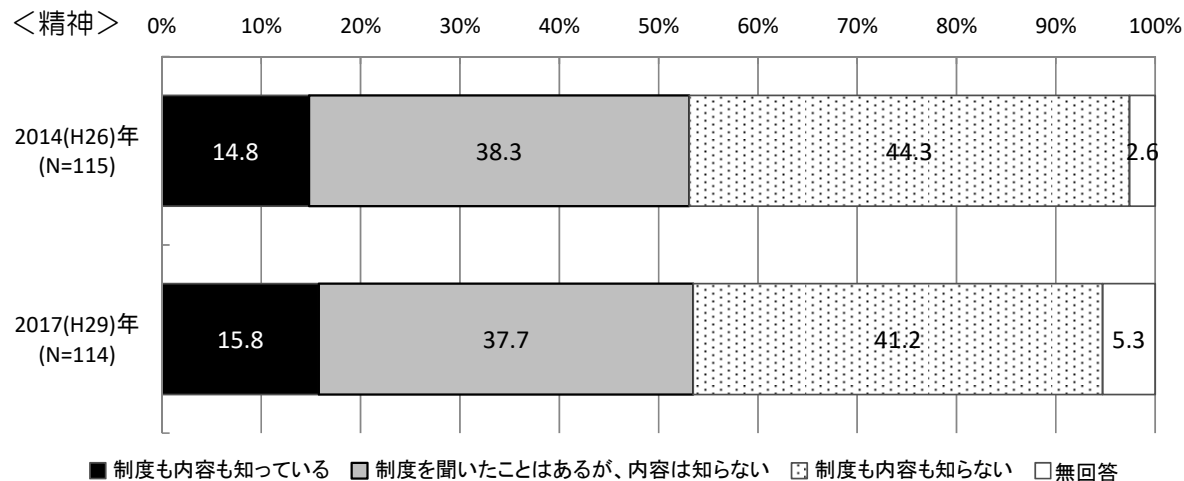
<身体>



<知的>



<精神>

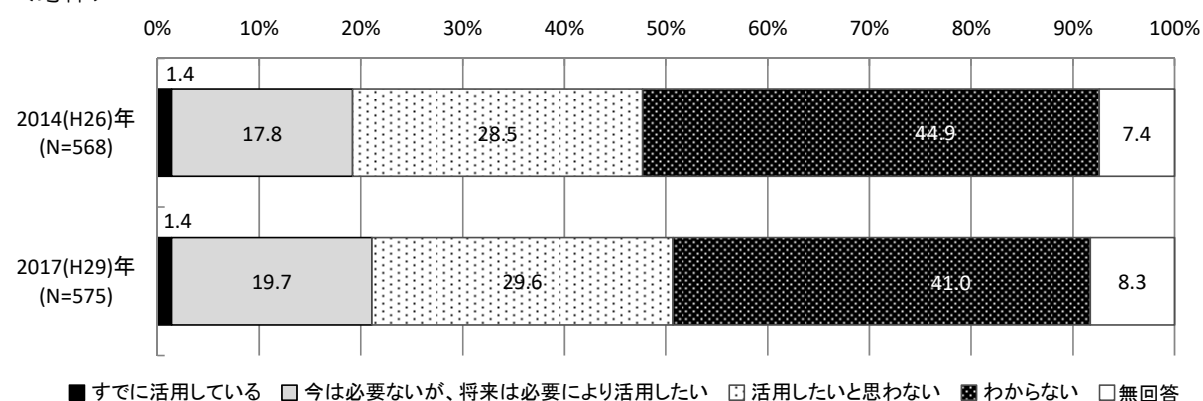


⑥成年後見制度を活用したいか

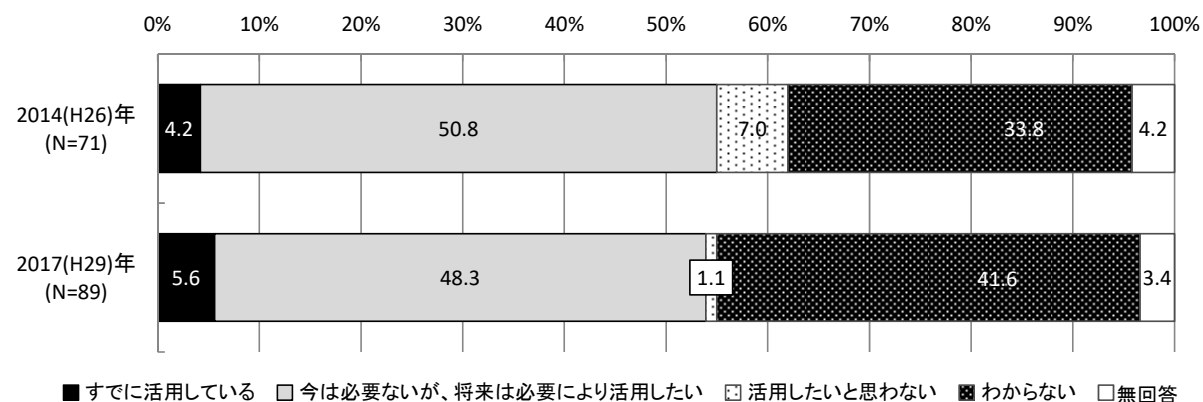
成年後見制度を活用したいと思うかについて、前回アンケートの結果と比較すると、身体障がいのある人では「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」、知的障がいのある人は「すでに活用している」「分からない」、精神障がいのある人では「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」「分からない」がそれぞれ増加しています。また、「すでに活用している」は全ての障がいにおいて1割以下となっており、制度の普及啓発が必要となっています。

◆成年後見制度を活用したいと思いますか

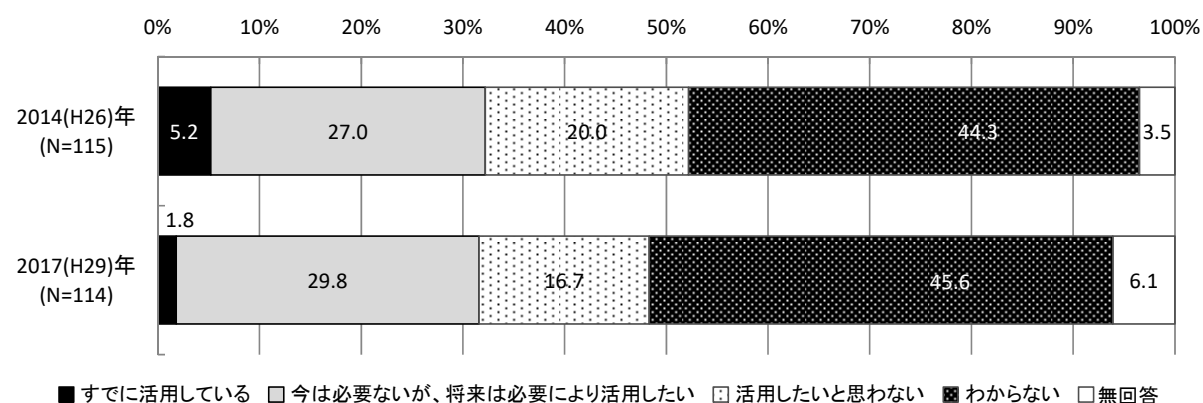
<身体>



<知的>



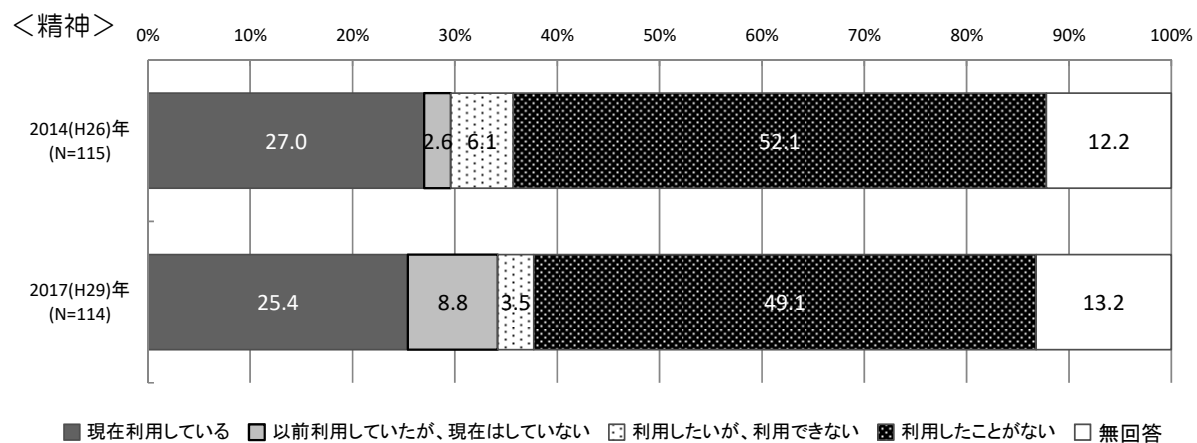
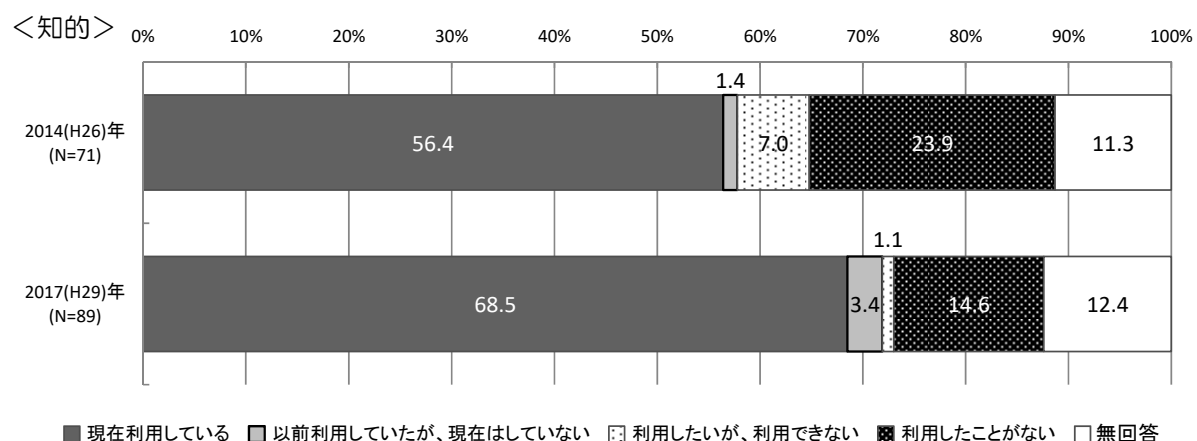
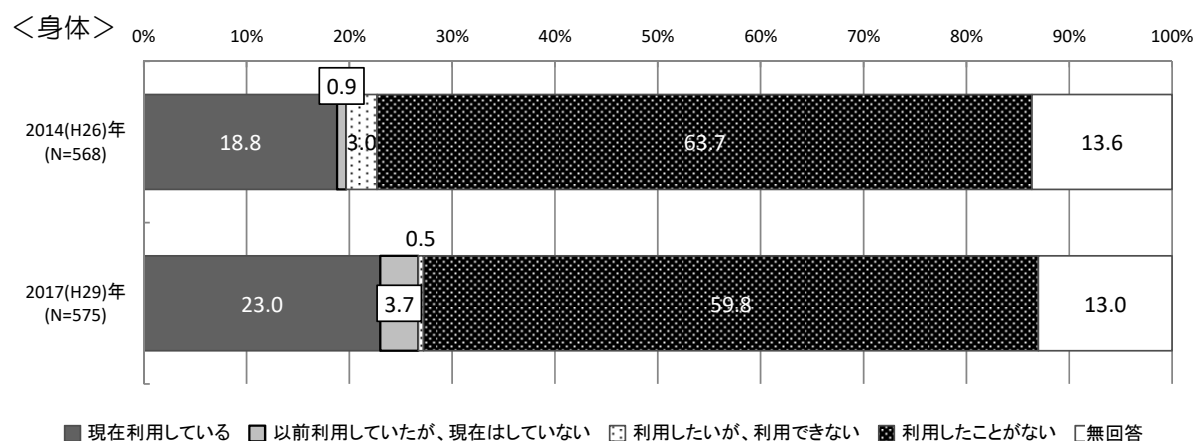
<精神>



⑦障害福祉サービスについて

障害者総合支援法による福祉サービスを利用しているかについて、前回アンケートの結果と比較すると、いずれの障がいにおいても「以前利用していたが、現在はしていない」が増加し、「利用したいが、利用できない」「利用したことがない」が減少しています。「現在利用している」については、身体障がいのある人及び知的障がいのある人が増加、精神障がいのある人が減少しています。

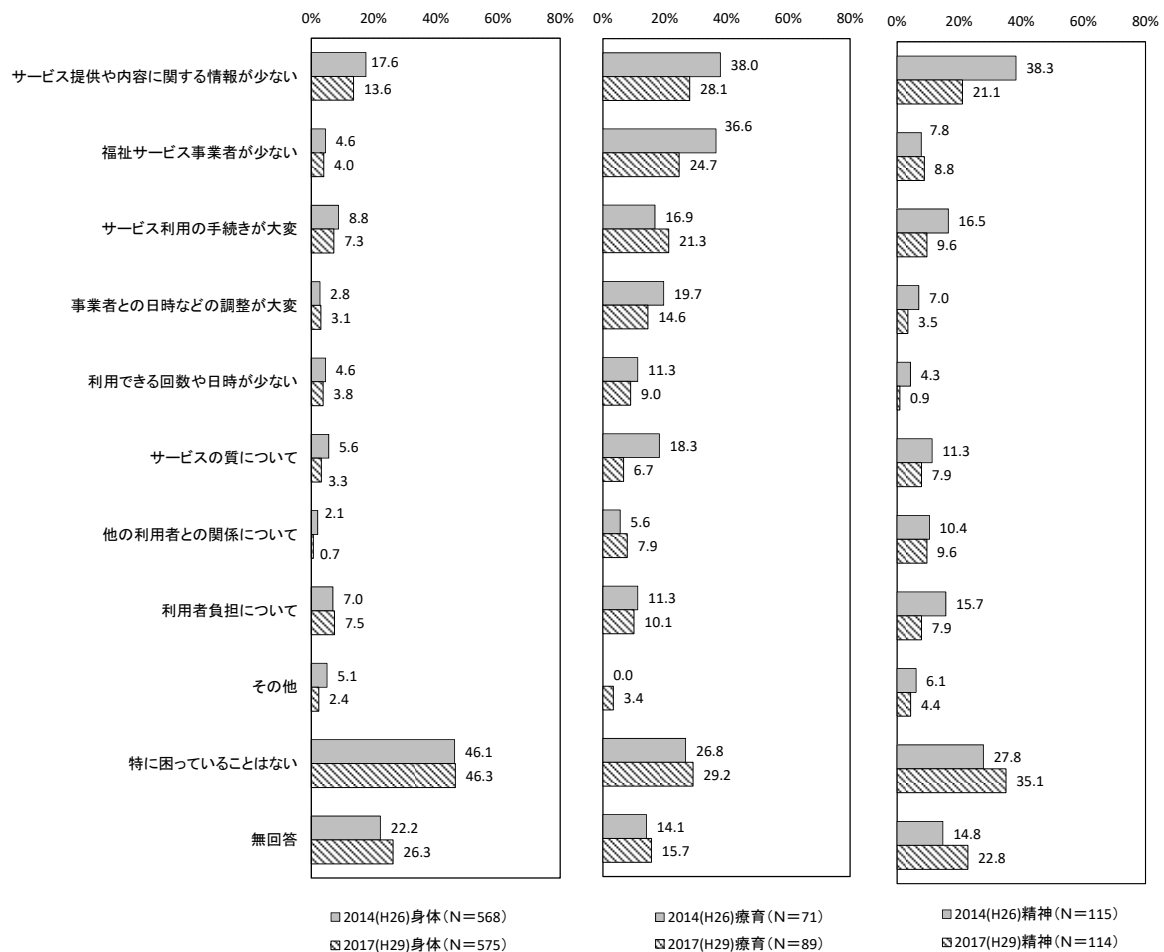
◆障害者総合支援法による福祉サービスを利用していますか



⑧障害福祉サービスを利用する上で困っていることについて

障害福祉サービスなどを利用する上で困っていることについて、前回アンケートの結果と比較すると、全ての障がいにおいて「特に困っていることはない」が増加しており、今回のアンケート結果ではその他の項目と比べ高くなっています。一方、知的障がいのある人及び精神障がいのある人において「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が2割以上あり、情報提供等が課題となっています。

◆障害福祉サービスなどを利用する上で、困っていることは何ですか



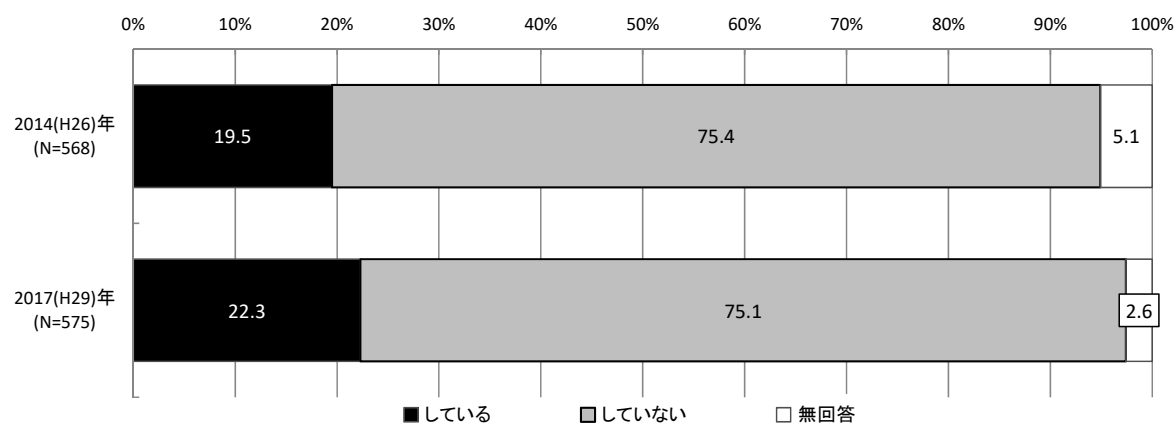
⑨就労について

就労について、前回アンケートの結果と比較すると、全ての障がいにおいて「している」が増加、「していない」が減少しています。特に、精神障がいのある人では、「している」が前回より約6割増加、「していない」が約2割減少となっています。

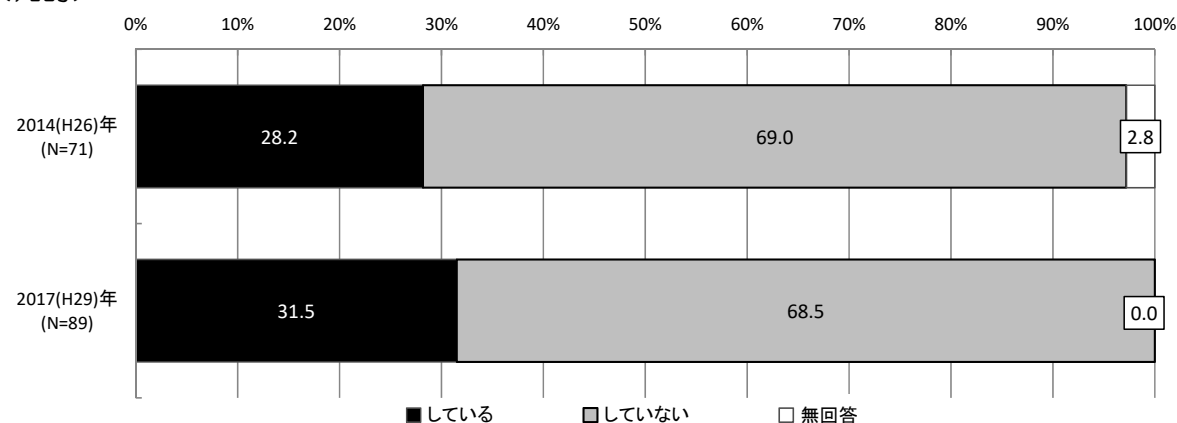
すべての障がいにおいて就労している人の割合が2割～3割程度となっており、就労を希望する人への就労支援対策が必要です。

◆現在仕事をしていますか

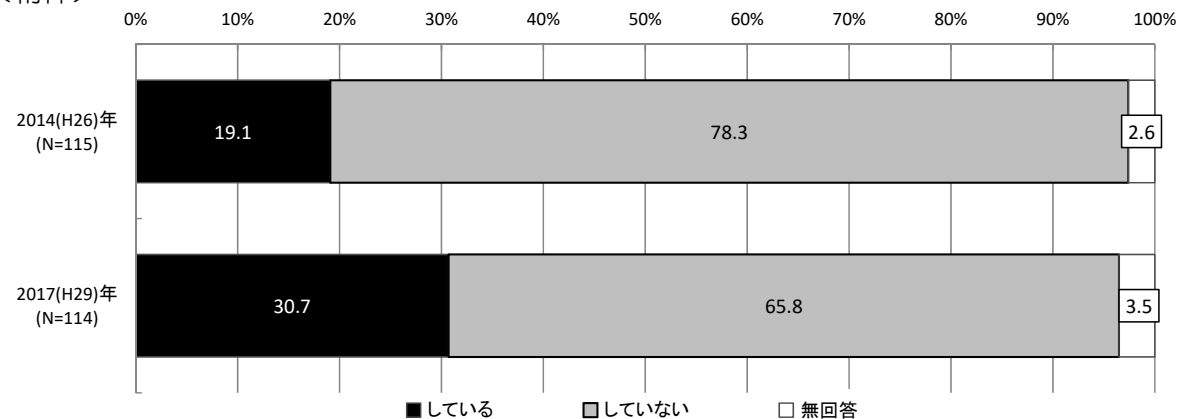
<身体>



<知的>



<精神>

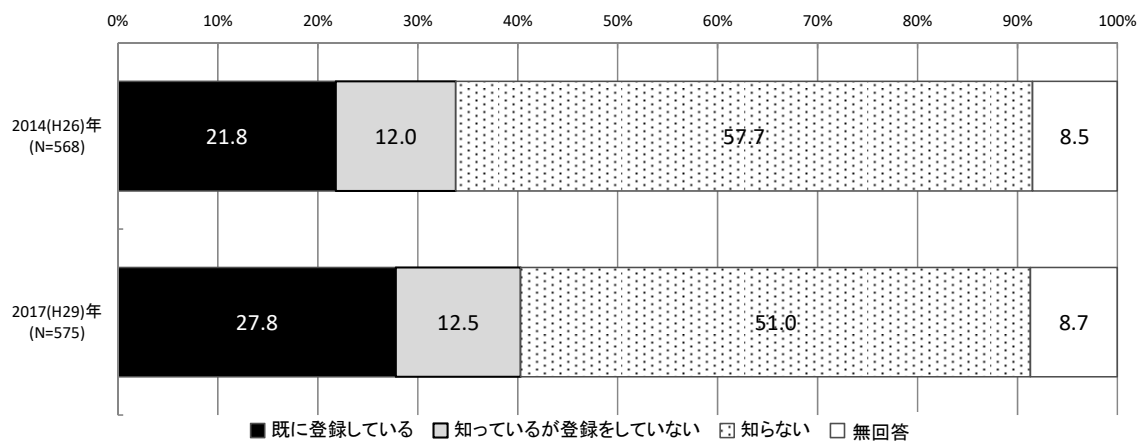


⑪「避難行動要支援者登録」について

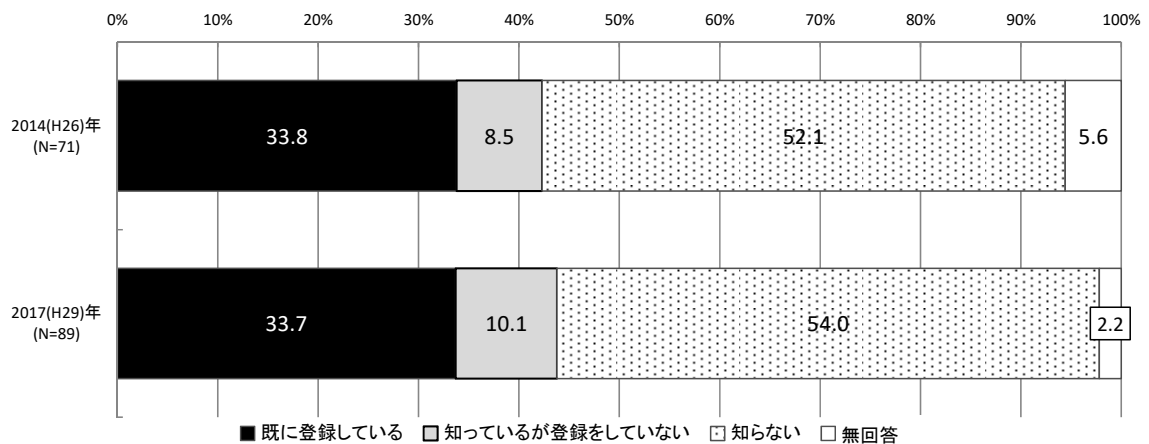
「避難行動要支援者登録」を知っているかについて、前回アンケートの結果と比較すると、身体障がいのある人の「既に登録している」が増加していますが、障がいの種別を問わず「知らない」が最も高く、5割以上となっています。

◆「避難行動要支援者登録」を知っていますか

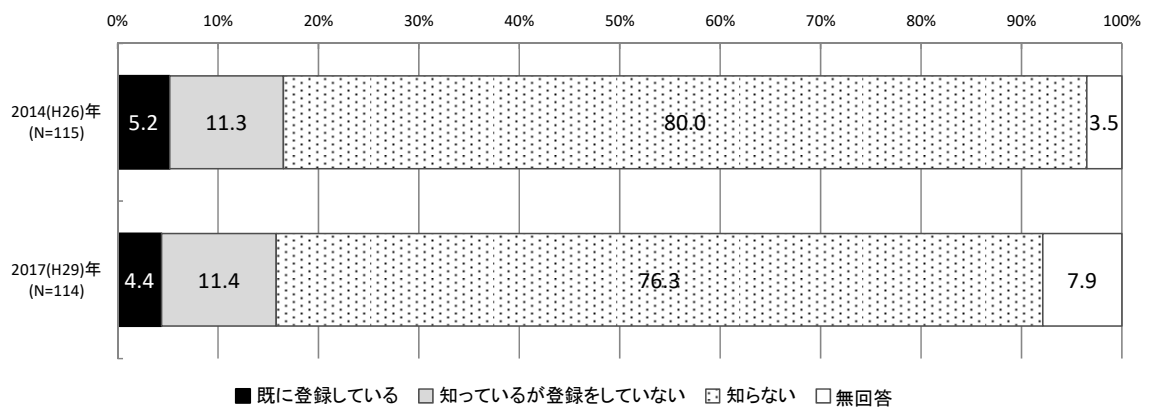
<身体>



<知的>



<精神>

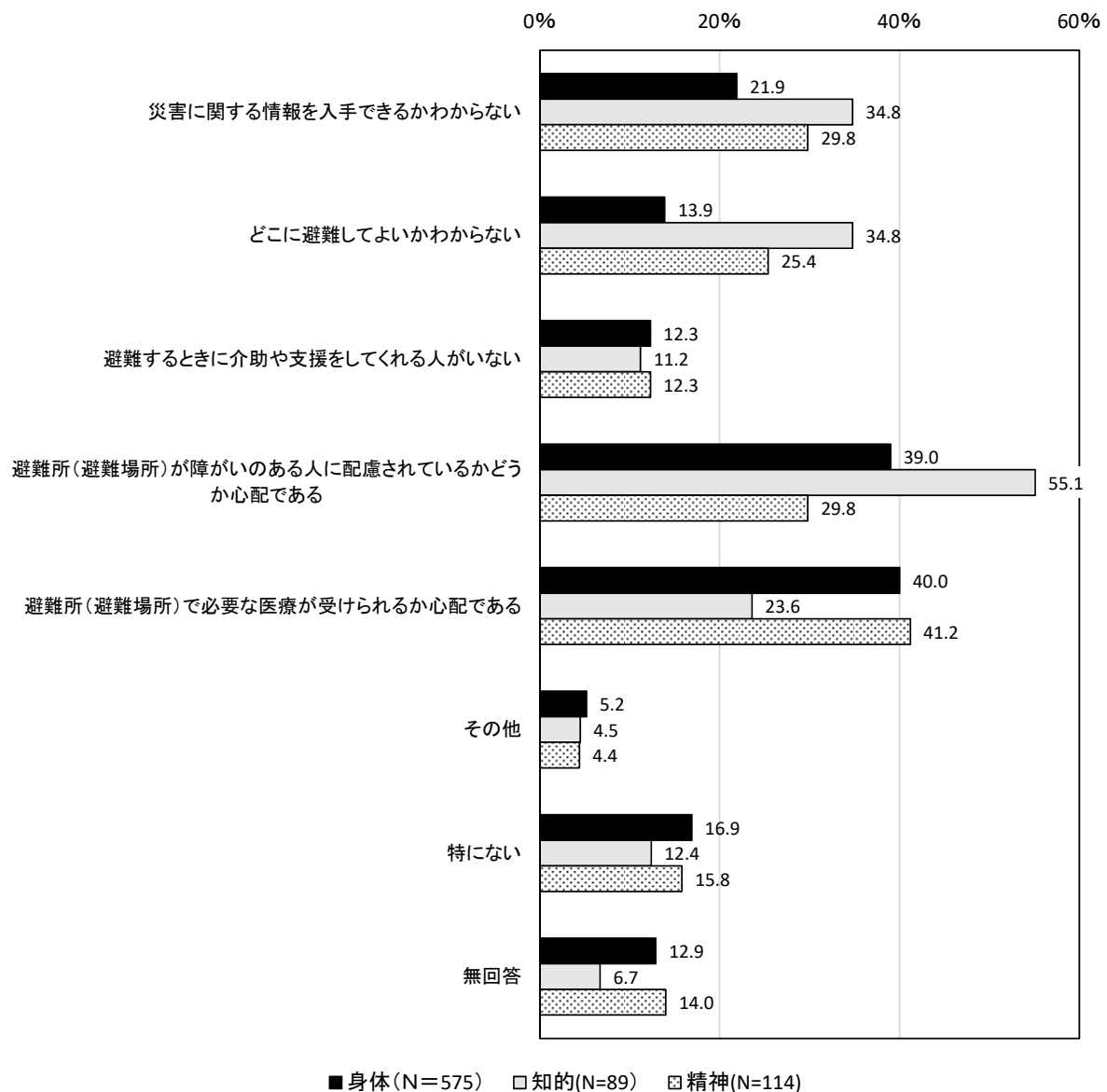


⑫災害発生時に不安に思うこと

災害発生時に不安に思うことについて、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「避難所（避難場所）で必要な医療が受けられるか心配である」が40.0%、41.2%と最も高く、知的障がいのある人では「避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である」が55.1%と最も高くなっています。

次いで、身体障がいのある人では「避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である」が39.0%、知的障がいのある人では「災害に関する情報を入手できるか分からない」「どこに避難してよいか分からない」が34.8%、精神障がいのある人では「災害に関する情報を入手できるか分からない」「避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である」が29.8%となっています。

◆災害発生時に不安に思うことはなんですか

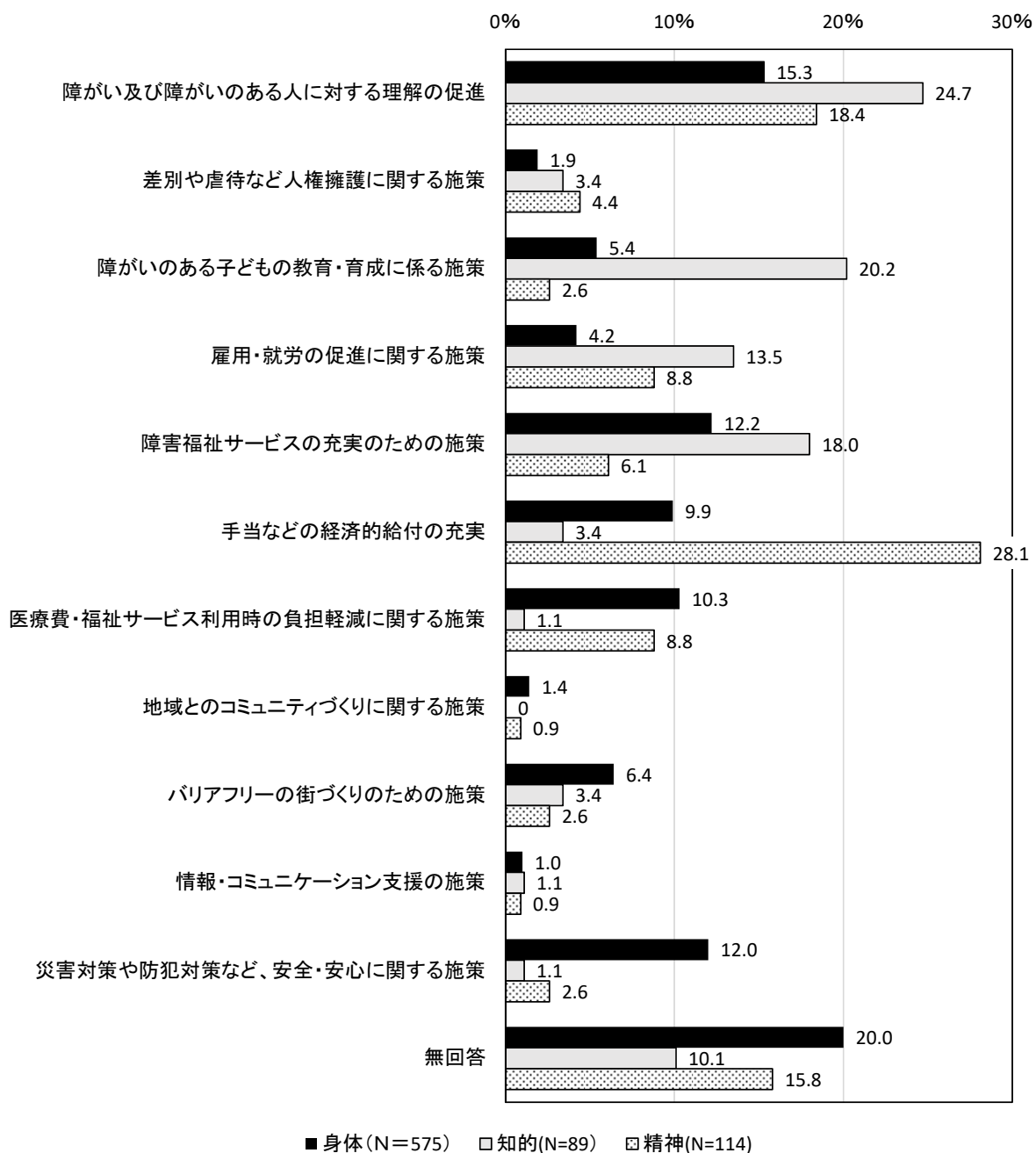


⑬長久手市の施策において、もっとも優先すべきと考えるもの

長久手市の施策において、もっとも優先すべきと考えるものについて、身体障がいのある人、知的障がいのある人では「障がい及び障がいのある人に対する理解の促進」が15.3%、24.7%と最も高く、精神障がいのある人では「手当などの経済的給付の充実」が28.1%と最も高くなっています。

次いで、身体障がいのある人では「障害福祉サービスの充実のための施策」が12.2%、知的障がいのある人では「障がいのある子どもの教育・育成に係る施策」が20.2%、精神障がいのある人では「障がい及び障がいのある人に対する理解の促進」が18.4%となっています。

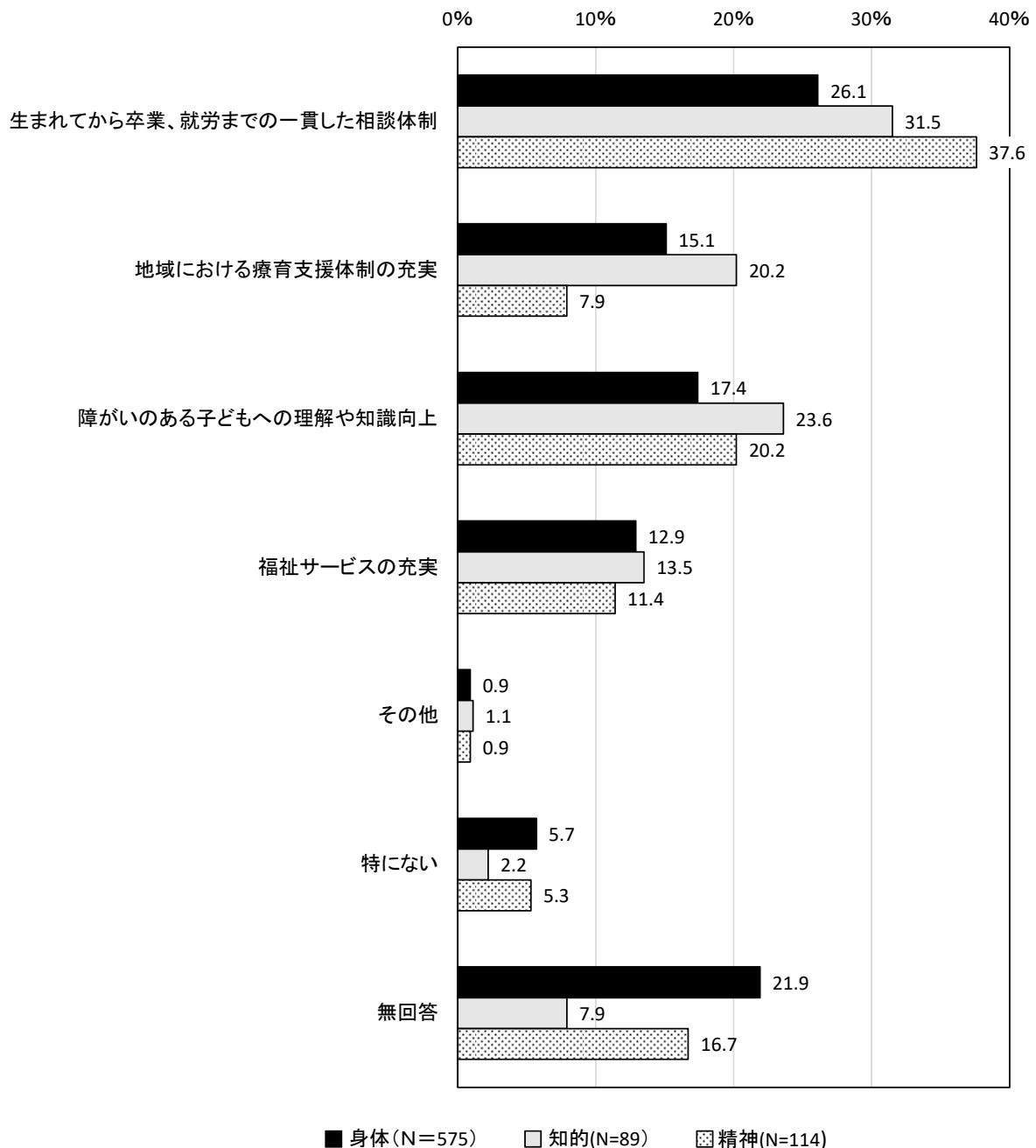
◆長久手市の施策において、もっとも優先すべきと考えるものは何ですか



⑭障がいのある子どもの教育・育成について

障がいのある子どもの教育・育成について、障がいの種別を問わず「生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制」が最も高く、次いで「障がいのある子どもへの理解や知識向上」となっています。

◆障がいのある子どもの教育・育成について、重要と考えるものは何ですか

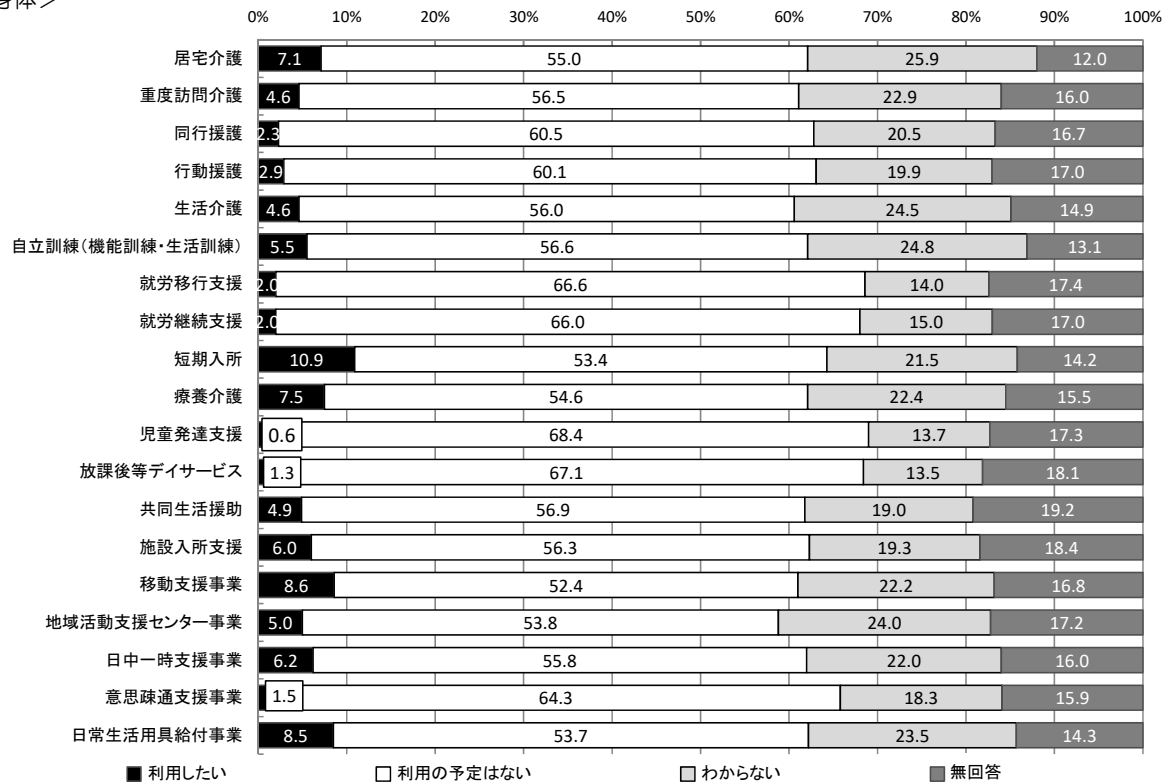


⑮障害福祉サービスの今後の利用意向について

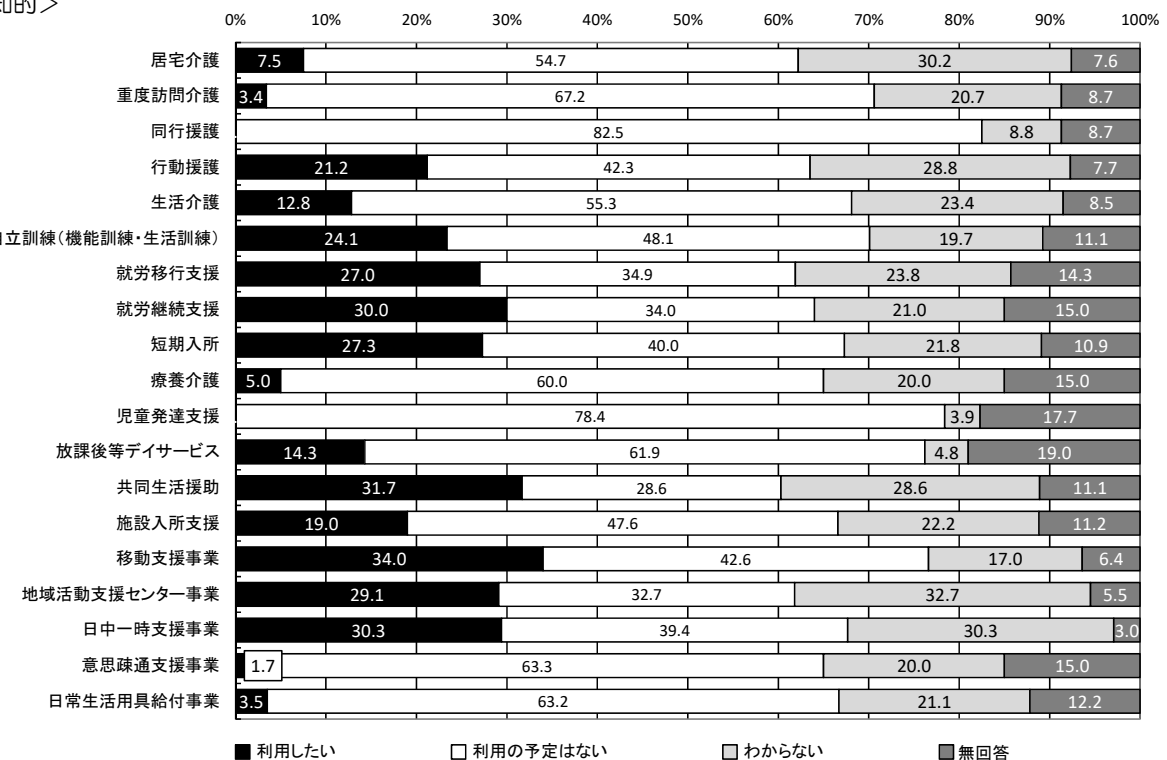
障害福祉サービスの今後の利用意向については、身体障がいのある人では「短期入所」、知的障がいのある人では「移動支援」「共同生活援助」、精神障がいのある人では「就労継続支援」「就労移行支援」が比較的高くなっています。

◆障害福祉サービスの利用意向

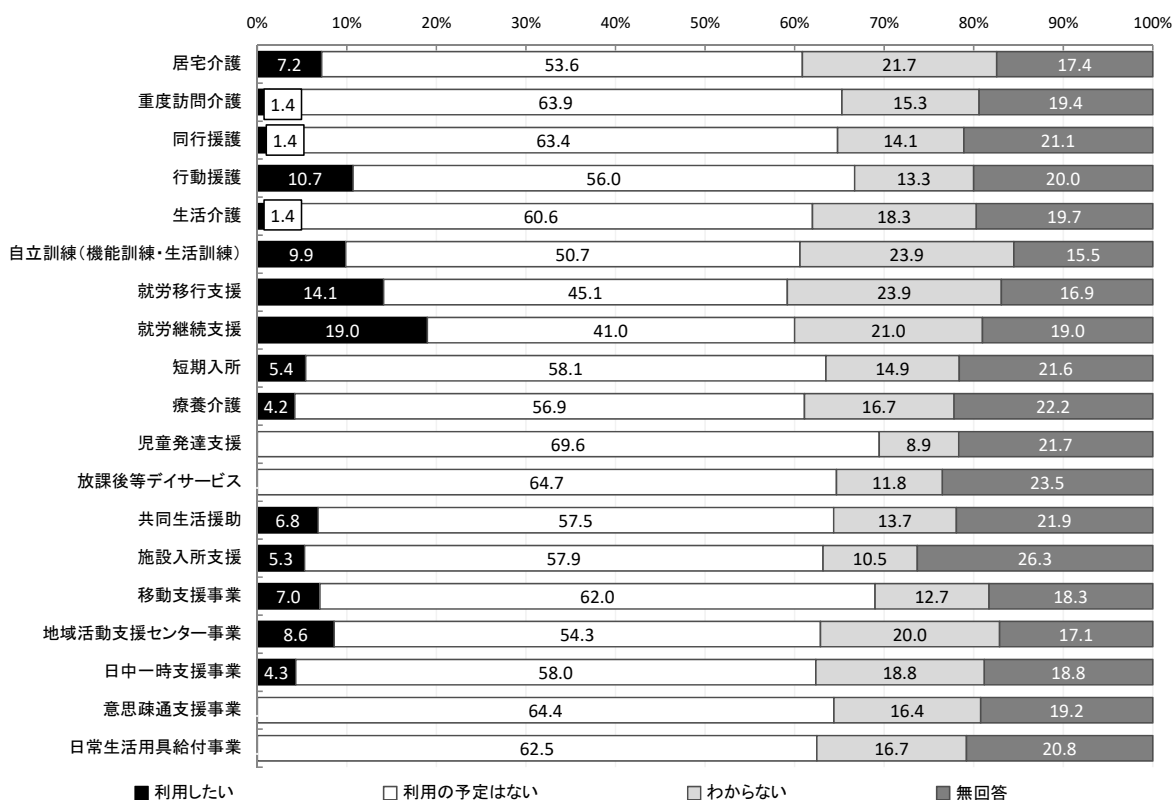
<身体>



<知的>



<精神>



長久手市の障がい者福祉施策に対して、ご意見やご要望などがありましたら、自由にご記入ください。	
1	障がいのある人の働く場所が少ないので、増やしてほしい。
2	障がいのある人に支援に関する情報が届くようにしてほしい。
3	安心して介助者と並んで歩いたり、車いす等で走りやすい道を増やしてほしい。
4	障がいのある人が気軽に立ち寄れる場所をつくってください。
5	障がいのある人も高齢者も子どもも若者も楽しく暮らせるような街にしていってほしい。
6	親なき後の生活が不安です。長久手市にグループホームや入所施設が増えるとよい。
7	学校を卒業した後は運動する機会や友人と接する機会が減ってしまうので、障がいの向けの運動や交流の場があるとよい。

3 障がい児福祉に関するニーズ調査のためのアンケートからみた状況

(1) 調査の目的

長久手市第1期障がい児福祉計画の策定にあたり、厚生労働省の指針に基づき、障害児通所受給者証をお持ちのお子さんの保護者を対象に、子ども・子育て支援等（保育所・児童クラブ等）の利用見込みを把握するためアンケート調査を実施しました。

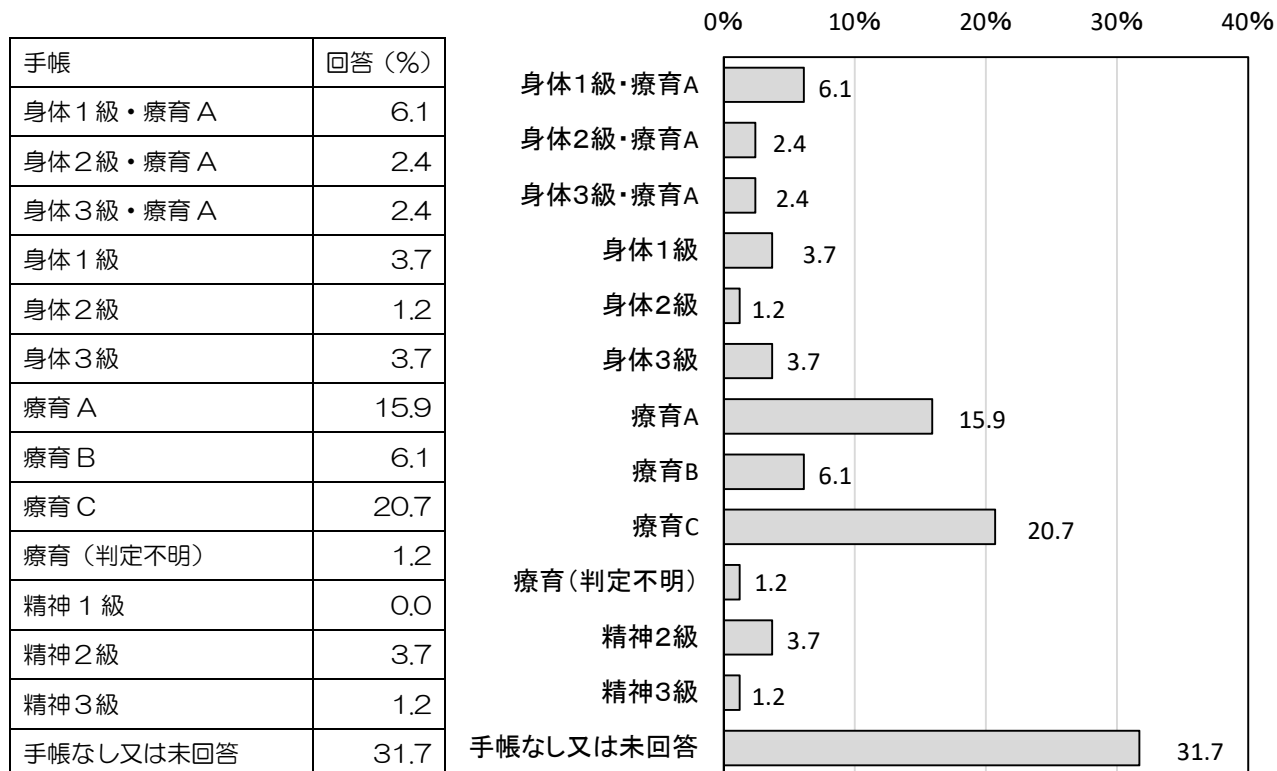
(2) 調査の方法と配布・回収

区分	内容
調査対象	長久手市にお住まいで、障害児通所受給者証をお持ちのお子さんの保護者
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	2017（平成29）年7月7日～2017（平成29）年9月4日

	配布数	回収件数	回収率
回収結果	144 件	82 件	56.9%

(3) 調査結果について（抜粋）

①対象となるお子さんの障がいの状況について

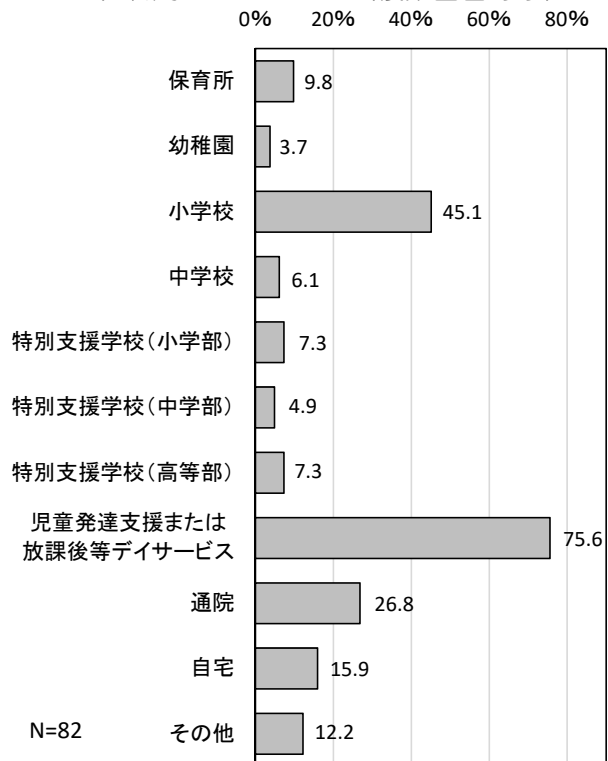


②お子さんの日中の過ごし方（場所）

児童発達支援または放課後等デイサービスがもっとも多く 75.6%という結果となりました。

◆お子さんの日中の過ごし方（場所）について、利用しているもの（複数回答あり）

日中の過ごし方（場所）	回答（％）
保育所	9.8
幼稚園	3.7
小学校	45.1
中学校	6.1
特別支援学校（小学部）	7.3
特別支援学校（中学部）	4.9
特別支援学校（高等部）	7.3
児童発達支援または 放課後等デイサービス	75.6
通院	26.8
自宅	15.9
その他	12.2

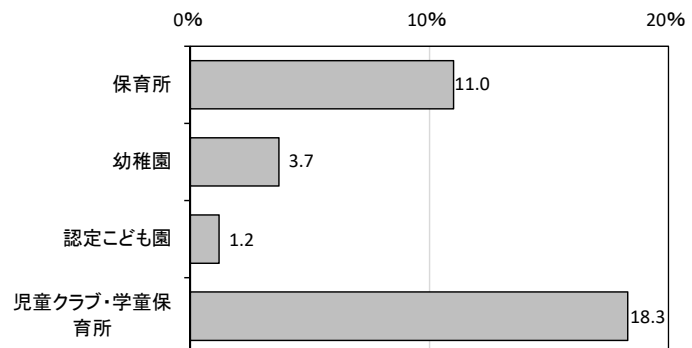


③子ども・子育て支援等（保育所・児童クラブ等）利用見込み

保育所 11.0%、幼稚園 3.7%、認定こども園 1.2%、放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）18.3%という結果となりました。

◆今後入所（園）希望があるもの、放課後の子どもの居場所として利用したいサービス（複数回答あり）

利用したいサービス	回答（％）
保育所	11.0
幼稚園	3.7
認定こども園	1.2
児童クラブ・学童保育所	18.3



④自由記入欄意見抜粋

長久手市の障がいをもつお子さまに対する福祉サービスや子育て支援に関してご意見やご要望などがありましたら、自由にご記入ください。	
1	就学後も相談できる施設や相談窓口がほしい。
2	専門家の具体的なアドバイスを気軽に聞ける場所がほしい。同じ障がいをもつ子どもの親同士で話をして共有できる場がほしい。
3	地域の園や学校に通えない子どもは、自治会レベルの活動に積極的に参加しない限り、その存在を忘れられがち。地域の人と交流できる機会があるとよい。
4	児童クラブや学童でも障がいを持つ子どもの受け入れがあればよいと思う。学校の普通級でも障がいを持つ子どもに対してサポートがあるとよいと思う。
5	本人が安心して過ごすことができ、親が安心して就労できるようサービスを充実させて、ニーズを満たせるよう人材確保につとめてほしい。
6	小中学校での支援員を増やせば、学校が子どもたちにとって今よりもっと過ごしやすく楽しい場所になると思う。
7	医療行為が必要なため、公立の保育園や学校に看護師を常駐させてほしい。他の子どもと同じように、集団生活や社会性を身につける場があるとよい。

4 ヒアリング調査からみた状況

(1) 調査の概要

日頃から障がいのある人と関わりのある活動に取り組むボランティア団体や当事者団体、サービスを提供している事業所に対し、ワークショップ形式によるヒアリングで現状の課題や改善策について話し合いました。ヒアリングはテーマを変えて2回開催し、多角的に長久手市の現状や課題の把握、改善策を検討できるように実施しました。

(2) 調査（ワークショップ）の実施

①実施状況

開催数	開催日	時間	参加人員	内容
第1回	2017（H29）年 9月19日（火）	午後1時30分から 午後4時30分まで	27人	テーマごとの課題抽出及び 改善策検討
第2回	2017（H29）年 10月24日（火）	午後6時30分から 午後8時45分まで	15人	事例課題に対する改善策検討

②出席団体・事業者

種別	団体名
団体	長久手市身体障害者福祉協会、希望の会、ほっとクラブ、ウェンディの箱、 長久手点字サークル、要約筆記長久手、愛知県立大学
事業者	社会福祉法人あいち福祉会たかぎ作業所、特定非営利活動法人楽歩、 社会福祉法人むそう、株式会社フォルツァ、特定非営利活動法人百千鳥、 株式会社サポートサービスセンターハーモニープラス、 株式会社リレーションカフェシエナ、ゴジカラ村役場株式会社、 介護ステーション・更紗、ヘルパーステーションあんのん、ALES、 放課後等デイサービスポカラポット、北風と太陽 長久手、 障がい者相談支援センター
市民	市民による計画づくり応募者

(3) 調査（ワークショップ）の結果について

ア 第1回（9月19日）開催分

（ア）内容

出席者を4グループに分け、各グループごとに基本計画に定めた施策の柱の中から選択し、長久手市の現状での課題とその改善策について話し合いました。

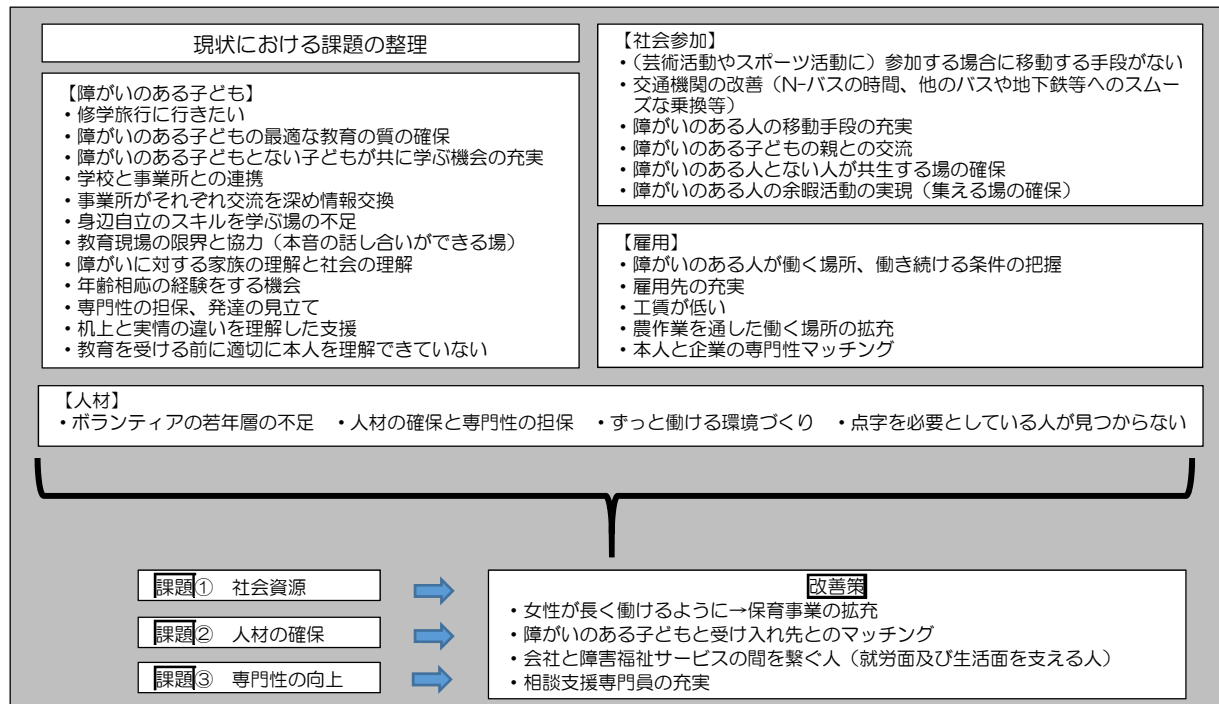
【施策の柱】

①生活支援、②保健・医療、③教育、文化芸術活動・スポーツ等、④雇用・就業、経済的自立の支援、⑤生活環境、⑥情報アクセシビリティ、⑦安全・安心、⑧差別の解消及び権利擁護の推進、⑨行政サービス等における配慮

(イ) 各グループでの検討結果

【Aグループ】

テーマ：③教育、文化芸術活動・スポーツ等、④雇用・就業、経済的自立の支援



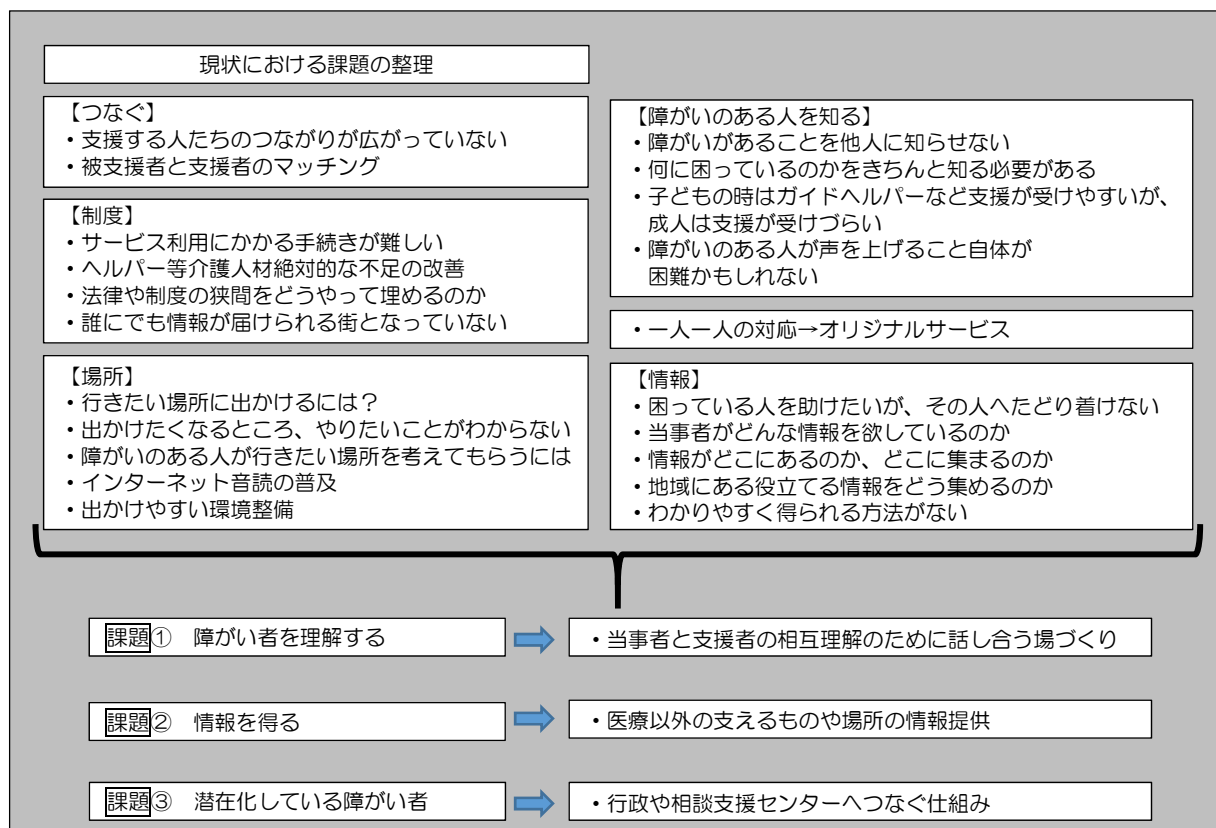
このグループでは、生まれてから高齢になるまでの様々な場面における課題を整理するところから始め、専門性の向上、人材の確保、社会資源の3つに課題がまとまりました。

その解決のためには、女性が働きやすいようなまちになると良いと考えました。民間の保育事業を長久手市が応援することも必要だと思います。マッチングについてですが、障がいのある人を無理やり受け入れてくれるから入れてしまうと、働けるから追い出すことをしないという判断をする人がいるかもしれません。そのような場合、本人にとって適した場所ではないところにいるかもしれないので、マッチングする人が必要だと思います。そして、会社と障害福祉サービスを繋ぐ人がいないと感じているので、ジョブコーチではなく、生活のサポートができる人がいると良いと提案します。仕事先だけ支えるのでは支援は十分ではないかもしれません。会社の中で就労面だけではなく生活面も支えてくれる人を育てるのもよいと思います。また、相談支援専門員が不足していると思います。長久手市に住んでいる約1,500人の障害者手帳所持者に対して、現在、障がい者相談支援センターの相談支援専門員は3人なので、できれば相談支援専門員がもっと増えると良いと思います。



【B グループ】

テーマ：①生活支援、⑤生活環境、⑥情報アクセシビリティ



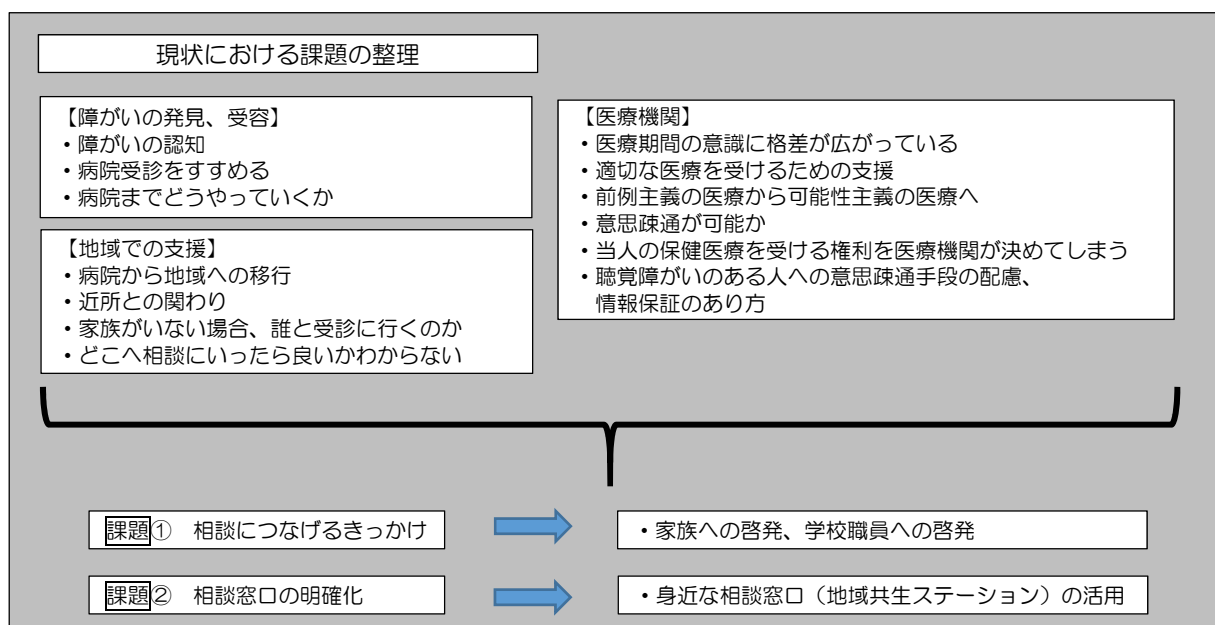
このグループでは、障がいがある人が外出しやすいまちにするために、人・もの・場所・情報を支援が必要な人にどのようにつなげていくかを考えました。

長久手市には、障害者手帳を持っている人が約 1,500 人います。手帳をもっていないけれど困っている人が 300 人くらいいると聞いています。市役所や障がい者相談支援センターで困っていると発信できれば支援につながるのによいのですが、発信できない人を支援につなげる仕組みがあればよいと思いました。困っている人を支援につなぐ人、支援する人が情報交換するために集まって話し合えるような場所が必要ではないかという提案もありました。

また、障がいのある人への理解はなかなか進んでいないと思うので、相互理解するために当事者だけではなく支援者も一緒になって話し合える場があると良いという意見がありました。



【Cグループ】テーマ：②保健・医療



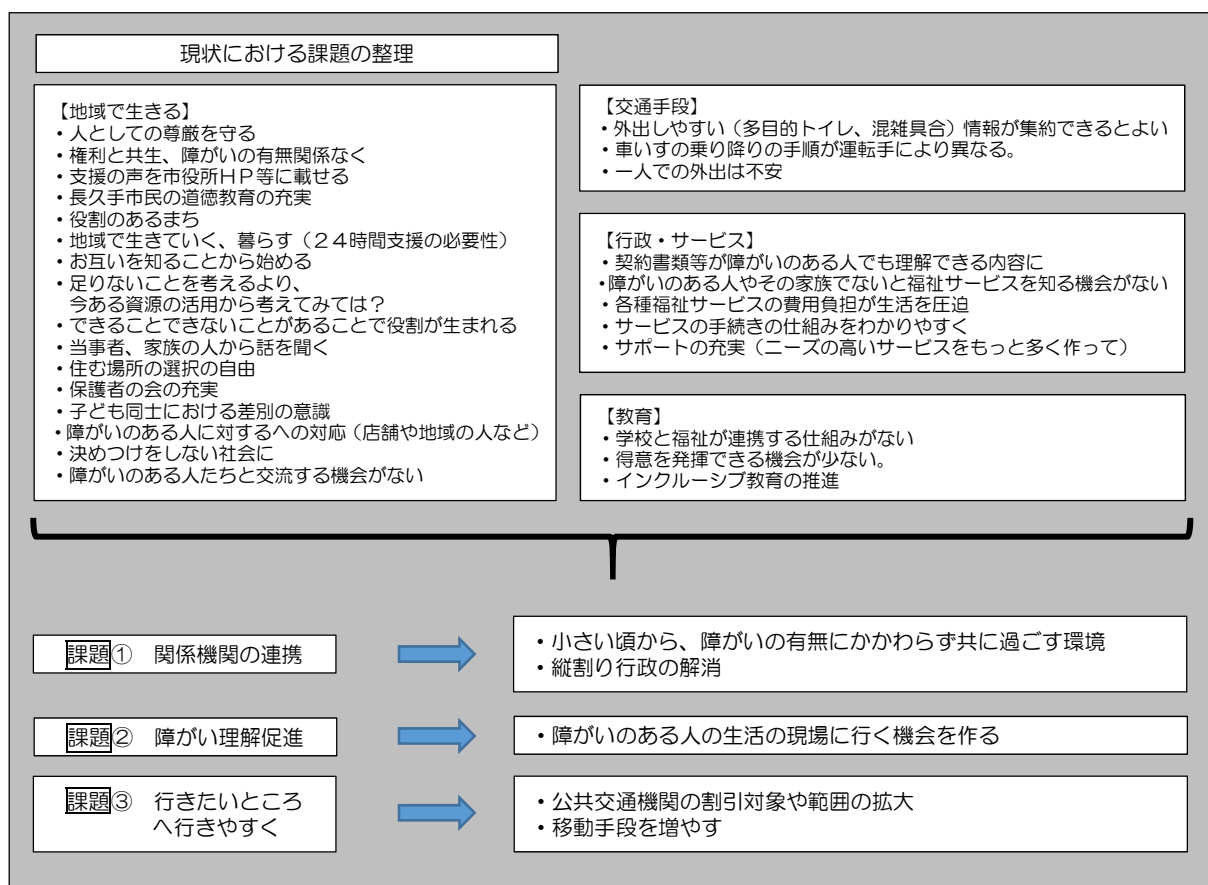
このグループでは、②保健・医療における課題は初診につながるきっかけと相談窓口の明確化の2つにまとめました。

初診につながるきっかけとして、家族、学校職員等への啓発活動ができるとよいと考えました。障がいのある人を隠してしまっている家族がいると感じることがあります。身体障がいまたは知的障がいのある人は、支援者からアプローチしなくても発見しやすいと思います。しかし、精神障がい（発達障がいを含む。）のある人は、なかなか本人が自覚しづらく、家族や周りから医療機関や支援につながるよう促さなければならないので、家族への啓発が必要だと考えました。そのためには行政からの啓発も重要です。

そして、相談窓口の明確化に対する改善策として、身近な相談窓口（地域共生ステーション）の活用という意見がでました。地域共生ステーションは、障がいをもつ人やその家族にとって身近に相談できる場所の一例としてあげました。様々な相談窓口が長久手市にはあるので、身近な相談窓口から支援へ確実につながるような仕組みがあると良いと思います。



【Dグループ】テーマ：①生活支援、⑧差別の解消及び権利擁護の推進



このグループでは、福祉サービスや事業所があることを知らない人がいるという課題や学校間や地域、行政の連携がうまくとれていないのではないかと課題を見つけました。連携不足への改善策として、小さいときから障がいの有無に関わらず、地域で共に過ごすことで支援できるようにしたいです。そのためにも、縦割り行政であっても、異なる分野（教育と福祉、小学校と中学校など）であっても、しっかり連携をとっていけば、本人もスムーズに生活が送れるのではないかと思います。

また、障がいのある人に関わるのが少ないために、障がいについて理解できず、その結果、障がいのある人を差別してしまうことがあります。現場に足を運んで見てもらうことが一番実感してもらえそうです。公共交通での割引や移動手段の拡大も当事者が行きたい場所に行きやすくなるための改善策の一つだと思います。



イ 第2回（10月24日）開催分

（ア）内容

以下の3つの事例に対して、その支援方法や今後充実すべき制度や社会資源を検討しました。

【事例】

① 医療的ケアが必要な障がいをもつ児童への支援

人工呼吸器等の医療的ケアが必要な乳児とその家庭について、本人が今後地域でどのように暮らしていくのか、また、本人を支える家族にとって必要な支援はどのようなものなのか検討しました。

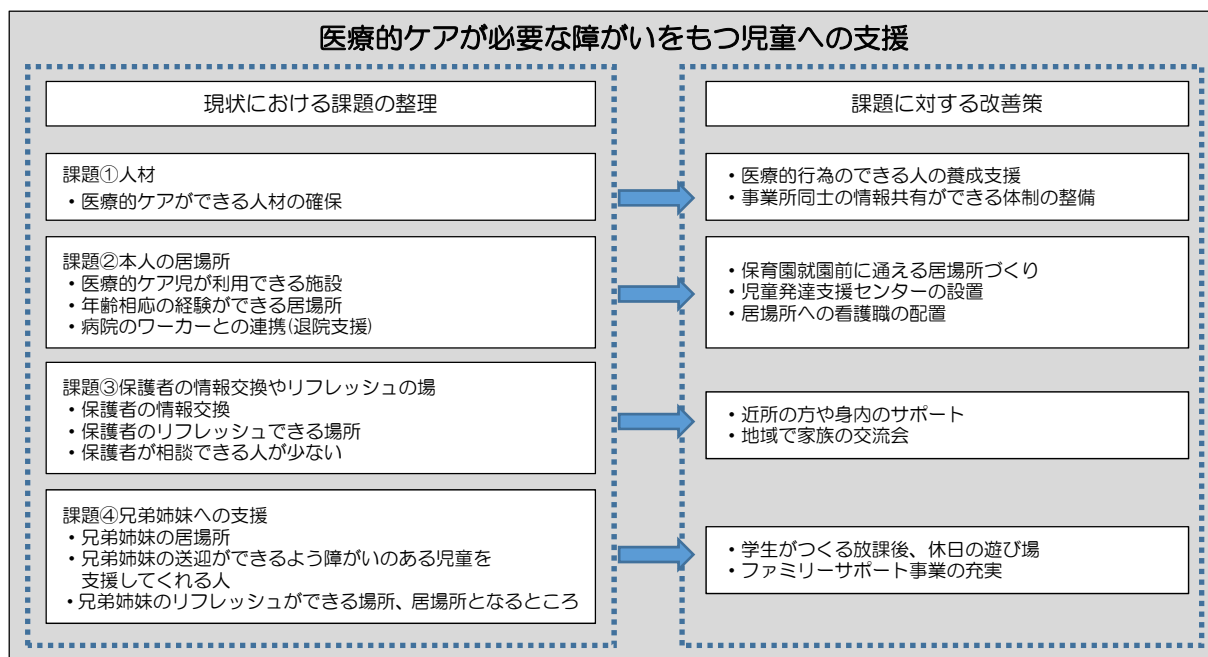
② 発達障がいを持ち、就職活動をする大学生

小学校から高校まで普通学級で過ごしたが、大学生になり、発達障がいであることが判明した対象者への支援について検討しました。

③ 社会との関わりがなく、家族にも支援が必要なケース

50代の知的障がいのある本人と80代の父親（認知症）の2人世帯への支援について検討しました。

(イ) 各グループでの検討結果
【Aグループ】

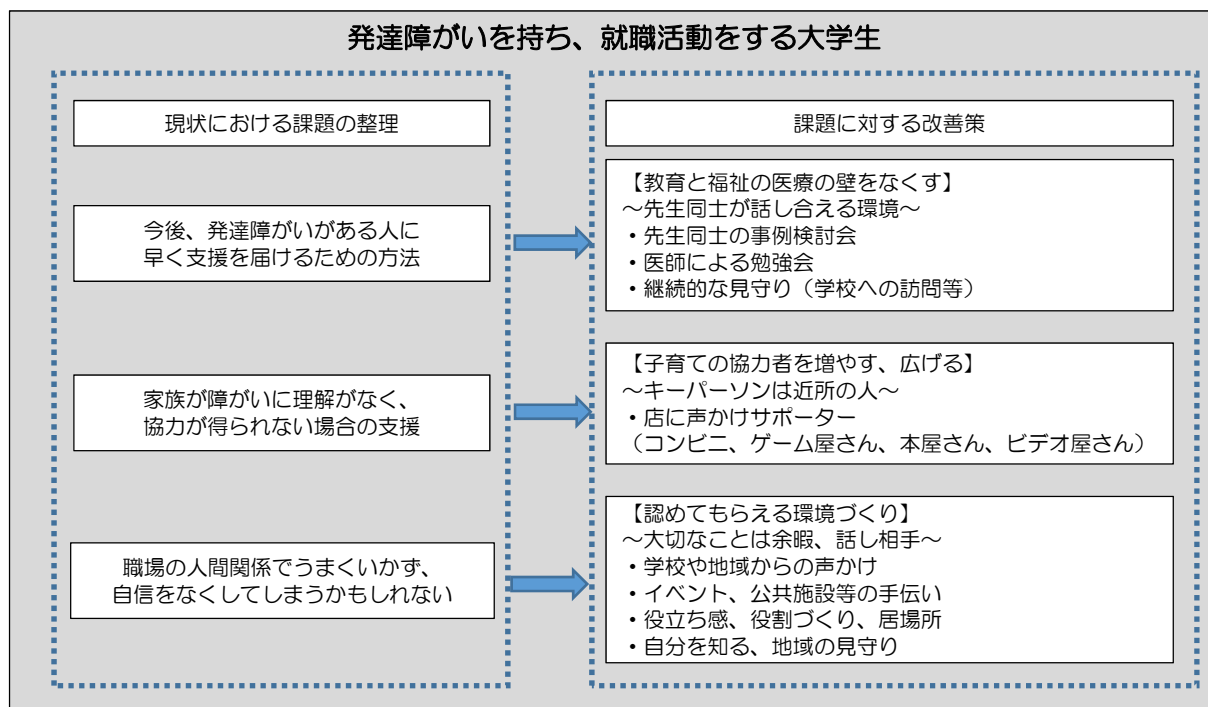


医療的ケアを受けながら生きている子どもやその家族の暮らしは、普段関わりが少ない人にとって想像しづらいものです。既存の制度や社会資源で対応することは難しく、新しい制度や社会資源を作る必要があります。この状況は、かつて発達障がいの子どもの存在が広く知られるようになってきたときに各方面が対応を考えたことと似ていると思います。大きな自治体であれば、医療的ケア児に特化した施設や独自事業を展開することができると思いますが、長久手市は人口約5万人のまちであり、医療的ケアを必要とする子どもの数が少ないため、事業として成り立たせるのは難しいことです。だから、そのような子どもに出会った時に各々がやれることをやるしかないと思います。

規模の大きい自治体では重症心身障がい児対象の福祉ホームがあり、自治体が補助しているところもあります。それは、大規模な自治体だからできることで、小さい自治体では難しいことです。医療的ケア児に特化した事業について、広域で考えることを検討するのも良いと思います。



【Bグループ】



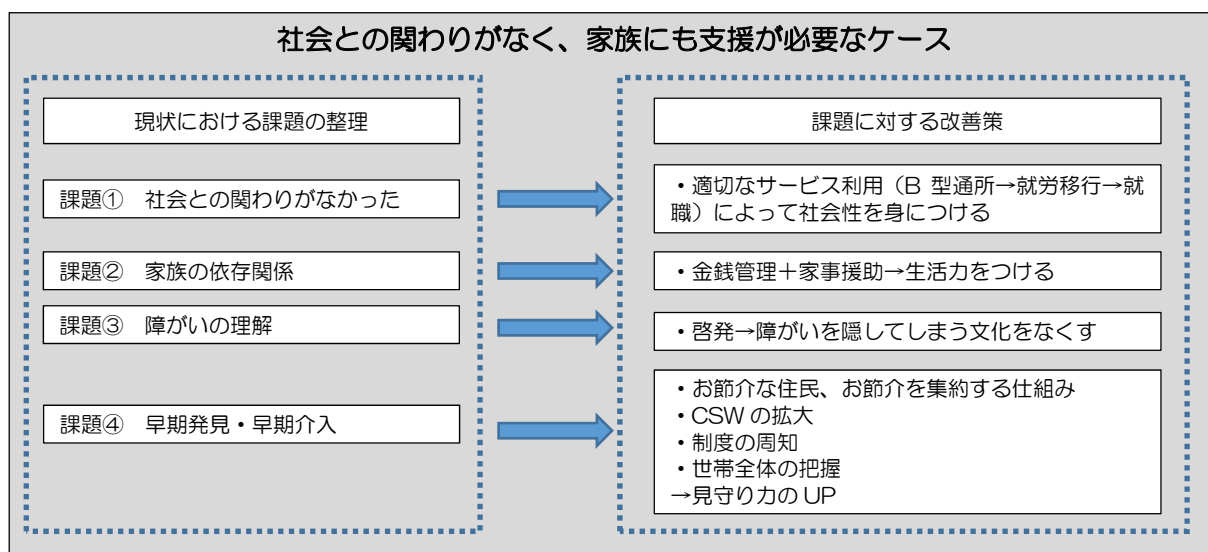
まず、大学生になるまで専門的な支援を受けることができなかったという課題に対する改善策は、教育・福祉・医療による連携だと考えます。現状では、その連携が不十分だと感じます。先生同士や専門職を交えて、学校内で気になる子どもたちへの支援について話し合える環境があるとよいです。また、5歳児検診のときに保育園等に専門職の人が子どもの様子を見に行ったり、保護者と話し合ったりする機会があります。継続的な見守りとして、学校教育の時にもそのような機会（子どもの様子を見に行き、気になる子を発見する）を設けると良いと思います。

次に、家族の理解が得られず、一人で抱え込んでしまうという課題に対しては、子どもたちのことを見守る人を近所（地域）で広げていく必要があります。例えば、子どもたちが普段行くお店に、声かけサポーターの役割を依頼し、その数を充実させることで子どもの話し相手・相談相手となる人を地域で増やすと一人で抱え込んでしまう状況から抜け出せるかもしれません。

そして、就職後に自信をなくしてしまうかもしれないという課題に対しては、認めてもらえる環境や本人が必要とされている環境をつくり、自信をつける必要があります。余暇を充実させることでモチベーションを保つことができます。また、本人が自分の特性を理解することが大事です。そのためにも、地域での支え合いや見守りが必要なのです。



【Cグループ】



まず、家族以外の社会との関わりがなかったことについては、障害福祉サービスによる支援によって社会性を身につけていけると良いと思います。

また、家族の依存関係についても金銭管理や家事援助を通して生活力を身につけられると思います。

障がいに理解のない親族については、この事例の場合に限らず、障がいに関わりの少ない人に対して障がいについて普及啓発を行い、広く理解してもらう必要があるのではないかと考えます。家族に障がいのある人がいたり、困ったことがあっても家の中で隠してしまうことをなくす対策をしたいです。

そして、早期発見・早期介入のためには、地域の見守り力の向上が必要です。地域の人、周りの人に障がいのある人や独居ではないが家族の支援が乏しく困っているのではないかと世帯を発見し、市役所などに「あの世帯は困っているのではないかと」とお節介な発言をし、そのお節介を集約できるような仕組みがあると良いです。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が長久手市に3人いますが、市全体を見られるように増員したほうがよいと思います。手帳を持っている人や支援が必要な人に支援が行き届いているかどうか把握できるとよいです。高齢者の支援者は高齢者のみ、障がいのある人の支援者は障がいのある人のみ把握するのではなく、支援が必要な世帯全体を把握するために横のつながりが必要です。見守り力のアップとして地域の人、周りの人をしっかり見ることや行政の横の連携を強めることで、支援が必要な人を早期発見できるのではないかと思います。



第3章 第3次長久手市 障がい者基本計画



第3章 第3次長久手市障がい者基本計画

1 計画の基本理念

障がい福祉の目的は、すべての人が障がいの有無に関わらずお互いに尊重しながら地域社会の中で共に生活できるよう、日常生活や社会生活を送るための支援を行うことにあります。

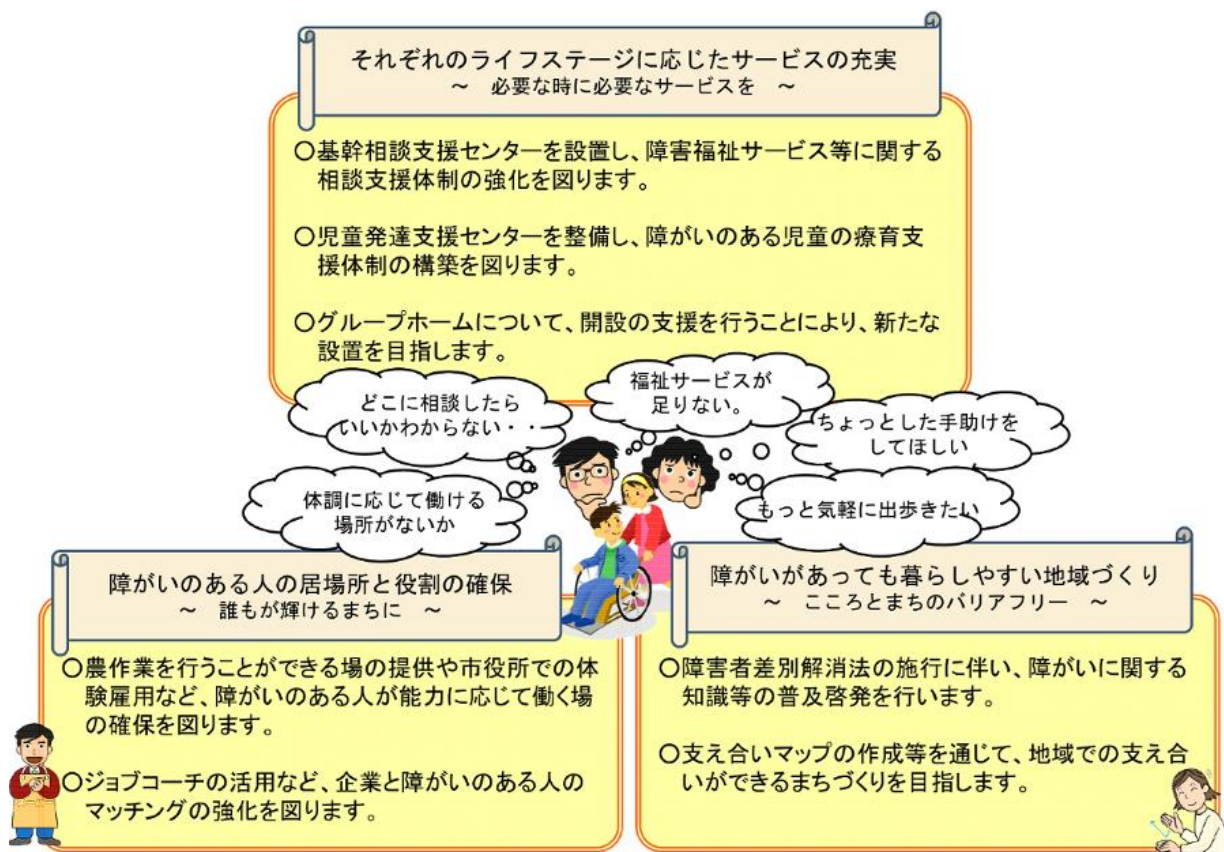
この目的を実現するため、第3次障がい者基本計画の基本理念を次のとおり定めます。

「支え合う 思いやりのまち ながくて」

※ 基本理念は、第2次障害者基本計画において掲げた理念を継承します。

2 計画の基本目標

本市の障がい福祉を取り巻く状況について、アンケート調査結果や団体・事業者ヒアリングからみえてきた課題について集約し、これらの結果を以下のとおりにまとめ本計画の取組みの基本目標とします。



基本目標１：それぞれのライフステージに応じたサービスの充実

～ 必要な時に必要なサービスを ～

○制度の周知、相談支援体制の充実

障がいのある人が自分の生活に必要なサービスを選択するためには、様々なサービスに関する情報が適切に提供され、本人の希望の実現に向けた相談ができる体制を構築することが必要です。現状では、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」、「どこに相談したらよいか分からない」等の声もあることから、更なる制度の周知や相談支援体制の充実が求められています。

そのため、制度等についてできるだけわかりやすい情報提供に努めるとともに、その人の心身の状態やライフステージにあった適切な支援が行われるよう相談支援体制の充実強化を図ります。

○安心して暮らすためのサービス提供体制の充実

近年、障害福祉サービス事業所の開設等により、サービス提供体制は整備されつつありますが、障がいのある人の生活を支えるサービス提供体制はまだ不十分な状況です。

特に、障がいのある人が安心して地域で生活するため、夜間の対応など、緊急時に対応できるサービスの提供体制の確保が求められます。

障がいのある人が、地域においてその人の状況に応じて自立した生活ができるように支援するため、サービス提供体制の充実に努めます。

基本目標２：障がいのある人の居場所と役割の確保

～ 誰もが輝けるまちに ～

障がいのある人の就労率は、知的障がい、精神障がいのある人が３割弱、身体障がいのある人が、それぞれ２割弱にとどまっています。「生活費などの経済的なこと」や、「働くことが不安」、「働く場所がない」ことに悩んでいる人も少なくありません。

働くことは、収入の確保はもちろん、自分の役割の再認識、社会とのつながりの確保という点でも重要です。障がいのある人が就労するためには、企業の理解とともにその人の適性を生かせる職場環境の整備も含めた就労支援を行うことが必要です。

就労支援や文化・スポーツの機会の確保を通じ、障がいがあってもその人に応じた活躍ができるような環境整備を行います。

基本目標3：障がいがあっても暮らしやすい地域づくり

～ 心とまちのバリアフリー ～

障がいのある人の多くは、ほとんど自宅にいたり、自宅と福祉サービス事業所との往復のみにかぎられたりするなど、地域とのふれあいが乏しくなっている状況です。障がいがあっても、気軽に出かけられる場所がある環境づくりが必要です。

そのためには、施設等のバリアフリーも必要ですが、地域にいる人の見守りやちょっとした手助け、地域での交流など、地域の人々との縁をつなぐことが非常に重要です。

障がいへの理解を高めるための啓発や、地域の人との交流など、地域とのつながりをもつための取組みを通じて、障がいがあっても暮らしやすい地域づくりを進めます。

3 施策の体系

国の第3次障害者基本計画に準じて（本計画 112 ページ、資料編参照）、分野別に関連施策をまとめました。

障がい福祉施策には、障がいのある人の年齢、障がい種別・程度に応じた広範多岐にわたる事業があります。

計画策定にあたっては、上位計画に沿った総合的な施策推進が図られるよう、障がいのある人や市民にわかりやすい計画になるようにまとめました。

基本理念	基本目標	施策の柱	施策の方向性
支え合う 思いやりのまち ながくて	基本目標 1 それぞれのライフステージに応じたサービスの充実	生活支援	障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。
		保健・医療	障がいの早期発見や予防への取組みの充実と難病患者への支援充実を図ります。
	基本目標 2 障がいのある人の居場所と役割の確保	教育、文化芸術活動・スポーツ等	障がいのある人が共に学ぶことができる環境づくりや、障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動等への参加促進を図ります。
		雇用・就業、経済的自立の支援	関係機関と連携して障がいのある人の就労支援体制を構築します。
	基本目標 3 障がいがあっても暮らしやすい地域づくり	生活環境	施設等のバリアフリーの推進と、障がいのある人の生活を地域で支えあう取組みを進めます。
		情報アクセシビリティ	情報提供及び意思疎通支援の充実を図ります。
		安全・安心	災害発生など緊急時の支援に対する取組みの充実を図ります。
		差別の解消及び権利擁護の推進	障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組みを進めます。
		行政サービス等における配慮	行政サービスの向上に向け、市職員等の障がいへの理解促進を図ります。

※ なお、「国際協力」の分野については、国・県の計画に準じて実施しますので、本計画には掲載していません。

4 重点的に取り組んでいく施策

※ 実施時期にある、「前期」とは 2017（平成 29）年度までの 3 年間での実施を目指すもの、「後期」とは 2020（平成 32）年度までの 6 年間での実施を目指すものです。

重点施策 1：グループホーム整備への支援

現状と課題			
高齢化社会が進む今、障がいのある人のいる世帯についても高齢化が顕著となってきています。一人暮らしをするのが難しい障がいのある人が、親亡きあとの生活について考えたときに、生活する場の一つとしてグループホームがあります。 しかし、市内には 1 か所しかなく、障がいのある人が慣れ親しんだ地域で暮らせないのが現状です。また、短期入所についても同様に社会資源が乏しい状況です。 一方、事業者側にとっては、新規に参入したいとの意向があっても、費用負担の問題からなかなか踏み出せない原因となっています。			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
作業部会を設置し、事業内容の検討を行い、2016（平成 28）年度には、定員 5 名のグループホーム 1 か所開設されました。今後も、新たなグループホームの設置を目指し、事業所や関係機関と協議・連携していきます。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
事業者の費用負担を軽減し、障がいのある人が生まれ慣れ親しんだ地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。 前期に 1 か所、後期に 2 か所の計 3 か所の開設を目指します。	福祉課	○	○

重点施策2：グループホームの体験利用の促進

現状と課題			
グループホームへの入所を希望される障がいのある人が多い現状ですが、グループホームでの生活がどのようなものなのか、また、障がいのある人にとって、その場が適しているかどうか分からない状況です。			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
作業部会を設置し、地域生活支援拠点の整備に関する事例収集を行いました。今後は、体験利用について研究を進めるとともに、本市での体験利用事業実施に向け、事業内容を関係機関と協議・検討を行います。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
グループホームでの生活が障がいのある人にとって最適かどうか見極める上でも、体験できる機会が必要となっています。 そうした機会が提供できるよう近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、体験利用の事業を開始します。	福祉課	○	○

重点施策3：基幹相談支援センターの設置

現状と課題			
アンケート調査や団体・事業者ヒアリングでは、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」、「どこに相談したらよいか分からない」等の声も上がっています。そうしたことからさらなる制度の周知や相談体制の充実が求められています。 現在の障がいに関するものでみると、障がいの重度化や重複化が増加傾向にあります。また、障がいのある人が抱える問題も複雑化してきており、困難事例となるケースも増えてきています。そうした困難事例に対応できる体制整備が求められています。			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
2018（平成 30）年 4 月の基幹相談支援センター設置に向けて、2015（平成 27）年度には周辺自治体の状況について調査を行い、2016（平成 28）年度からはイメージ案を基に関係者による協議を行いました。今後は、基幹相談支援センターを中心として人材育成、虐待防止、困難事例への支援やその他関係機関との連携強化に取り組んでいきます。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、基幹相談支援センターを設置します。 その基幹相談支援センターでは、人材育成、虐待防止、困難事例への支援やその他関係機関との連携強化を図っていきます。	福祉課	○	継続

重点施策4：個別訪問調査の実施

現状と課題			
障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がなく他者との関わりのない人の中で、問題が大きくなってから発覚するケースがあります。問題が大きくなってからでは、対応が難しくなってくることも考えられます。そうした人をいかに早い段階で発見するのかが課題となっています。 また、アンケートの結果をみると、福祉サービスについて情報が少ないとの回答も多いことから、その人が単に福祉サービスを必要としていないだけなのか、利用したいのにあることを知らず利用できていないのかを見極める必要があります。			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
2015（平成27）年度に個別訪問調査の対象者の範囲等、具体的に協議を行い、2016（平成28）年度に実施方法等について決定し、個別訪問調査を開始しました。今後も引き続き個別訪問調査を実施し、支援が必要な人の把握に努めます。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	○	継続

重点施策5：乳幼児期からの療育支援体制の整備

現状と課題			
小さい頃からの発達障がいに対する支援は、その子の将来に関わってくことで、とても重要です。 しかし、本市についてみると発達障がいのある児童の支援を行う社会資源が乏しく、市外の社会資源を利用している状況です。 こうした背景から、発達障がいへの支援が実施できる社会資源や体制整備が急務となっています。			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
長久手市障がい者自立支援協議会児童教育支援部会報告を作成し、本市の療育支援体制の基本目的・目指すべき方向の共有に努めるとともに、既存の社会資源状況の確認を実施しました。今後は、作業部会を中心とした児童発達支援センターの設置に係る検討及び個別ケース検討等により関係機関のさらなる連携強化に努めます。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。 児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。	子育て支援課	○	○

重点施策6：各保育園等への巡回相談

現状と課題			
発達障がい疑いのある子どもは年々増加傾向にあります。 しかし、保育園や小中学校では発達障がいのある児童への支援方法に苦慮しており、また、日頃の業務の中で十分な支援体制が整備されていない状況です。			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
保育園、幼稚園、小学校への訪問を実施しました。今後も事業を継続するとともに、小中学校への事業の拡大を検討します。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。また、後期には小中学校への事業の拡大を検討します。	子育て支援課 教育総務課	○	継続

重点施策7：スクールソーシャルワーカーの設置及び関係機関との連携強化

現状と課題			
障がいがあっても、どこ的小学校へも安心して通え、その子に応じた適切な支援が受けられる体制の構築が望まれています。また、教育と福祉の連携も課題となっています。			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
2016（平成 28）年度に2名をスクールソーシャルワーカーとして配置しました。今後は、教育と福祉の連携体制を強化し、よりきめ細やかな対応ができるようにします。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置します。また、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子育て支援課 福祉課	○	継続

重点施策8：農業を活用した雇用機会の拡大（農福連携）

現状と課題			
障がいのある人の就労に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、民間企業の障がいのある人の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、今後2.3%まで引き上げられることで障がい者雇用がますます広がっていくことになります。 しかし、精神障がいのある人は、障がいの特性について就労先の理解が進んでいないなどにより、就労につながっていない状況です。こうした障がいのある人への雇用機会の創出が課題となっています。			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
複数事業所において、農業の体験や農作物の栽培及び収穫、販売を実施しました。今後は、障がい福祉事業所が自身の力によって農作物をつくり、販売を行うことによって、農地の有効活用及び農業を活用した雇用機会の拡大、販売による地域等への障がいの理解啓発を推進します。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組みを推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	みどりの推進課 福祉課	○	継続

重点施策9：就労支援コーディネーターの設置

現状と課題			
就労を希望される障がいのある人がいても、仕事と本人をマッチングする体制が整っておらず、就労につながっていません。 障がいの特性を理解し、障がいのある人と事業所のつなぎ役となる人材が求められています。			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
各種機関等における既存の仕組み等、現状の社会資源について把握と関係機関の主たる役割の整理を行い、不足している役割等を把握しました。今後は、就労支援機関と具体的な配置方法等の検討を行い、障がいのある人の就労支援を推進します。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。	福祉課	○	○

重点施策 10：市役所での就労体験の実施

現状と課題			
一般企業への就労を目指す障がいのある人にとって、自分の特性を理解したり、適正な仕事を見極めたり、早い段階で“働く”という意味を知るためにも、様々な就労体験ができる機会が必要となっています。 しかし、現状ではそのような機会が少なく、自分にあった仕事を選択することが難しくなっており、団体・事業者ヒアリングでも、その体験の場として、公共施設での就労体験に対する期待が高くなっています。			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
2016（平成 28）年 12 月より、市役所福祉部内にて施設外就労を定期的に実施しています。今後は、市役所全体に取組みを拡大することによって障がい者の就労体験の場を増やしていきます。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。	人事課 福祉課	○	継続

重点施策 11：支え合いマップづくり

現状と課題			
障がいのある人が自宅で暮らしていくためには、ちょっとした手助けが必要ですが、障害福祉サービスだけでは、支援に限界があります。 また、障がいのある人は、地域とのつながりが希薄な人もおり、地域の人はどこに障がいのある人がいるのか、どのようなことに困っているのか分からない状況です。			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
2014（平成 26）年度より各地区でマップづくりを行い、地域問題解決に向けた話し合いとみを継続しています。今後も取組みを続けることで地域の見守り、支え合いの体制の構築、充実を図ります。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。	福祉施策課		継続

重点施策 1 2：障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供

現状と課題			
障がいのある人が地域の人に知られておらず、孤立してしまうおそれがあります。また、障がいのある人も積極的に地域の人との交流ができていない状況です。こうした背景から、障がいのある人と地域の人とが交流できる場が求められています。			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
「子育て・いきがい・ケア」の3つのテーマにあわせて、地域住民が取り組みプログラムを行っており、その中に障がいのある人と交流できる取り組みが含まれています。今後も地域共生ステーションでの交流の場づくりを継続するとともに、障がいのある人の生活の場等での交流も検討していきます。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
地域の人と交流する場として整備している地域共生ステーション等において、障がいのある人と地域の人とが積極的に交流できる取り組みを実施します。また、障がいのある人の生活の場等で交流できる取り組みについても検討します。	たつせがある課 福祉課		○

重点施策 1 3：移動支援の支援員の人材育成

現状と課題			
障がいのある人は、移動手段がなく外出機会が減っています。また、アンケートの結果をみると、今後移動支援のサービスを使いたいとの意向が多くあり、団体・事業者ヒアリングでも移動支援に対するニーズはとて高くなっています。しかし、事業所をみると人材不足により、ニーズに合ったサービス提供ができていない状況です。			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
市内の移動支援事業所に対してヒアリングを開催し、現状と課題の確認を行いました。今後は、移動支援の支援員についての養成研修の実施について検討していきます。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
障がいのある人の移動を支援するため、市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課	○	○

重点施策 14：成年後見制度の普及啓発及び理解促進

現状と課題		
成年後見制度については、尾張東部地区の5市1町により設置した「尾張東部成年後見センター」で制度の周知や相談業務を実施しているところです。 アンケートの調査結果をみると、「今は必要ないが、将来は必要により成年後見制度を活用したい」という方が23.5%いますが、「制度も内容も知らない」、「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」と答えた方が74%にのぼり、制度の周知が課題となっています。		
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）		
支援が必要な人には成年後見制度について周知をしています。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付しています。今後も制度周知を進めるとともに、市長申立てによる制度利用の促進も図ります。		
事業内容	関係課	実施時期
		前期 後期
尾張東部成年後見センターと連携しながら、今後さらなる制度の周知徹底を図り、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取り組みを実施します。	福祉課 長寿課	継続

※ 市長申立て…障がい等により自己決定が難しく、親族のない方等に対して、本人やその親族に代わって、市が手続きし費用を負担するものです。

重点施策 15：精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

現状と課題			
近年、精神障がいのある人が増加しています。また、精神障がいに関する相談内容が複雑化してきており、その解決のために関わる機関も多岐にわたっています。精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉（障がい福祉・介護）、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築が必要です。			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
2016（平成28）年度に精神障がい者支援部会を設置しました。今後は、地域の連携や社会資源整備を強化していくとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、具体的な内容の検討・協議をしていきます。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会」を設置し支援体制を強化し、地域の連携や社会資源整備を強化していくとともに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議していきます。	福祉課 健康推進課	○	○

5 分野別施策

基本目標1：それぞれのライフステージに応じたサービスの充実

～ 必要な時に必要なサービスを ～

1) 生活支援

障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。

①在宅サービス等の充実

区分	事業内容	関係課
重点 施策 1	事業者の費用負担を軽減し、障がいのある人が生まれ慣れ親しんだ地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。 前期に1か所、後期に2か所の計3か所の開設を目指します。	福祉課
重点 施策 2	グループホームでの生活が障がいのある人にとって最適かどうか見極める上でも、体験できる機会が必要となっています。 そうした機会が提供できるよう近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、体験利用の事業を開始します。	福祉課
	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができるよう、高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課
	障がいのある人が適切なサービスを受けられるよう福祉サービスの充実を図ります。 また、サービスの質の向上を図るため事業所等へ働きかけます。	福祉課
	家族が安心して障がいのある人を預けることができるサービスの拡充が求められています。 そのため、障がいのある人等の一時的な見守りを行う日中一時支援事業の利用を促進していきます。	福祉課
	身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課
	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められています。 そのため、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図り、各種問題解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課

②相談支援体制の構築

区分	事業内容	関係課
重点 施策 3	その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図るため、基幹相談支援センターを設置します。	福祉課
重点 施策 4	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課
	障害者総合支援法の改正により、サービス等利用計画の作成が利用者全員に必要となることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要となるため、障がい者相談支援事業を拡大していきます。	福祉課 子育て支援課
	障がいのある人の生涯について、連続した包括的な支援が求められています。 そのため、市役所関係部署はもとより、地域包括支援センター、生活困窮者相談、コミュニティーソーシャルワーカーなど、年齢や状況により設置された相談機関の連携を強化し、連続した支援体制を構築します。	福祉課 長寿課 子育て支援課 健康推進課 悩みごと相談室 福祉施策課 他
	各小学校区への設置を目指している地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、専門の相談員による出張相談等を実施します。	たつせがある課 福祉課

③障がいのある児童支援・発達障がいに対する支援の充実

区分	事業内容	関係課
重点 施策 5	発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。 児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。	子育て支援課
重点 施策 6	発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。また、後期には小中学校への事業の拡大を検討します。	子育て支援課 教育総務課
	発達障がいのある児童をもつ保護者の不安や悩みを共有できる機会が不足しています。発達障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子育て支援課
	障がいのある児童の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。	子育て支援課 教育総務課
	医療的ケアが必要な子どもへの支援体制整備に向け関係機関と協議・検討を行います。	子育て支援課

2) 保健・医療

障がいの早期発見や予防への取組みの充実と難病患者への支援充実を図ります。

①早期発見・予防への取組み

区分	事業内容	関係課
	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの充実を図っていきます。 また、発達障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課
	母子保健法により、支援の必要な発達障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう支援体制を整備します。	健康推進課
	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進に努めます。	健康推進課

②精神障がい・難病患者等に対する支援の充実

区分	事業内容	関係課
重点 施策 15	障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会」を設置し支援体制を強化し、地域の連携や社会資源整備を強化していくとともに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議していきます。	福祉課 健康推進課
	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課
	障害者総合支援法により新たに対象となった難病患者の方にも、適切な支援が得られるよう、福祉サービス等を広く周知していきます。	福祉課
	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課
	高次脳機能障がいについて、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につなげるための取組みを行います。	福祉課
	精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療に結びついていない方について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な方の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課

基本目標２：障がいのある人の居場所と役割の確保

～ 誰もが輝けるまちに ～

３）教育、文化芸術活動・スポーツ等

障がいのある人が共に学ぶことができる環境づくりや、障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動等への参加促進を図ります。

①教育環境の整備

区分	事業内容	関係課
重点 施策 ７	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子育て支援課 福祉課
	学校において、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童の拡充を目指します。	教育総務課
	障がいのあるなしにかかわらずその人の個性を尊重し合い学んでいけるよう、インクルーシブ教育（障がいのある人もない人も共に学ぶ仕組み）の基礎を構築します。	教育総務課
	障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課

②文化活動・スポーツ活動の振興

区分	事業内容	関係課
	障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動への参加を促進します。	生涯学習課 文化の家
	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会が増えるよう、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課

4) 雇用・就業、経済的自立の支援

関係機関と連携して障がいのある人の就労支援体制を構築します。

①雇用機会等の創出

区分	事業内容	関係課
重点 施策 8	障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組みを推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	みどりの推進課 福祉課
重点 施策 9	就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。	福祉課

②総合的な就労支援の実施

区分	事業内容	関係課
重点 施策 10	就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。	人事課 福祉課
	尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課
	一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。	福祉課

③経済的自立の促進

区分	事業内容	関係課
	障がいのある人の経済的な自立につながるよう、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、市役所から発注する業務の拡大を図ります。	行政課 福祉課
	工賃の向上をめざし、就労支援施設が実施している福祉の家での物品販売会について、市役所等での販売など販路の拡大を図ります。	財政課 福祉課
	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障がい者手当の支給を行います。	福祉課

基本目標3：障がいがあっても暮らしやすい地域づくり

～ ころとまちのバリアフリー ～

5) 生活環境

バリアフリーの推進と障がいのある人の生活を地域で支えあう取組みを進めます。

①地域での支えあい活動の推進

区分	事業内容	関係課
重点 施策 1 1	支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。	福祉施策課
重点 施策 1 2	地域の人が交流する場として整備している地域共生ステーションにおいて、障がいのある人と地域の人とが交流し、地域での理解を深め、必要時に支え合うことができる地域づくりを目指し、その場に積極的に来てもらえるような取組みを実施します。また、障がいのある人の生活の場で交流できる取組みについても検討します。	たつせがある課 福祉課
	市民が地域で、ともに支え合いながら自分らしく安心して生活することができるよう、地域福祉計画に基づき、保健・障がい・介護・子育て等の施策について総合的に推進していきます。	福祉施策課
	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。 また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子育て支援課
	障がいのある児童とその家族の支援として、放課後における障がいのある児童の預かりの場を設けるとともに、大学連携等により学習支援を図ります。	たつせがある課 教育総務課
	大学連携を活用し、障がいのある人の社会参加を支援するため、障がいの特性に対応できる学生ボランティアの育成に努めます。	たつせがある課 福祉課
	日常生活で、ちょっとしたサポートがあれば、障がいがあっても地域で生活できる方を支援するため、見守りやサポートの体制が整備できるよう検討します。	福祉課
	障がいのある人の社会参加の場が不足しています。 各種イベントや公共施設等でのボランティア活動等への参加促進を図ることで障がいのある人の社会参加の場を提供します。	各担当課

②外出促進・バリアフリーの推進

区分	事業内容	関係課
重点 施策 13	障がいのある人の移動を支援するため、市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課
	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進及び支援します。 また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を実施します。	福祉課 長寿課
	障がいのある人の外出を支援するため、タクシーチケットの交付を行います。	福祉課
	横断歩道や人通りの多い歩道については、段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課
	道路新設時などに、車いすがすれ違えることができる幅の歩道整備を行います。	土木課 区画整理課
	まちづくりを進める土地区画整理事業にあっては、障がいのある人に配慮したまちづくりを目指します。	区画整理課
	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理 担当課
	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課
	障がいのある人の、公共交通移動の利便性向上に向けた取組みについて検討します。	経営企画課 安心安全課 福祉課

6) 情報アクセシビリティ

情報提供及び意思疎通支援の充実を図ります。

区分	事業内容	関係課
	福祉のしおりを分冊化し、障がい福祉の制度等をよりわかりやすく掲載した冊子を発行します。	福祉施策課 福祉課 長寿課 子育て支援課
	障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、広報紙やホームページ等を活用して情報を提供していきます。	福祉課
	障がい等により意思疎通が困難な方に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を検討していきます。 また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課

7) 安全・安心

災害発生など緊急時の支援に対する取組みの充実を図ります。

区分	事業内容	関係課
	災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者登録事業を活用していきます。	安心安全課 福祉課
	市内の福祉施設と協定を結び、各小学校区に緊急避難先の設置を目指します。	安心安全課 福祉課
	避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、支援マニュアルを作成するとともに、障がいのある人本人の参加による避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課
	障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、特性に配慮したスペースの確保やストマ用装具の備蓄などの整備に努めていきます。	安心安全課 福祉課
	聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「NET119」の普及・啓発に努めます。	消防署

8) 差別の解消及び権利擁護の推進

障がい者を理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組みを進めます。

区分	事業内容	関係課
重点 施策 14	尾張東部成年後見センターと連携しながら広く成年後見制度について周知を図り、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより自己決定が難しく家族のいない方等に対して、市長申立てによる制度の利用について、しっかりと見極め実施していきます。	福祉課 長寿課
	障がいのあるなしにかかわらず市の情報が得られるよう、広報紙やホームページの作成方法を工夫していきます。	情報課
	障害者差別解消法に基づき、障がい者を理由とした差別や虐待を受けることがないよう、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。 また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めています。	福祉課
	虐待を受けた時や緊急時などに、近隣市町と連携し、広域での居室確保事業を実施することにより、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課

9) 行政サービス等における配慮

行政サービスの向上に向け、市職員等の障がいへの理解促進を図ります。

区分	事業内容	関係課
	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解を促進する研修会等を実施します。	人事課 福祉課
	選挙に関する情報等を、障がいのある人にも配慮した方法で提供します。 また、投票時においても、障がいのある人に配慮していきます。	行政課

第4章 長久手市第5期 障がい福祉計画



月に
うきぎは
いるが、
おんち
は

第4章 長久手市第5期障がい福祉計画

1 基本的方向性

障がい福祉計画は、障がい者基本計画を上位の計画として、障がい者基本計画のうち障害福祉サービスに関する具体的な数値目標等を定めるものとして策定します。本計画では、国の基本指針に示されている方向性のうち以下のものを基本的方向性とします。

① グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備

市内で社会資源が不足しているグループホームについて、設置事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホームの設置を目指します。

また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めるとともに、地域生活支援の機能をさらに強化するために、それらの機能の集約化した地域生活拠点の整備を行います。

② 相談支援体制の充実・強化

本市の人口は増加傾向にあり、障害者手帳の所持者数も増加しています。今後も障害福祉サービスの利用者は増加すると考えられ、更なる体制を確保する必要があります。継続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は相談支援等が提供されるよう、相談支援体制を強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

③ 障がい福祉計画の調査、分析及び評価

本計画の進行管理（PDCA サイクルの導入）については、第6章（計画の推進にあたって）で記載しています。

2 計画の数値目標

(1) 長久手市の目標設定

長久手市第5期障がい福祉計画においては、国の基本指針（本計画113ページ、資料編参照）に準じて次の4点について、2020（平成32）年度末を目標とする数値目標を設定します。

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	国の指針による 数値目標	数 値
2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数（A）		13 人
2020（平成 32）年度末時点の施設入所者数（B）		12 人
【目標値】削減見込数（A-B）	2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数から2% 以上削減	1 人 (7.7%)
【目標値】地域移行者数	2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数から9% 以上移行	2 人 (15.4%)

※ 国の指針では、「地域移行者数」の目標数値について、前計画（第4期）の未達成分を含むとありますが、本計画第3章の重点施策であるグループホームの整備にあわせて地域移行を図っていくため、現状の施設入所者数から目標数値を算定しています。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	国の指針による 数値目標	数 値
【目標値】2020（平成 32）年度末までの整備数	各市町村又は各圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	市で設置

※ 県との調整のもと、2020（平成 32）年度末時点の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を下記のとおり設定しました。

参考 地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

項 目	数値目標
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	9 人
65 歳以上利用者数	3 人
65 歳未満利用者数	6 人

なお、この基盤整備量を勘案して自立支援給付等の見込みを定めることとされており、これを参考に見込み量を算定しました。

③ 地域生活支援拠点等の整備

項 目	国の指針による 数値目標	数 値
【目標値】2020（平成 32）年度末までの整備数	各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備	市内に 1 箇所

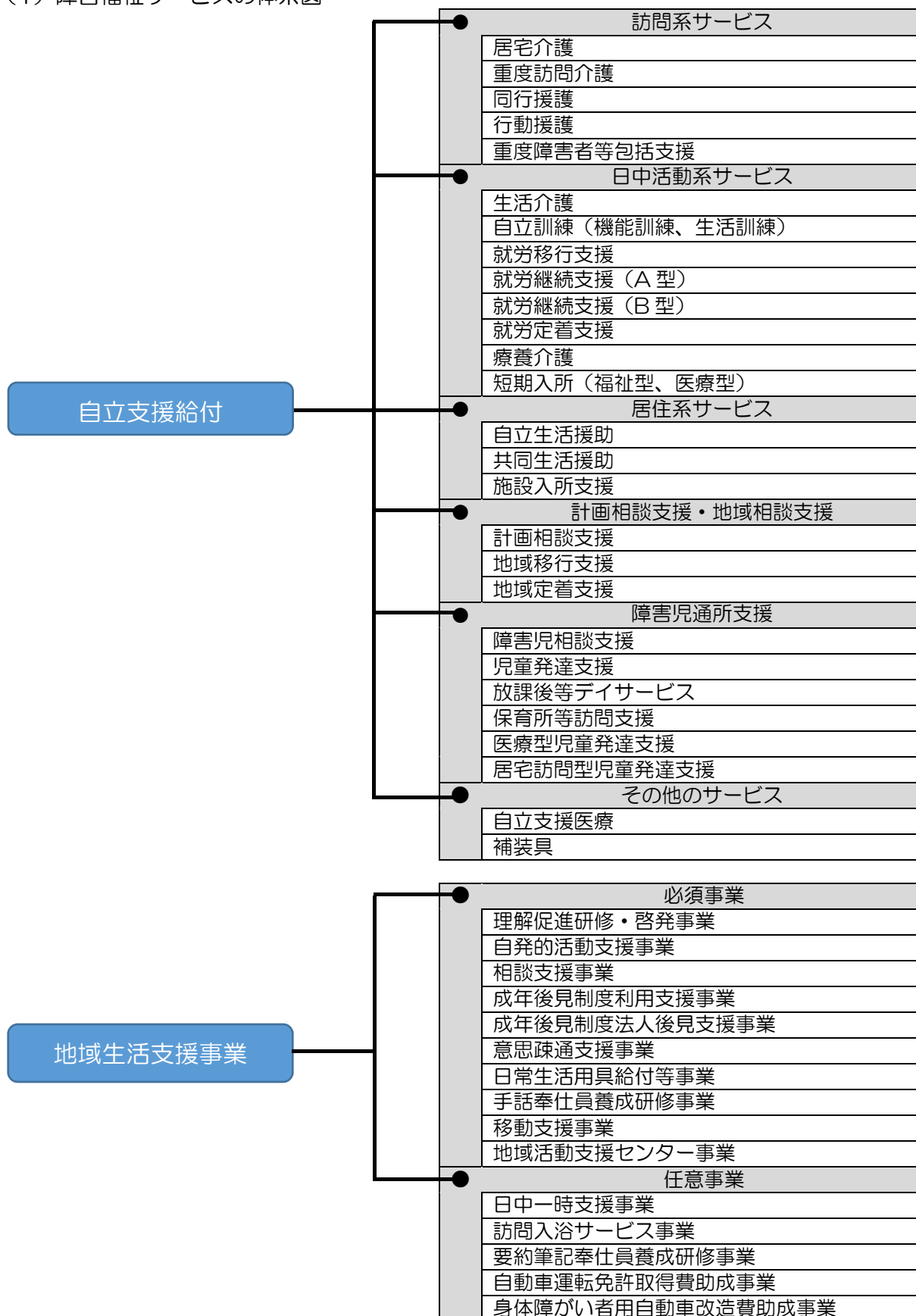
※ 障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約等を行う拠点等について、本計画第3章「重点施策1：グループホーム整備への支援」、「重点施策3：基幹相談支援センターの設置」にありますとおりそれぞれの整備にあわせて、当事者の意見を踏まえながら検討していきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行

項 目	国の指針による 数値目標	数 値
2016（平成 28）年度の年間一般就労者数		9人
【目標値】2020（平成 32）年度の年間一般就労移行者数	2016（平成 28）年度実績の1.5 倍以上	14 人 (1.5 倍)
2016（平成 28）年度末時点の就労移行支援事業の利用者数		16 人
【目標値】2020（平成 32）年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	2016（平成 28）年度末から 2 割以上増加	20 人 (2.5 割増加)
【目標値】就労移行支援事業所のうち 2020（平成 32）年度における就労移行率が 3 割以上の事業所率	就労移行率 3 割以上達成事業所率が 5 割以上	66.7%
【目標値】2019（平成 31）年度末、2020（平成 32）年度末の時点における就労定着支援事業による支援開始 1 年後の就労定着率	就労定着支援事業による支援開始 1 年後の就労定着率が 80% 以上	80%

3 障害福祉サービスの現状と見込み

(1) 障害福祉サービスの体系図



（２）自立支援給付の見込み

【訪問系サービス】

障害福祉サービスを必要としている人を、個別訪問調査（本計画『第３章の４ 重点施策４ 「個別訪問調査の実施」（60 ページ）』）等により発見し、支援に結びつけていきます。

① 訪問系サービス内容と事業所数

サービス	内 容
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的にを行います。
市内の事業所数（2017（平成 29）年度末→2020（平成 32）年度末）	
居宅介護	： 7 箇所→7 箇所
重度訪問介護	： 6 箇所→7 箇所
同行援護	： 4 箇所→4 箇所
行動援護	： 1 箇所→1 箇所
重度障害者等包括支援	： 0 箇所→0 箇所

② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
訪問系サービス 合計	人	69	81	83	95	110	124
	時間	1,603	1,934	2,164	2,216	2,533	2,938
居宅介護	人	62	71	74	86	98	110
	時間	1,335	1,525	1,680	1,720	1,960	2,200
重度訪問介護	人	2	2	2	2	3	4
	時間	201	303	396	400	500	600
同行援護	人	3	5	3	3	4	4
	時間	32	53	39	36	48	48
行動援護	人	2	3	4	4	5	6
	時間	35	53	49	60	75	90
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

*2017（平成 29）年度は4月から9月の利用実績から算出（以下同じ。）

*各年度の利用者数については、事業所からの請求情報をもとに、月別の述べ利用者数÷月数により算出（以下同じ。）

【日中活動系サービス】

必要なサービス量が提供できるために、市内の障がい福祉事業所等に働きかけを行い、サービス提供体制の確保を目指します。

2018（平成 30）年 4 月から新たな就労系サービスとして就労定着支援が開始されます。既存社会資源とともに活用することで、障がいのある人が一般企業等へ就職し、継続して働き続けられよう働きかけていきます。

また、短期入所については、グループホームの整備にあわせ、短期入所の居室を確保するよう事業所への働きかけを実施していきます。

① 日中活動系サービス内容と事業所数

サービス	内 容
生活介護	障がい者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	主に身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。
自立訓練（生活訓練）	主に知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を実施します。
就労移行支援	企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	年齢や体力面等で一般就労が難しい障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院において医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対し、日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。

短期入所（福祉型、医療型）	介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。障がい者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所等において実施する医療型があります。
---------------	---

市内の事業所数（2017（平成 29）年度末→2020（平成 32）年度末）

生活介護	：	4 箇所→5 箇所	就労継続支援（B 型）	：	5 箇所→6 箇所
自立訓練（機能訓練）	：	0 箇所→0 箇所	就労定着支援	：	0 箇所→3 箇所
自立訓練（生活訓練）	：	0 箇所→0 箇所	療養介護	：	0 箇所→0 箇所
就労移行支援	：	3 箇所→3 箇所	短期入所（福祉型）	：	1 箇所→2 箇所
就労継続支援（A 型）	：	2 箇所→3 箇所	短期入所（医療型）	：	0 箇所→0 箇所

② 実績と見込み（1 月当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
日中活動系 サービス合計	人	121	145	150	193	218	235
	人日	1,927	2,336	2,488	2,979	3,371	3,588
生活介護	人	55	57	57	67	77	80
	人日	1,025	1,080	1,116	1,273	1,463	1,520
自立訓練 （機能訓練）	人	1	1	1	2	3	4
	人日	15	23	3	20	30	40
自立訓練 （生活訓練）	人	2	5	5	6	7	8
	人日	25	78	69	72	84	96
就労移行支援	人	15	14	12	15	18	20
	人日	228	202	177	225	270	300
就労継続支援 （A 型）	人	19	27	28	33	34	35
	人日	323	505	531	627	646	665
就労継続支援 （B 型）	人	16	25	30	40	45	50
	人日	258	376	480	600	675	750
就労定着支援	人	—	—	—	10	12	14
療養介護	人	0	1	2	2	3	3
短期入所 （福祉型）	人	12	14	14	16	17	18
	人日	50	51	51	58	61	65
短期入所 （医療型）	人	1	1	1	2	2	3
	人日	3	7	2	4	4	6

【居住系サービス】

共同生活援助（グループホーム）が市内には2か所しかなく、また、アンケートやヒアリングにおいても、グループホームの整備を求める声は高まっています。グループホームの整備促進を目指し、設置事業所への支援を実施します。

また、グループホームの整備により、施設入所支援利用者の地域生活への移行を進め、支援体制の充実を図り、施設入所支援利用者の削減を進めます。そして、地域生活に移行した一人暮らしの方に自立生活援助での定期的な訪問や随時の対応によって必要な支援を行います。

① 居住系サービス内容と事業所数

サービス	内 容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
市内の事業所数（2017（平成29）年度末→2020（平成32）年度末）	
自立生活援助	： 0か所→5か所
施設入所支援	： 0か所→0か所
共同生活援助	： 2か所（定員：10名）→3か所（定員：28名）

② 実績と見込み（1月当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
居住系サービス 合計	人	18	21	22	29	35	38
自立生活援助	人				3	6	12
共同生活援助 (グループホーム)	人	5	6	8	15	22	24
施設入所支援	人	13	15	14	14	13	12

【計画相談支援・地域相談支援】

2015（平成 27）年4月から全ての障害福祉サービス利用者について、サービス等利用計画の作成が必要となりました。そのため指定特定相談支援事業者の増加を目指し、相談支援体制の強化を図ります。

また、障害福祉サービスの制度の周知や、きめ細やかな支援体制が構築できるよう努めていきます。

それと、福祉施設等への入所者や長期入院中の精神障がいのある人が、地域での生活へ移行できるよう必要な支援体制の整備を図っていきます。

① 計画相談支援・地域相談支援の内容と事業所数

サービス		内 容
計画相談支援 （サービス等利用計画作成）		障害福祉サービスの支給決定を受けた障がいのある人で、計画的な支援を必要とする人に対し、指定相談支援事業者から「指定相談支援」（サービス等利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整、契約援助、モニタリング等）を行います。
地域相談支援	地域移行支援	入所施設や病院に長期入所している障がいのある人等が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。
市内の事業所数（2017（平成 29）年度末→2020（平成 32）年度末）		
計画相談支援	： 3 か所→4 か所	地域定着支援 ： 1 か所→2 か所
地域移行支援	： 1 か所→2 か所	

② 実績と見込み（1月当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
計画相談支援 （モニタリング含む）	人	38	42	42	44	47	49
地域移行支援	人	0	0	1	1	2	2
地域定着支援	人	1	1	2	2	3	3

【その他のサービス】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

① その他のサービスの内容

サービス	内 容
自立支援医療	障がいのある人の障がいそのものの軽減又は機能維持を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を軽減する制度です。世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人には1月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策が講じられています。
更生医療	更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる人を対象とします。
育成医療	身体に障がいのある児童又はそのままでは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、治療によって治療効果が期待できる人を対象とします。
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、又はその依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患がある人で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人を対象とします。
補装具	身体障がいのある人の失われた身体機能を補完又は代償する用具（補装具費（購入費、修理費））を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。また、身体の状態、性別、年齢、職業、生活環境等の諸条件を考慮して支給されます。また、2018（平成30）年度より一部品目において、貸与方式が導入されます。

(3) 地域生活支援事業の見込み

【理解促進研修・啓発事業】

地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

① 理解促進研修・啓発事業内容

サービス	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を障がい者自立支援協議会で実施するなど、障がいに対する理解促進・啓発事業を行います。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	未実施			実施		

【自発的活動支援事業】

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

① 自発的活動支援事業内容

サービス	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族等が実施する事業に助成を行うなど、地域における自発的な取組みを支援します。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第４期計画（実績）			第５期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
自発的活動支援事業	実施状況	未実施※			実施		

※2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度において地域生活事業を活用した助成事業実績はありませんが、障がいのある人、その家族、地域住民等による自発的な取組みは多数行われています。

【相談支援事業】

2013（平成 25）年 4 月に長久手市福祉の家内に、「障がい者相談支援センター」を開設し、障がいのある人への相談支援体制を強化しました。

今後は、その人のライフステージにあった適切な支援が行え、一貫した総合的な支援ができるよう、2018（平成 30）年 4 月から基幹型へ移行します。

基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を更に強化し、困難事案への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図っていきます。

① 相談支援事業内容

サービス	内 容
相談支援事業	障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題に対し、その相談に応じて必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。
障がい者自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。 また、就労や福祉サービス等の分野別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで開催します。
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、研修等を通して、個々のニーズに着目した支援が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めていきます。 また、基幹相談支援センターが中心となり、障害者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉施設事業者等の職員に対し、虐待防止や適切な支援のあり方に関する研修等を実施します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸借契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て））への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行い障がいのある人の地域生活を支援します。

② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
相談支援事業	か所	1			1		
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済			設置済		
基幹相談支援センター	設置状況	未設置			設置		
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施			実施		
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施			実施		

*「相談支援事業」は、障がい者相談支援センターを示しています。

【成年後見制度利用支援事業】

障がい等により自己決定が難しく、家族のいない方等に対して、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取組みを実施します。

① 成年後見制度利用支援事業内容

サービス	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第４期計画（実績）			第５期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	3	4	5

【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度については、尾張東部地区の5市1町により設置した「尾張東部成年後見センター」で制度の周知や相談業務を実施しているところです。

今後も尾張東部成年後見センターと連携しながら、さらなる制度の周知徹底を図り、必要とする人への支援を推進します。

① 成年後見制度法人後見支援事業内容

サービス	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	実施団体である尾張東部成年後見センターの活動を支援し、成年後見制度のさらなる周知や研修等を実施します。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第3期計画（実績）			第4期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	実施			実施		

【意思疎通支援事業】

2013（平成 25）年度から市役所に手話通訳者を毎週火曜日の午前及び木曜日の午後に設置し、聴覚障がいのある人との意思疎通について支援を行っています。

また、官公庁での手続きや学校等教育に関する場合に、手話通訳者を必要とする聴覚障がいのある人に対して、手話通訳者の派遣を行い、意思疎通の支援を行っています。

今後は、市役所での手話通訳者の設置について時間の拡大や設置窓口の増加など、聴覚障がいのある人が窓口に来られた際の支援について充実を図っていきます。

① 意思疎通支援事業内容

サービス	内 容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳や要約筆記の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。
具体的な事業内容	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳を行う者を設置する事業です。

② 実績と見込み（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	25	31	32	35	38	40
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

【日常生活用具給付等事業】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

① 日常生活用具給付等事業内容

サービス	内 容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。
対象用具	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童の訓練いす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や頭部保護帽などの、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストマ装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

② 実績と見込み（１年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
介護・訓練支援用具	件	1	2	3	3	4	4
自立生活支援用具	件	8	4	8	6	8	10
在宅療養等支援用具	件	2	7	6	7	9	11
情報・意思疎通支援用具	件	4	2	4	3	4	5
排泄管理支援用具	人月	674	688	766	780	800	820
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	3	2	2	3

【手話奉仕員養成研修事業】

これからも市内で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成を目指し、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、人材の育成を図っていきます。

① 意思疎通支援事業内容

サービス	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話奉仕員を養成します。

② 実績と見込み（１年当たり）

サービス種別	単位	第４期計画（実績）			第５期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	7	6	7	10	12	14

【移動支援事業】

障がいのある人は、移動手段がなく外出機会が減っていますが、アンケートの結果をみると、今後移動支援のサービスを使いたいとの意向が多くあり、団体・事業者ヒアリングでも移動支援に対するニーズはとて高くなっています。

しかし、事業所をみると人材不足により、ニーズに合ったサービス提供ができていない状況です。

必要とする人に支援が行き届き、サービス提供事業所の人材不足の解消のため、移動支援の支援員の市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。

また、どのような時に支援が必要なのか、どのくらいの時間が必要となるのかを調査し、今後の移動支援事業の内容についても、見直しを実施します。

① 移動支援事業内容

サービス	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
移動支援事業	人	49	49	42	50	55	60
	時間	2,534	2,870	2,893	3,400	3,740	4,080

【地域活動支援センター事業】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

① 地域活動支援センター事業内容

サービス	内 容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。 また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第４期計画（実績）			第５期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
地域活動支援センター事業	か所	14	13	14	14	14	14
	人	34	28	24	25	26	27
	人日	891	226	166	200	260	324

*か所数は、市が指定した事業所数です。

【その他の事業（任意事業）】

今後もサービスの充実を図っていくとともに、サービス提供量の確保と質の向上に努めます。

また、障がいのある児童とその家族の支援として、放課後における障がいのある児童の預かりの場を設けるとともに、大学連携等により学習支援などの取組みを検討します。

それと、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成講座を、近隣市町と連携しながら実施していきます。

① その他の事業（任意事業）内容

サービス	内 容
日中一時支援事業	日中一時的に見守りが必要な障がいのある人に対し、施設等で活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。
要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。
自動車運転免許取得費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

② 実績と見込み（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
日中一時支援事業	人	106	115	106	110	112	115
	人日	6,611	7,236	6,870	7,000	7,200	7,400
訪問入浴サービス事業	人	3	1	0	0	1	2
要約筆記奉仕員養成研修事業	人	3	2	2	3	4	4
自動車運転免許取得費助成事業	人	2	0	0	1	1	2
身体障がい者用自動車改造費助成事業	人	1	2	2	2	2	3

第5章 長久手市第1期



障がい児福祉計画



第5章 長久手市第1期障がい児福祉計画

1 基本的方向性

障がい児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」に基づき、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間の第1期障がい児福祉計画を策定します。本計画においては、障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標や活動指標を盛り込み、さらに障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。また、国の指針に従い以下のものを基本的方向性とします。

① 児童発達支援センターの設置

障がいの「早期発見」、「早期療育」に加え、切れ目のない療育支援体制を提供するための一翼を担うことを目的に、専門的機能を持ち地域における中核的な役割を持つ支援施設として、障害児通所支援等を実施する児童発達支援センターを設置します。市内事業所と緊密な連携を図り、重層的な通所支援体制を構築します。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等を利用中の障がいのある児童に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を行います。障がいのある児童に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設職員に対しても障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行います。

③ 障がいのある児童に対する子ども・子育て支援の提供体制の整備

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画との連携を図り、障がいのある児童に対する支援も含めた療育支援体制づくりへの取組みを推進します。障がいのある児童が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるような地域づくりを目指します。保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）における障がいのある児童の利用見込量を把握し、受入れ体制を整備します。

④ 医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置

医療的ケアを必要とする児童が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育その他関係機関との連携を図るための協議の場を整備します。

医療的ケアを必要とする児童に対する総合的な支援体制の構築に向けて、他分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置できるよう検討を行います。

⑤ 重症心身障がい児のための支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、圏域でのサービス提供体制を整備します。

2 計画の成果目標

(1) 長久手市の目標設定

長久手市第1期障がい児福祉計画においては、国の基本指針に従って次の5点について、数値目標を設定します。

- ① 児童発達支援センターの設置
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ③ 障がいのある児童に対する子ども・子育て支援の提供体制の整備
- ④ 医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置
- ⑤ 重症心身障がい児のための支援体制の整備

① 児童発達支援センターの設置

項 目	国の指針による 数値目標	数 値
【目標値】2021（平成 33）年度末までの整備数	各市町村に少なくとも1か所以上設置（圏域での設置も可）	市内に1か所

※国の基本指針では、児童発達支援センターの設置目標を2020（平成 32）年度末としていますが、本市では現在検討を行っている児童発達支援センター設置に係る計画において、保育所等との連携を強化し効果的な療育を行うことを目的に、保育所や児童館等と一体的に整備を行う予定です。大規模な複合施設の建設となることから2年間で施設整備を行った後に供用開始となるため、成果目標を2021（平成 33）年度末と設定しました。児童発達支援センターが設置されるまでの期間については、利用希望児童が圏域の児童発達支援事業所を円滑に利用できるよう努めます。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項 目	国の指針による 数値目標	数 値
【目標値】2021（平成 33）年度末までの整備数	すべての市町村において、利用できる体制を構築する	保育所等訪問支援事業所を市内で1カ所

※国の基本指針では、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築の整備目標を2020（平成 32）年度末としていますが、児童発達支援センターの設置計画と合わせて、保育所等訪問支援を提供できる運用体制、職員配置等についても検討を行っています。そのため、児童発達支援センターの設置時期と同様に成果目標を2021（平成 33）年度末と設定しました。体制が構築されるまでの期間については、利用希望児童が近隣の保育所等訪問支援を実施している事業所を円滑に利用できるよう努めます。また、本市単独事業である「保育所等巡回相談」を活用し、引き続き保育園・学校等における支援を行います。

③ 障がいのある児童に対する子ども・子育て支援の提供体制の整備

項 目	国の指針による 数値目標	数 値
【目標値】2020（平成 32）年度末までの整備数	すべての市町村において、利用見込量を把握し、提供体制を整備する	利用見込量に対する提供量（表1）

表 1：障がい児の子ども・子育て支援等の利用見込量と提供体制

サービス種別	利用見込量 (人)	各年度の提供体制（人）		
		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
保育所	10	9	10	10
幼稚園	3	3	3	3
認定こども園	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ、学童保育所)	15	5	10	15

※本利用見込量は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（2017（平成 29）年 3 月 31 日 厚生労働省告示 116 号）に基づき、障害児通所支援を利用する児童（通所受給者証を所持している児童）の保護者に対して行ったアンケート調査に基づいて算出したものです。

※本市においては、幼稚園は私立園のみ、認定こども園は未設置であるため保育所での対応を含みます。

※保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、保護者の就労等が要件になることから、「必要な見込量」及び「各年度の目標見込量」の変動が見込まれます。

④ 医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置

項 目	国の指針による 数値目標	数 値
【目標値】2018（平成 30）年度末までの整備数	各市町村又は圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	協議の場設置

⑤ 重症心身障がい児のための支援体制の整備

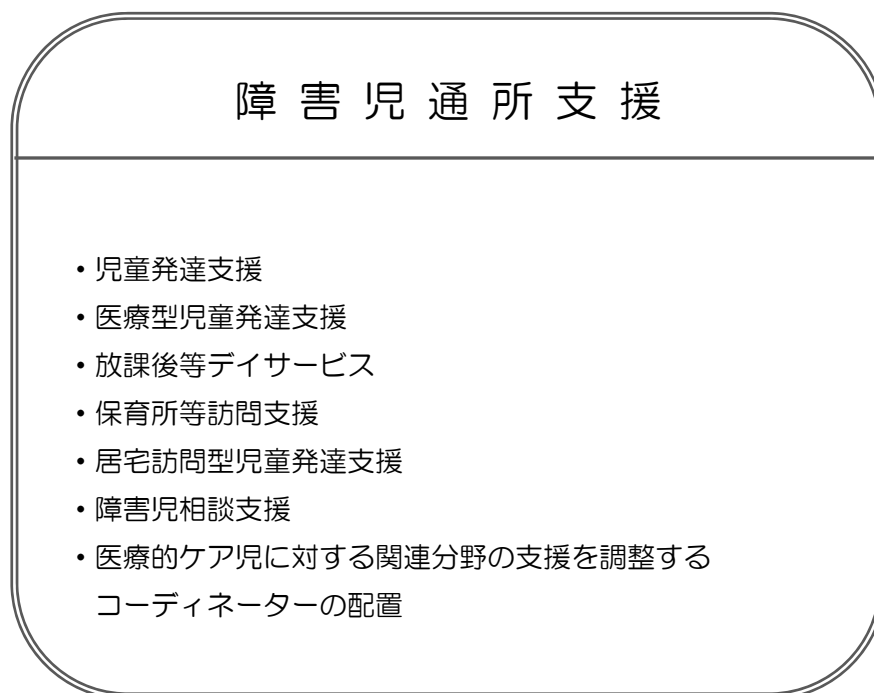
項 目	国の指針による 数値目標	数 値
【目標値】2021（平成 33）年度末までの整備数	各市町村又は圏域ごとに少なくとも 1 か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域で各 1 か所

※国の基本指針では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保の整備目標を 2020（平成 32）年度末としています。児童発達支援センターの設置計画に合わせて重症心身障がい児のための支援体制の構築について検討を行っています。そのため、児童発達支援センターの設置時期と同様に成果目標を 2021（平成 33）年度末と設定しましたが、児童の利用ニーズに合わせて圏域内の事業所を円滑に利用できるよう努めます。

3 障害福祉サービスの現状と見込み

(1) 障がいのある児童を対象とした障害福祉サービスの体系図

障がい児福祉計画に定める事業は次のサービス体系で整理し、見込量について示します。



(2) 自立支援給付の見込み

【障害児通所支援】

本市における、障がいのある児童が利用できる児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所は整備されてきました。今後は事業所間の情報共有の機会を増やし、事業所等への助言や支援を行うことで、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業のサービスの質の向上を図ります。

また、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行う施設が不足している、また、医療的ケアを必要とする児童が支援を受けられる体制が十分でない、といった地域の課題に対応できるよう、障がいのある児童に対する総合的な療育施設として「児童発達支援センター」を設置し、切れ目のない療育支援体制の構築を図ります。

① 障害児通所支援の内容と事業所数

サービス	内 容
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	就学前の上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後又は夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がい等がある就学前児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。
市内の事業所数（2017（平成 29）年度末→2020（平成 32）年度末）	
児童発達支援	： 4か所→4か所
医療型児童発達支援	： 0か所→0か所
放課後等デイサービス	： 6か所→6か所
保育所等訪問支援	： 0か所→0か所
障害児相談支援	： 3か所→3か所
居宅訪問型児童発達支援	： (新設)→0か所

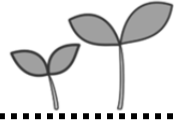
② 実績と見込み（１月当たり）

サービス種別	単位	利用実績			第１期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
児童発達支援	人	19	27	24	26	29	31
	人日	146	214	209	229	252	281
医療型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	8	10	12
放課後等 デイサービス	人	48	83	100	110	121	133
	人日	467	839	1,193	1,452	1,600	1,759
保育所等訪問支援	人	0	1	1	1	2	3
	人日	0	1	2	2	4	6
居宅訪問型児童 発達支援	人	—	—	—	1	2	2
	人日	—	—	—	2	4	8
障害児相談支援 （モニタリング含む）	人	11	14	20	22	24	26
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	人				0	0	1

※2017（平成 29）年度は４月から９月の利用実績から算出

※各年度の利用者数については、事業所からの請求情報をもとに、月別の延べ利用者数÷月数により算出

第6章 計画の推進にあたって



第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

長久手市の障がい福祉施策を推進するためには、市民・障がい関係団体・障がい関係事業者・市の各主体が、情報を共有し、障がい福祉施策に対する理解を深め、協働して取り組むことが重要であることから、以下の組織を活用していきます。

(1) 「長久手市障がい者自立支援協議会」の活用

障がい者施策を推進するためには、各主体が共通の認識を持ち、協働して取組みを推進することが重要なことから障害者総合支援法に基づき設置が規定されている「長久手市障がい者自立支援協議会」を活用します。

「長久手市障がい者自立支援協議会」の設置要綱の第2条（所掌事務）には下記事項が明記されています。

- ア 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- イ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- ウ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- エ 地域の社会資源の開発及び質の向上に関すること。
- オ 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。
- カ 障がい者の差別の解消の推進に関すること。
- キ その他必要と認められる事項

(2) 国・県・他市町との連携・協力

障がい福祉施策は、すべての地域や各主体に関わることから、国・県・他市町といった様々な機関と連携・協力します。

(3) 市内の推進体制

本市では、本計画に基づき、障がい福祉施策を推進していくため、市内の事務局を通じて関係各課の障がい福祉施策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行うなど、全庁的な取組みを推進します。

2 進行管理と管理手法

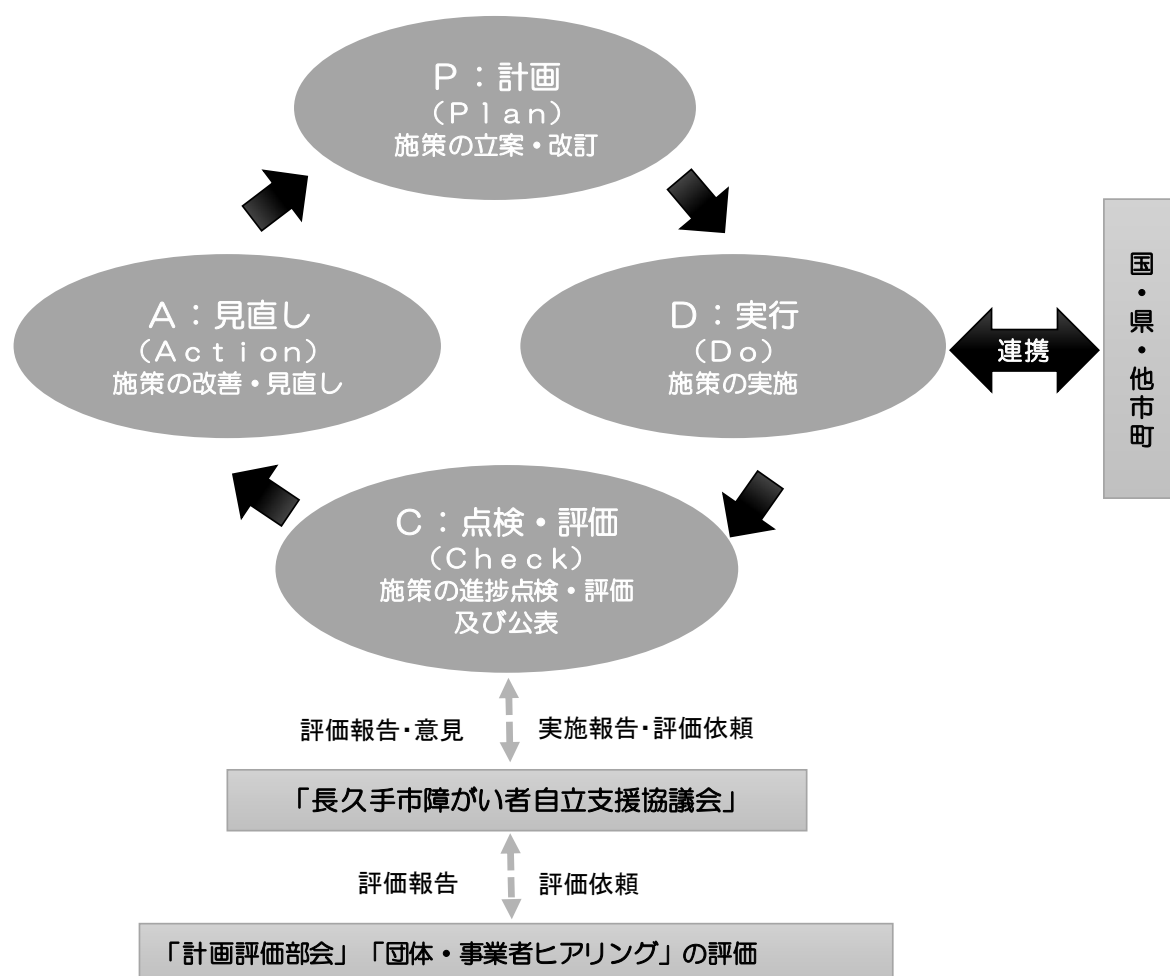
本計画に基づく取組みについては、管理サイクル（PDCAサイクル）の手法で評価・報告を行います。

障がい福祉施策の取組み状況は、定期的に調査、分析及び評価を長久手市障がい者自立支援協議会内の「計画評価部会」で、毎年度計画の進捗状況について評価します。あわせて、「団体・事業者ヒアリング」を実施し、計画を推進する上での課題等を明らかにします。

この結果を障がい者自立支援協議会に報告し、意見を求めます。

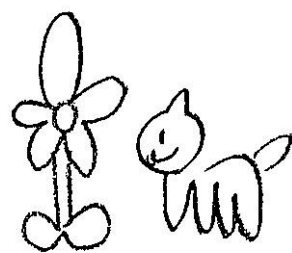
その協議会からの意見を踏まえ、計画の見直しを行います。

施策の実施状況については、障がい者自立支援協議会からの意見を含めて、市のホームページ等を通じて公表します。



なお、今回の第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定に合わせ、第3次障がい者基本計画の中間見直しを行いました。

資料編



資料編

1 国の障害者基本計画（第3次）の概要

国は2013（平成25）年9月に「障害者基本計画（第3次）」を策定しました。
計画の概要は、以下のとおりです。

1：障害者基本計画（第3次）について	
1) 位置付け	障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
2) 計画期間	2013（平成25）年度から2017（平成29）年度までの概ね5年間
2：基本的な考え方	
1) 基本理念	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（基本法1条）
2) 基本原則	① 地域社会における共生等（3条） ② 差別の禁止（4条） ③ 国際的協調（5条）
3) 各分野に共通する横断的視点	① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 ② 当事者本位の総合的な支援 ③ 障害特性等に配慮した支援 ④ アクセシビリティの向上 ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進
3：分野別施策の基本的方向	
1) 生活支援	障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実等
2) 保健・医療	精神障害者の地域移行の推進、難病に関する施策の推進等
3) 教育、文化芸術活動・スポーツ等	新たな就学決定の仕組みの構築、文化芸術活動等の振興等
4) 雇用・就業、経済的自立の支援	障害者雇用の促進及び就労支援の充実、福祉的就労の底上げ等
5) 生活環境	住宅の確保、バリアフリー化の推進、障害者に配慮したまちづくり等
6) 情報アクセシビリティ	放送・通信等のアクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実等
7) 安全・安心	防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等
8) 差別の解消及び権利擁護の推進	障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等
9) 行政サービス等における配慮	選挙等及び司法手続等における配慮等
10) 国際協力	権利条約の早期締結に向けた取組、国際的な情報発信等
4：推進体制	
1) 連携・協力の確保	
2) 広報・啓発活動の推進	
3) 進捗状況の管理及び評価(成果目標)	障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4) 法制的整備	
5) 調査研究及び情報提供	

※ 3：分野別施策の基本的方向の（7,8,9）は第3次計画における新規分野

2 国の第5期障害福祉計画の基本指針の概要

国は2017（平成29）年5月に「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を告示しました。

基本指針における主な改正内容は以下のとおりです。

（1）地域共生社会の実現のための規定の整備	
地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進することを定める。	
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定める。	
（3）障害児支援の体制整備に係る規定の整備	
子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の確保に関する事項を定める。	
（4）発達障害者支援の一層の充実	
発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について定める。	
（5）障害福祉計画の作成に係る2020（平成32）年度の目標設定	
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	▼基本目標（2020（平成32）年度末時点） - 施設入所者（2016（平成28）年度末時点）の9%以上地域生活へ移行 - 福祉施設入所者（2016（平成28）年度末時点）の2%以上削減 ▼目標の設定にあたって - 第4期障害福祉計画で定めた数値目標が未達成（見込み）の場合、未達成分の割合を2020（平成32）年度末における目標値に加えた割合以上を目標として設定する。
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	▼基本目標（2020（平成32）年度末時点） - 全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、都道府県ごとにも協議の場を設置することが望ましい。 - 全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。 - 都道府県は、2020（平成32）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。 - 都道府県は、2020（平成32）年度末における入院後3ヶ月時点、入院後6ヶ月時点及び入院後1年時点の退院率の目標をそれぞれ69%以上、84%以上及び90%以上として設定することを基本とする。
③ 地域生活支援拠点の整備	▼基本目標（2020（平成32）年度末時点） 市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、障害者の地域支援拠点等を少なくとも一つ整備
④ 福祉施設から一般就労への移行等	2020（平成32）年度中に一般就労への移行者数を2016（平成28）年度実績の1.5倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。 ▼目標 2020（平成32）年度末における利用者数を2016（平成28）年度末から2割以上増加 - 全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成 - 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。

3 長久手市障がい者自立支援協議会、計画策定部会、計画評価部会

(1) 長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、長久手市障がい者自立支援協議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の障がい福祉施策に関し、必要な調査及び審議を行うため、長久手市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び質の向上に関すること。
- (5) 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (6) 障がい者の差別の解消の推進に関すること。
- (7) その他必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) 障がい者関係団体の委員
- (5) 障がい福祉事業者
- (6) 学識経験者
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員のほか、尾張東部地域相談支援アドバイザーを招集することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、市の職員とする。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、協議会であらかじめ会長が定めた者が会長の職務を代理する。

(委員)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数であるときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて第4条に規定する委員以外の者を協議会に招集することができる。

(事務局会議)

第8条 協議会の事務を統括するため事務局会議を置く。

(専門部会)

第9条 専門部会の設置については、別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉主管課が行う。

(守秘義務)

第11条 協議会に出席した者は、会議において知り得た個人に関する情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 長久手市障がい者自立支援協議会専門部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市障がい者自立支援協議会専門部会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障がい福祉施策の課題や、障がい者の個別ケース等に対する支援及び連携を図るため、長久手市障がい者自立支援協議会専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい福祉施策の課題に関すること。
- (2) 個別ケース等への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 未就園児、未就学児、児童、生徒の障がい福祉に関すること。
- (4) 障がいのある人の就労に関すること。
- (5) 障害福祉サービスの開発及び質の向上に関すること。
- (6) 精神障がいのある人に関する支援及び理解促進、啓発に関すること。
- (7) 障がいのある人の権利擁護に関すること。
- (8) 地域福祉に関すること。
- (9) 障がい福祉に関する計画の策定に関すること。
- (10) 障がい福祉に関する計画の進行管理及び評価に関すること。
- (11) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童教育支援部会
 - (2) 就労支援部会
 - (3) 福祉サービス支援部会
 - (4) 精神障がい者支援部会
 - (5) 地域生活支援部会
 - (6) 計画策定部会
 - (7) 計画評価部会
- 2 部会を新設及び解散するときは、協議会の承認を得なければならない。
- 3 部会員は、次に掲げる者のうち10名程度で組織する。
- (1) 長久手市障がい者自立支援協議会の委員又はその団体に属する者
 - (2) 市内の当事者団体等
 - (3) 市内の障害福祉サービス事業者
 - (4) その他必要と認める者

(会長)

第5条 各部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、会務を総理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が部会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数であるときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要に応じて第4条に規定する委員以外の者を招集することができる。

(守秘義務)

第7条 部会に出席した者は、会議において知り得た個人に関する情報を正当な理由なく他に漏らしはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

(3) 長久手市障がい者自立支援協議会本会議開催経過

開催日時	開催場所	審議の概要
2017（平成 29）年 9 月 27 日（水曜日） （10：30～12：00）	ながくて エコハウス 多目的室	第 1 回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 ①各専門部会等の取組み状況について ②ながふく障がい者プランの改訂について
2017（平成 29）年 12 月 27 日（水曜日） （14：00～16：00）	市役所 第 5 会議室 及び災害対 策本部室	第 2 回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 ①ながふく障がい者プラン策定状況について ②第 3 次長久手市障がい者基本計画の中間見直し案について ③長久手市第 5 期障がい福祉計画案について ④長久手市第 1 期障がい児福祉計画案について
2018（平成 30）年 3 月 14 日（水曜日） （14：00～16：00）	市役所 第 5 会議室 及び災害対 策本部室	第 3 回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 ①各専門部会等の取組み状況について ②ながふく障がい者プランについてのパブリックコメントの 実施結果について ③第 3 次長久手市障がい者基本計画の見直し案について ④長久手市第 5 期障がい福祉計画案について ⑤長久手市第 1 期障がい児福祉計画案について

(4) 計画策定部会・計画評価部会 部会員名簿 ※敬称略、部会長以外五十音順

氏名	所属
吉川 雅博 (部会長)	愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 教授
青山 美奈子	希望の会 会長
金田 紀代子	長久手市身体障害者福祉協会 会長
青山 暁子 (第5回計画策定部会のみ)	長久手市身体障害者福祉協会 副会長
川上 雅也	尾張東部地域相談支援アドバイザー
鈴木 聖美	長久手市障がい者相談支援センター相談員、児童教育支援部会長
竹田 晴幸	特定非営利活動法人百千鳥 理事長、福祉サービス支援部会長
燈明 泰伸	社会福祉法人あいち福祉会たかぎ作業所 施設長、就労支援部会長
山口 恭美	ほっとクラブ 会長

(5) 計画策定部会及び計画評価部会開催経過

開催日時	開催場所	審議の概要
2016(平成28)年 7月8日(金曜日) (10:00~12:05)	市役所 第5会議室	平成28年度計画評価部会 ①ながふく障がい者プランの進捗状況及び評価について ア 第3次障がい者基本計画 イ 第4期障がい福祉計画
2017(平成29)年 1月31日(火曜日) (10:00~11:20)	市役所 第5会議室 及び災害対 策本部室	第1回計画策定部会 ①ながふく障がい者プランの改訂について ②ながふく障がい者プラン改訂に係るアンケートの実施につ いて
2017(平成29)年 6月21日(金曜日) (14:00~16:00)	市役所 第5会議室 及び災害対 策本部室	第2回計画策定部会 ①ながふく障がい者プランの改訂について ②ながふく障がい者プラン改訂に係るアンケートの結果につ いて ③市民・団体・事業所ヒアリングについて
2017(平成29)年 7月12日(水曜日) (14:00~16:30)	ながくて エコハウス 多目的室	平成29年度計画評価部会 ①ながふく障がい者プランの進捗状況及び評価について ア 第3次障がい者基本計画 イ 第4期障がい福祉計画
2017(平成29)年 11月24日(金曜日) (14:00~16:00)	ながくて エコハウス 多目的室	第3回計画策定部会 ①第1期障がい児福祉計画策定に係るアンケート及び市民・ 団体・事業者ヒアリングの結果について ②第3次長久手市障がい者基本計画(見直し案)、長久手市第 5期障がい福祉計画案及び長久手市第1期障がい児福祉 計画案について
2017(平成29)年 12月7日(木曜日) (10:00~12:00)	ながくて エコハウス 多目的室	第4回計画策定部会 ①第3次長久手市障がい者基本計画(見直し案)について ②長久手市第5期障がい福祉計画案について ③長久手市第1期障がい児福祉計画案について
2018(平成30)年 3月2日(金曜日) (10:00~11:00)	ながくて エコハウス 多目的室	第5回計画策定部会 ② ブリックコメントの実施結果について ②第3次長久手市障がい者基本計画(見直し案)について ③ 久手市第5期障がい福祉計画について ④ 久手市第1期障がい児福祉計画について

4 庁内障がい福祉委員会

(1) 長久手市庁内障がい福祉委員会設置要綱

(設置)

第1条 長久手市障がい者基本計画、長久手市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定及び進管理を行うため、長久手市役所に長久手市庁内障がい福祉委員会（以下「福祉委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 福祉委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 長久手市障がい者基本計画の改訂作業及び検討並びに計画に対する取組みの進捗状況の把握に関すること。
- (2) 長久手市障がい福祉計画及び長久手市障がい児福祉計画の改訂作業及び検討並びに計画に対する取組みの進捗状況の把握に関すること。
- (3) 行政機関、大学、研究機関及び民間団体との連携並びに調整に関すること。
- (4) 各課間の連絡、調整等に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 福祉委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 福祉委員会の委員は、別表の部課等の課長補佐級又は係長級の職員とする。

3 福祉委員会の委員長は、福祉課長とする。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、福祉委員会の事務を総括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、福祉課課長補佐級がその職務を代理する。ただし、課長補佐が不在の場合は、その業務を担当する係長がそれに代わる。

3 委員長は、必要に応じて会議内容等について市長に報告するものとする。

(会議)

第5条 福祉委員会の会議は、委員長が招集し主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、福祉委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3 委員長は、軽易な事項について文書による照会等をもって会議に代えることができる。

(支援等)

第6条 福祉委員会は、長久手市障がい者自立支援協議会に対し、計画の実現のため必要に応じて支援し、又は情報を提供するものとする。

(庶務)

第7条 福祉委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、福祉委員会の運営について必要な事項は、委員長が福祉委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	部 課 等 名
委員長	福祉部福祉課
委員	市長公室政策秘書課
委員	市長公室経営企画課
委員	市長公室情報課
委員	総務部行政課
委員	総務部財政課
委員	くらし文化部たつせがある課
委員	くらし文化部安心安全課
委員	くらし文化部生涯学習課
委員	くらし文化部文化の家
委員	福祉部福祉施策課
委員	福祉部長寿課
委員	福祉部子育て支援課
委員	福祉部健康推進課
委員	建設部土木課
委員	建設部都市計画課
委員	建設部みどりの推進課
委員	建設部区画整理課
委員	教育部教育総務課
委員	教育部中央図書館
委員	消防本部総務課



ながふく障がい者プラン

第3次長久手市障がい者基本計画

長久手市第5期障がい福祉計画

長久手市第1期障がい児福祉計画

発 行：長久手市

企画・編集：長久手市福祉部福祉課・子育て支援課

住 所：〒480-1196

長久手市岩作城の内 60 番地 1

TEL 0561-56-0614（福祉課直通）

0561-56-0633（子育て支援課直通）

FAX 0561-63-2940

発行年月：平成30年4月